

- 一 登記ノ目的 地上権抹消ノ登記
- 一 課税標準 土地壹箇
- 一 登録税 金貳拾錢
- 一 附屬書類 解約書、登記義務者ノ権利ニ關スル登記済證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地  
 地上権設定者 何 某團  
 何府縣何郡何市町村番地  
 地上権者 何 某團  
 何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は地上権が、期間の満了とか解約に依り消滅したとき、其の申請を爲す場合に作るものを示したものである。
- 二 登録税は不動産一箇毎に二十錢である。
- 三 此の申請書に解約書を添附することが出来ない場合、又は期間満了に因つて地上権が消滅したときは、申請書

の副本を添附すれば宜しい。  
四 此の申請書に因る登記は抹消登記である。

八圓無 二八 永小作權設定登記申請書

- 一 不動産ノ表示 何郡何市町村字何番 一田 何段何畝何歩
- 一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日永小作權設定契約
- 一 存續期間 昭和何年何月何日ヨリ滿貳拾五ケ年 壹ケ年金何圓
- 一 小作料 每年拾貳月貳拾五日
- 一 特約事項 小作人ハ永小作權ヲ讓渡シ又ハ賃貸スルコトヲ得サル約
- 一 登記ノ目的 永小作權設定ノ登記
- 一 課税標準價格 土地ノ價格金貳千圓
- 一 登録税 金八圓

一 附屬書類

永小作權設定證、登記義務者ノ権利ニ關スル登記済證各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地  
 永小作人 何 某團  
 何府縣何郡何市町村番地  
 地 主 何 某團  
 何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は當事者が永小作權を設定し其の登記を申請すべき場合に作るものを示したのである(民法第二百七十條乃至第二百七十九條、不登第百十二條参照)。
- 二 登録税は地上権設定登記の申請と同様であるから、其の書式の説明を参照され度い。
- 三 永小作權契約で、永小作人が永小作權を讓渡したり、土地を賃貸することを禁じた場合は、必らず之を此の申請書に書いてある通り、特約事項として記載しなければならぬ。

四 永小作權に付き當事者が契約書を作らず、口頭丈けで約定した場合は、申請書に其の副本を添附すれば宜しいのである。

二十錢無 二九 永小作權消滅登記申請書

- 一 不動産ノ表示 何郡何市町村字何番 一畑 何段何畝何歩
- 一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日權利拋棄(又ハ期間満了)ニ因ル何年何月何日申請受附第何號ノ永小作權消滅
- 一 登録ノ目的 永小作權登記ノ抹消登記
- 一 課税標準 土地壹箇
- 一 登録税 金貳拾錢
- 一 添附書類 拋棄證、登記義務者ノ権利ニ關スル登記済證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日



何府縣何那市町村番地

永小作人 何 某團

何府縣何那市町村番地

地 主 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は永小作權が永小作人の拋棄又は期間満了に依り消滅したとき、其の申請を爲す場合に作るものを示したのである(民法第二百七十五條、第二百七十八條参照)。

二 登録税は不動産一箇毎に二十錢である。

三 此の申請書は永小作人が永小作權を拋棄した場合を豫想したのであるが、永小作權の期間満了の場合に登記原因を證する書面が初めから無いのであるから、申請書の副本を添附すれば宜しい。

收印無 三〇 地役權設定登記申請書

一 不動産ノ表示

承役地

何那市町村字番

一宅地 何百坪

要役地

何那市町村字番

一宅地 何百坪

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日地役權設定

契約

一 登記ノ目的 地役權設定ノ登記

一 地役權設定ノ目的 通行ノ爲メ

一 地役權設定ノ範圍 東側長サ何拾間幅何尺

一 課税標準價格 要役地ノ價格金貳千圓

一 登録税 金貳圓(千分ノ一)

一 附屬書類 地役權設定契約書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證各

壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何那市町村番地

地役權者 何 某團

何府縣何那市町村番地

承役地所有者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は當事者が地役權を設定し、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである(不登第百十三條、民法第二百八十條乃至第二百九十三條参照)。

二 登録税は承役地の價格の千分の一である(登録税第二條第七號参照)。

三 地役權設定契約書を作らなかつたときは、申請書の副本を添附すれば宜しい。

收印無 三一 地役權消滅登記申請書

一 不動産ノ表示

承役地

何那市町村字番

一宅地 何百坪

要役地

何那市町村字番

何那市町村字番

一宅地 何百坪

要役地

何那市町村字番

一宅地 何百坪

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日地役權設定

契約

一 登記ノ目的 地役權設定ノ登記

一 地役權設定ノ目的 通行ノ爲メ

一 地役權設定ノ範圍 東側長サ何拾間幅何尺

一 課税標準價格 要役地ノ價格金貳千圓

一 登録税 金貳圓(千分ノ一)

一 附屬書類 地役權設定契約書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證各

壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何那市町村番地

地役權者 何 某團

一宅地 何百坪

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日解約ニ因リ

何年何月何日申請受附第何號

ノ地役權消滅

一 登記ノ目的 地役權抹消ノ登記

一 課税標準 土地壹箇

一 登録税 金貳拾錢

一 添附書類 解約證、登記義務者ノ權利ニ

關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何那市町村番地

地役權者 何 某團

何府縣何那市町村番地

承役地所有者 何 某團

説明

一 此の申請書は地役權が、解約又は期間の満了に因つて消滅したとき、當事者より其の登記を申請する場合に作



るものを示したのである。

- 二 登録税は不動産一箇毎に二十錢である。
- 三 満期の満了に因つて地役権が消滅したとき、又は解約證書を作らないときは、申請書の副本を添附すれば宜しい。

貳拾七圓五拾錢 印無

三三三 土地賣買先取特權保  
存登記申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村番地

一 宅地 何坪

一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日賣買シタル  
モ其ノ代金ノ授受ヲ爲ササル  
ニ因ル

一 登記ノ目的

土地賣買ノ先取特權保存ノ登  
記

一 債權額

金五千圓

一 辨濟期

昭和何年何月何日

- 一 課税標準價格
- 一 登録税
- 一 附屬書類

債權額金五千圓

金貳拾七圓五拾錢

建物賣買契約書、登記義務者  
ノ權利ニ關スル登記濟證 各  
壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

登記權利者 何 某國

何府縣何郡何市町村番地

登記義務者 何 某國

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は不動産を賣買したが、未だ其の代金を受取らないとき、當事者が其の代金に付き先取特權の登記を申請する場合に作るものを示したのである(不登第百十五條、民法第三百二十八條參照)。
- 二 登録税は債權金額の千分の五箇半である(登録税法第二條第九號參照)。

三 不動産賣買の先取特權は賣買契約と同時に未だ代金又は其の利息の辨濟を受けない旨を登記しなければ其の効力は無い(民法第三百四十條參照)。

四 此の先取特權を登記して置くと、買主が辨濟期に代金を拂はなかつたら、直に其の不動産の競賣を申立て、其の競賣代金を以て辨濟を受けることが出来る(民法第三百二十八條參照)。

拾壹圓無 印無

三三三 建物工事先取特權保  
存登記申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村字何番所在

一 木造瓦葺平家 壹棟

建坪 何坪

一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日建物新築工  
事請負契約

一 工事費用ノ豫算額

金貳千圓

一 辨濟期

昭和何年何月何日

一 登記ノ目的

建物新築工事ノ先取特權保存

民事登記申請書編

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は請負人等が、建築工事を請負つたとき、工事を始める前に其の登記を申請する場合に作るものを示したのである(不登第百十五條、民法第三百二十七條參照)。
- 二 登録税は前號書式の説明と同様である。
- 三 請負人等が家屋の建築を請負ひ、未だ其の建築代金を

登記

工事費用豫算額金貳千圓

金拾壹圓(千分ノ五・五)

建物新築工事請負契約、設計  
書、豫算書、圖面 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

先取特權者 何 某國

何府縣何郡何市町村番地

債務者 何 某國



民事登記申請書編

受取らない場合は其の工事を着手前に、其の建築費の豫算額を登記すると、立派に不動産工事の先取特権が成立するが、工事を始めてから登記を申請したのでは其の効力がないから、此の點大いに注意を要する（民法第三百三十八條参照）。

四 此の登記を申請して置くと、建物の完成後に債務者（注文者所有者）が、其の建物に抵當權を設定しても、請負人は抵當權者に優先して辨済を受けることが出来る（民法第三百三十九條参照）。

壹圓六拾五錢 印無

三四 建物保存先取特権保存登記申請書

一 不動産ノ表示

何那何市町村字何番地所在

一木造トタン葺平家 壹棟

建坪 何坪

一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日ヨリ同年何月何日マテニ施シタル建物ノ修繕

一 登記ノ目的

建物保存費ノ先取特権保存登記

一 課税標準價格

保存費金參百圓

一 登録税

金壹圓六拾五錢(千分ノ五・五)

一 添附書類

保存費計算書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何那何市町村番地

先取特権者 何 某團

何府縣何那何市町村番地

債務者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は他人の不動産建物を保存(修繕)したとき、其の先取特権の登記を申請する場合に作るものを示したのである(不登第百十五條、民法第三百二十六條参照)。

二 登録税は前號書式の説明と同様である。

三 他人の不動産を修繕した場合、其の所有者が直ちに修繕費を拂つて呉れ、ば、先取特権の登記等をする必要はないが、所有者が修繕を依頼して置きながら、修繕費を拂つて呉れないときは、此の登記を申請する必要がある。それで所有者が此の登記の申請に應じない場合は、訴訟を起して勝訴の判決を受け、其の判決で登記を爲さねばならぬ。

四 此の登記申請は保存行為(修繕工事)を終つたら、直ちに爲さなければならぬ(民法第三百三十七條参照)。

五 此の申請に因る登記も亦抵當權に優先するのである(民法第三百三十九條参照)。

貳拾錢 印無

三五 土地先取特権消滅登記申請書

一 不動産ノ表示

何那何市町村番地

一 宅地 何坪

一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日辨済ニ因リ何年何月何日申請受附第何號

民事登記申請書編

ノ先取特権消滅

先取特権保存登記ノ抹消登記

土地壹箇

金貳拾錢

受領證、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何那何市町村番地

登記權利者 何 某團

何府縣何那何市町村番地

登記義務者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は債務者の辨済に因つて、先取特権が消滅したとき、其の抹消登記を申請する場合に作るものを示したのである(不登第百四十六條参照)。

二 登録税は不動産一箇毎に二十錢である。

三 受領書を作らないときは、申請書副本を添附すれば宜



しい。

四 先取特権に関する前敷の書式を参照され度い。

拾壹圓  
收印 印無

三六 土地質権設定登記申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村字何番地

一 宅地 何坪

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日質権設定契

約

一 債権額

金貳千圓

一 辨済期

昭和何年何月何日

一 存続期間

昭和何年何月何日ヨリ滿拾箇

年

一 登記ノ目的

質権設定ノ登記

一 課税標準

債権額金貳千圓

一 登録税

金何圓(千分ノ五・五)

一 附屬書類

金圓貸借及質権設定書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記済

書 壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

登記權利者(質 權 者) 何 某國

何府縣何郡何市町村番地

登記義務者(質権設定者) 何 某國

何區裁判所(何出張所)御中、

說明

- 一 此の申請書は債権者が、債務者に不動産質権を設定せしめて貸金したとき、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである(民法第三百五十六條乃至第三百六十條、不登第百十六條参照)。
- 二 登録税は債権金額の千分の五箇半である(登録税法第二條第十號参照)。
- 三 不動産質権の設定も矢張り其の登記を爲されれば第三者に對抗することは出来ない。
- 四 不動産に質権を設定すると、債権者が不動産を占有して管理しなければならぬので、債権者に取つては少し厄介である爲め、實際に於ては不動産に質権を設定するも

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

登記義務者(質 權 者) 何 某國

何府縣何郡何市町村番地

登記權利者(質権設定者) 何 某國

何區裁判所(何出張所)御中

說明

- 一 此の申請書は債務者の辨済に因つて債権が消滅したとき、質権の抹消登記を申請する場合に作るものを示したのである。
- 二 登録税は不動産(土地)一箇毎に二十錢である。
- 三 此の申請書に示す場合は、當事者双方より申請するのであるが、債務者は債権を皆済し、其の抹消登記を爲さない中に、債権者の行方が不明に爲つた場合は、債務者が抹消登記の申請書に、債権證書、債権及び最後の二年分の利息の受取書を添附することが出来れば、債務者のみで、質権の抹消登記を申請することが出来る。さうしないと民事訴訟法の規定に依つて、公示催告の申立を爲し、除權判決を受けてから抹消登記を申請しなければならぬことになる(不登第百四十二條参照)。

のは少なく、多くは抵當權を設定するやうである。

五 不動産質権の存続期間は十年を最長期とするから、債権の辨済期が之より長いときは、質権は債権の前に消滅して債権だけ残り、擔保が無くなつて了ふのである。

貳拾錢  
收印 印無

三七 土地質権抹消登記申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村字何番

一 田 何段何畝何歩

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日辨済ニ因リ

何年何月何日申請受附第何號

ノ質権消滅

質権抹消ノ登記

一 課税標準

土地壹箇

一 登録税

金貳拾錢

一 附屬書類

受領證、登記義務者ノ權利ニ關スル登記済證 各壹通

右登記申請候也

民事登記申請書編



### 第五章 抵 當 權

五拾五  
圓收印 印無

#### 三八 土地抵當權設定登記

申請書

一 不動産ノ表示

何那何市町村番地

一 宅地 何坪

何那何市町村字何々番

一 山林 何段何畝何歩

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日抵當權設定

契約

一 債權額

金壹萬圓

一 辨濟期

昭和何年何月何日

一 利息

年何分

一 利息支拂時期

毎月末日

一 登記ノ目的

抵當權設定ノ登記

一 課税標準

債權額金壹萬圓

一 登録税 金五拾五圓(千分ノ五・五)

一 附屬書類 金圓貸借及抵當權設定證書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何那何市町村番地

登記權利者(抵當權者) 何 某團

何府縣何那何市町村番地

登記義務者(抵當權設定者) 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

說明

一 此の申請書は債權者が、債務者所有の不動産(土地又は建物)に、抵當權を設定せしめて貸金したとき、抵當權設定の登記申請をする場合に作るものを示したのである(民法第三百六十九條以下、不登第百七十七條参照)。

二 登録税は債權金額の千分の五箇半である。

三 債務者は自分の所有して居る土地建物に、幾つも抵當權を設定し得るので、同一の不動産の上に數個の抵當權があるとそれ〴〵優劣の順序がある。即ち第一番に登記

したものは第一順位、第二番に登記したものは第二順位

と爲る。それで第一順位の抵當權者は其の不動産から第

一番に債權の辨濟を受ける權利を有するのである(民法

第三百七十二條参照)。

四 右の次第であるから、抵當權を設定して貸金したとき

は、直ちに其の登記を爲すべきものである。若し登記を

怠つて居ると、第一番に抵當權を設定させても、順位が

後に爲ることがある。

貳拾七  
圓五拾  
錢收印 印無

#### 三九 建物抵當權設定登記

申請書

一 不動産ノ表示

何那何市町村番地所在

一 木造瓦葺貳階建 壹棟

建坪 何坪 貳階 何坪

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日抵當權設定

契約

一 登記ノ目的

抵當權設定ノ登記

一 債務者

何府縣何那何市町村番地何某

民事登記申請書編

一 債權額 金五千圓

一 利息 年何分

一 利息支拂時期 毎月末日

一 辨濟期 昭和何年何月何日

一 課税標準 債權額金五千圓

一 登録税 金貳拾七圓五拾錢

一 附屬書類 抵當權設定書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何那何市町村番地

抵當權者 何 某團

何府縣何那何市町村番地

抵當權設定者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

說明

一 此の申請書は債務者で無い第三者が、債權者の爲めに自分の不動産に抵當權を設定したとき、其の登記申請を爲す場合に作るものを示したのである(民法第三百六十



九條以下、不登第百十九條参照。

- 二 登録税は前號書式の説明と同様である。
- 三 債務者で無い第三者が自分の不動産に抵當權を設定する場合、債務者の依頼を受けてするのが通例であるが、債務者の依頼を受けずに抵當權を設定することが出来る(民法第三百七十二條、第三百五十一條参照)。
- 四 抵當權を設定した第三者が、債權を辨済して抵當權を消滅せしめたとき、又は抵當權の實行に因つて、不動産の所有權を失つたときは、民法の保證債務に關する規定に従つて、債務者に其の辨償を請求することが出来る。

五拾五無  
圓收印

### 四〇 土地建物抵當權設定 登記申請書

- 一 不動産ノ表示  
別紙不動産共同擔保目録記載ノ通り
- 一 登記原因及其日附  
昭和何年何月何日抵當權設定  
契約  
金壹萬圓  
昭和何年何月何日ヲ初回トシ
- 一 債權額
- 一 辨済期

- 一 利息
- 一 利息支拂時期
- 一 特約事項

毎月何日壹回金何圓宛何拾回ニ割賦辨済スルコト

年何分  
毎月末日

割賦金又ハ利息ノ支拂ヲ壹回タリトモ延滞シタルトキハ期限ノ利益ヲ失ヒ一時ニ全債務ヲ辨済スヘキ約

- 一 登記ノ目的

抵當權設定ノ登記

- 一 先順位ノ質權又ハ抵當權

第一順位ノ抵當權登記アリ

- 一 課税標準

債權額金壹萬圓

- 一 登録税

金五拾五圓

- 一 附屬書類

抵當權設定金圓貸借證書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證、不動産共同擔保目録、資格證明書、委任狀 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

### 登記權利者(抵當權者)

- 何府縣何郡何市町村番地 何々銀行
- 何府縣何郡何市町村番地 右取締役 何 某團
- 何府縣何郡何市町村番地 右代理人 何 某團
- 何府縣何郡何市町村番地 何 某團
- 何區裁判所(何出張所)御中

### 説明

- 一 此の申請書は五箇以上の不動産に抵當權を設定せしめ、其の登記を申請する場合に作るべきものを示したのである(民法第三百六十九條、不記第百十七條、第百二十條、第百二十條の二参照)。
- 二 登録税は前號書式の説明と同様である。
- 三 此の申請書のやうに抵當權者が會社(法人)なるときは、其の代表者の資格證明書を申請書に添附しなければならぬ(債務者が會社の場合も亦同様である)。
- 四 抵當權者が代理人をして登記を申請せしめたるものであるから、委任狀を添附すべきは勿論である。

民事登記申請書編

五 不動産の共同擔保目録は次に示す様式で作れば宜しい

### 同上 不動産共同擔保目録

(表紙)

### 不動産共同擔保目録

- 登記權利者 株式會社何々銀行
- 取締役 何 某團
- 登記義務者 何 某團

登記簿ノ冊數	登記番號	順位番號	番號	擔保の目的たる權利の表示	豫備
五	三三八	二	一	何郡何市町村何番地 一宅地 何坪	
一〇	三六	四	二	何郡何市町村字何何番 一田 何段何畝何歩	
二七	七六	六	三	何郡何市町村字何何番 一畑 何段何畝何歩	
一八	四	四	四	何郡何市町村何番地所在 一木造トタン葺平家 壹棟 建坪 何坪	



二二六	八五	同所所在 一木造瓦葺平家工場 壹棟
建坪	何坪	
不動産共同擔保目録	一丁	

- 説明
- 一 此の目録は前號の申請書に添附すべきものを示したものである。
  - 二 目録には印紙を貼用することを要しないのは勿論である。
  - 三 此の目録は美濃紙の丈夫のものを使用して作ることを要する。
  - 四 此の目録に付ては不登施行細則第四十三條の二乃至第四十四條の四を参照され度い。

五拾五圓無印 四一 土地根抵當權設定登記申請書

- 一 不動産表示  
何那何市町村番地  
一宅地 何百坪
- 一 登記原因及其日附  
昭和何年何月何日當座貸越  
(又ハ手形割引)根抵當設定  
根抵當權設定ノ登記  
金壹萬圓
- 一 登記ノ目的  
昭和何年何月何日ヨリ同何年何月何日迄ノ間必要ニ應シ貸越ヲ爲シ抵當權ノ效力ヲ發生セシムル約
- 一 利息  
百圓ニ付キ日歩金何錢  
毎月末日
- 一 利息支拂期  
昭和何年何月何日
- 一 辨濟期  
債權限度金壹萬圓
- 一 課稅標準價格  
金五拾五圓(千分ノ五・五)
- 一 登録稅

一附屬書類

當座貸越根抵當設定書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證、壹通、登記簿抄本各壹通

何府縣何那何市町村番地  
登記權利者(根抵當權者) 株式會社何某銀行  
何府縣何那何市町村番地  
取締役 何 某圓  
何府縣何那何市町村番地  
登記義務者(根抵當權設定者) 何 某圓  
何區裁判所(何出張所)御中

- 説明
- 一 此の申請書は根抵當權を設定し、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである。根抵當と云ふのは別に説明してある通り、抵當權を以て擔保する債權が発生しない前に、抵當權を設定して置き、債務者が必要に應じて、五百圓とか千圓とか二千圓とかを一定の期間内に時々借入れるので、此の契約を當座貸越と云つて居る。
  - 二 登録稅は普通の抵當權と同様である。
  - 三 根抵當は普通の抵當權と違ひ、未だ債務の發生しない

民事登記申請書編

以前に設定して其の登記をするのであるから、其の登記の申請には必ず當座貸越契約に因り、又は手形割引契約に因る根抵當であると云ふことを明かにしなければならぬ。

四 根抵當の設定はお互ひの信用に基くものであるから、之れを讓渡することが出来ないといふのが通説である。然し著者は通説と反對の見解を有して居る。

拾壹圓無印 四二 抵當權擔保物追加登記申請書

- 一 擔保ヲ追加スヘキ抵當權ノ表示  
何那何市町村番地登記第何號
- 一 乙順位第何番ノ抵當權  
追加シタル不動産ノ表示  
何那何市町村番地所在  
木造瓦葺平家 壹棟  
建坪 何坪
- 一 登記原因及其日附  
昭和何年何月何日金錢貸借契約ニ基ク追加擔保契約



民事登記申請書編

- 一 登記ノ目的 抵當權設定ノ登記
- 一 債権額 金千圓
- 一 利息 年何分
- 一 利息支拂時期 毎月末日
- 一 辨濟期 昭和何年何月何日
- 一 課税標準價格 債権額金貳千圓
- 一 登録税 金拾壹圓(千分ノ五・五)
- 一 附屬書類 増抵當權設定書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

- 何府縣何郡何市町村番地
- 登記權利者(抵當權者) 何 某團
- 何府縣何郡何市町村番地
- 登記義務者(抵當權設定者) 何 某團
- 何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は抵當權の擔保物を追加(増抵當)したとき、其の登記の申請をする場合に作るものを示したので

四〇

ある(不登第百二十二條の三、不登施行細則第四十四條の五參照)。

- 二 登録税は債権金額の千分の五箇半である。
- 三 抵當權の擔保物追加の登記を申請する場合は、前の擔保物の一部が滅失したとき、又は其の價格が甚だしく下落したときに爲すを通例とする。
- 四 此の登記も矢張り當事者が其の契約を爲さなければならぬから、抵當權者は自由に登記し得ないのは勿論である。

貳拾錢 無 收印 印

四三 抵當權ヲ他ノ債權ノ擔保トスル附記登記申請書

- 一 擔保ト爲シタル抵當權ノ表示 何郡何市町村番地 一宅地 何百坪
- 右土地ノ上ニ設定シタル昭和何年何月何日申請受附第何號ノ抵當權順位第何號ノ抵當權
- 一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日ノ擔保契約
- 一 債権額 金何圓

- 一 辨濟期 昭和何年何月何日
- 一 利息 年何分
- 一 利息支拂時期 毎月末日
- 一 土地所有者 何府縣何郡何市町村番地何某
- 一 登記ノ目的 抵當權ヲ他ノ債權ノ擔保ト爲シタル附記登記
- 一 課税標準 土地壹箇
- 一 登録税 金貳拾錢
- 一 附屬書類 金錢貸借及擔保契約證、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 壹通

右登記申請候也

- 何府縣何郡何市町村番地
- 登記權利者 何 某團
- 何府縣何郡何市町村番地
- 登記義務者 何 某團
- 何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は抵當權者が、自分の有つて居る抵當權を

民事登記申請書編

他の債権者に擔保として金錢を借入れるとき、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである(民法第三百七十五條參照)。

二 此の登記は附記登記であるから、登録税は不動産一箇毎に金二十錢である(登録税法第二條第十九號參照)。

三 抵當權を擔保に取つた債権者も亦抵當權を實行するこゝとが出来る。

四 抵當權者(抵當權を擔保に供した者)も抵當權を實行し得るものと思ふが、其の代金は債権者に支拂はなければならぬ。

貳拾錢 無 收印 印

四四 抵當權變更登記申請書 (其一)

- 一 不動産ノ表示 何郡何市町村番地 一宅地 何百坪
- 一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日契約ニ因リ同年何月何日申請受附第何號ノ抵當權設定登記事項中辨濟







何府縣何郡何市町村番地

登記義務者(讓渡人) 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は抵當權者が、抵當權と共に債權を他人に讓渡したとき、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである。
- 二 登録税は不動産一箇毎に金二十錢である。
- 三 此の申請をする場合には、抵當權者(債權者)は、債務者に對し抵當權と共に、債權を讓渡した旨を確定日附ある證書(内容證明郵便)を以て通知する必要がある(民法第四百六十七條參照)。
- 四 此の申請に因る登記は附記に依つて爲すのである(不登第百二十五條參照)。

四拾錢無  
收印印

四七

相續ニ因ル抵當權移  
轉登記申請書

不動産ノ表示

何郡何市町村番地

一宅地 何坪

同所所在

一木造瓦葺平家 壹棟

建坪 何坪

一登記原因及其日附

- 昭 and 何年何月何日何某死亡ニ因リ何某家督相續ヲ爲シタルニ因リ何年何月何日申請受附第何號ノ抵當權ノ移轉
- 抵當權債權ト共ニ移轉ノ登記
- 土地壹箇建物壹箇
- 金四拾錢
- 登記原因ヲ證スヘキ書面初メヨリ存在セサルニ付申請書副本、戶籍謄本、除籍謄本各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

何某家督相續人

申請人 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は家督相續人が被相續人の不動産を相續したとき、相續登記を爲す場合に作るものを示したのである(民法第九百八十六條、不登第二十七條、第四十一條、第百十九條參照)。
- 二 此の登記は附記登記であるから、登録税は不動産一箇毎に金二十錢である。
- 三 此の登記は相續人が單獨で爲すべきは勿論である。
- 四 遺産相續に因つて不動産を相續し、其の登記を申請する場合に、此の申請書に準じて作れば宜しい。

貳拾錢無  
收印印

四八

順位讓渡抵當權變更  
登記申請書

不動産ノ表示

何郡何市町村字何々番

一田 何町何段何畝何歩

右土地ニ設定シタル順位第何番ノ抵當權

一登記原因及其日附 昭和何年何月何日抵當權順位

民事登記申請書編

一宅地 何坪

同所所在

一木造瓦葺平家 壹棟

建坪 何坪

一登記原因及其日附

- 昭和何年何月何日何某死亡ニ因リ何某家督相續ヲ爲シタルニ因リ何年何月何日申請受附第何號ノ抵當權ノ移轉
- 抵當權債權ト共ニ移轉ノ登記
- 土地壹箇建物壹箇
- 金四拾錢
- 登記原因ヲ證スヘキ書面初メヨリ存在セサルニ付申請書副本、戶籍謄本、除籍謄本各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

何某家督相續人

申請人 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は家督相續人が被相續人の不動産を相續したとき、相續登記を爲す場合に作るものを示したのである(民法第九百八十六條、不登第二十七條、第四十一條、第百十九條參照)。
- 二 此の登記は附記登記であるから、登録税は不動産一箇毎に金二十錢である。
- 三 此の登記は相續人が單獨で爲すべきは勿論である。
- 四 遺産相續に因つて不動産を相續し、其の登記を申請する場合に、此の申請書に準じて作れば宜しい。

貳拾錢無  
收印印

四八

順位讓渡抵當權變更  
登記申請書

不動産ノ表示

何郡何市町村字何々番

一田 何町何段何畝何歩

右土地ニ設定シタル順位第何番ノ抵當權

一登記原因及其日附 昭和何年何月何日抵當權順位

民事登記申請書編

説明

- 一 此の申請書は抵當權者が、他の抵當權者に自分の抵當權の順位を讓渡し、其の登記を申請する場合に作るもの

何區裁判所(何出張所)御中

何府縣何郡何市町村番地

讓渡人 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

讓受人 何 某團

右登記申請候也

昭和何年何月何日

- 一登記ノ目的 何府縣何郡何市町村番地何某土地壹箇
- 一課税標準 金貳拾錢
- 一附屬書類 順位讓渡證、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 各壹通

ノ讓渡ニ因リ何年何月何日申請受附第何號抵當權順位ヲ順位第何番抵當權者ニ讓渡

抵當權變更ノ附記登記

何府縣何郡何市町村番地何某土地壹箇

金貳拾錢

順位讓渡證、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 各壹通

利ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

讓渡人 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

讓受人 何 某團



を示したのである（民法第三百七十五條、第三百七十六條參照）。例へば同一の不動産に第一順位、第二順位、第三順位と云ふやうに、三つの抵當權を設定してあるとき、第一順位の抵當權者が其の順位を第三順位に譲つて、第三順位の抵當權を第一順位とし、自分が第三順位と爲るが如きである。

二 登録税は不動産一箇毎に金二十錢である。

三 順位を譲渡したときは、債權譲渡の規定に従つて、順位譲渡人より主たる債務者に其の旨を通知するか、又は主たる債務者が之を承諾しなければ、債務者其他の者に對抗することが出来ないのである（民法第三百七十六條參照）。

四 順位の譲渡は同一の物件に抵當權を有する者の間で行はれるものであるから、抵當權其のもの、譲渡とは異なるのである。

五 主たる債務者に對し爲す順位譲渡の通知は、内容證明郵便を以て爲さればならぬ。

收拾錢 印無

四九 債務者交替抵當權移轉登記申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村番地

一宅地 何坪

一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日債務者ノ交替ニ關スル更改契約ニ因リ何年何月何日受附第何號順位第何番ノ抵當權ヲ新債務者ニ移轉

舊債務者

何府縣何郡何市町村番地 何 某

新債務者

何府縣何郡何市町村番地 何 某

一 登記ノ目的

抵當權移轉ノ登記

一 課税標準

土地壹箇

一 登録税

金貳拾錢

一 附屬書類

更改契約證、登記義務者ノ權

利ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

登記權利者(債 權 者) 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

登記義務者(不動産所有者) 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

說明

一 此の申請書は債務者が交替したとき、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである。債務者の交替と云ふのは、從來の債務者以外の者が、債務者の債務を負ひ舊債務者を債權債務の關係から脱せしめ、自分が新債務者として債務を負ふのである。此の契約は舊債務者の意思に反しない限り、債權者と新債務者との間で爲すことが出来る（民法第五百十四條參照）。

二 此の場合に其の債權に抵當權を設定してあつたときは、其の抵當權を新債務に移すことが出来るので、此の申請書は此の場合に作る必要がある（民法第五百十八條參照）。

收拾錢 印無

五〇 抵當權登記ニ付最後ノ貳年分以前ノ利息登記申請書

一 不動産ノ表示

何府縣何郡何市町村番地

一宅地 何坪

一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日契約何年何月何日申請受附第何號順位第何番ニ登記シタル抵當權ニ付キ其ノ滿期ト爲リタル



最後ノ貳年分以前ニ係ル何年何月何日ヨリ何年何月何日迄ノ利息金何圓ニ對シテモ抵當權ヲ行ヒ得ルコトノ變更ノ附記登記

- 一 課税標準
- 一 登記税
- 一 附屬書類

土地壹箇  
金貳拾錢  
登記義務者ノ權利ニ關スル登記済證、申請書副本 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

登記義務者 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

登記權利者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は利息に付き、特別登記を申請する場合に作るものを示したのである。抵當權者は其の満期と爲つ

た、最後の二年分の利息に付ては、抵當權を行ふことが出来るのであるが、其の以前の利息に付ては、満期後に特別登記を爲さなければ、抵當權を實行することは出来ないものである(民法第三百七十四條參照)。  
二 登録税は不動産一箇毎に金二十錢である。  
三 此の申請書に因る登記も矢張り、債權者(抵當權者)と債務者の双方より爲すべきは勿論である。  
四 民法第三百七十四條の規定は、他の債權者を保護する爲めであつて、債務者又は設定者を保護する爲めでないから、債務者、設定者は抵當權者に對して、元本と共に利息全部を支拂はなければ、抵當權抹消の請求が出来ないものと解すべきである。

貳拾錢 無印  
五一 土地抵當權登記ニ付民法第三百九十三條ニ依ル代位登記申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村番地

一宅地 何坪

一 登記原因及其日附

一 登記ノ目的

昭和何年何月何日壹番抵當權者カ共同抵當權ノ壹部ヲ實行シ債權全部ノ辨濟ヲ受ケタルニ因ル  
何年何月何日申請受附第何號ヲ以テ登記シタル抵當權ニ對シ實行サレタル抵當權ノ次順位抵當權者タリシ登記權利者カ其ノ債權何千圓、辨濟期何年何月何日、利息年何分ニ付順位壹番ノ抵當權者カ本號ノ土地ニ於テ辨濟ヲ受クヘカリシ金額ニ滿ツル迄抵當權者ニ代位シタルコトノ附記登記

- 一 課税標準
- 一 登録税
- 一 添附書類

土地壹箇  
金貳拾錢  
申請書副本、壹通、土地登記簿貳通、證明書壹通

右登記申請候也

民事登記申請書編

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

登記義務者 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

登記權利者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は先順位の抵當權者が、或る不動産の代價のみで、全部の辨濟を受けたとき、其の次順位の抵當權者が、先順位の抵當權者に代位して、登記が申請する場合に作るものを示したのである(民法第三百九十二條)。  
二 此の登記も附記登記であるから、土地一箇毎に金二十錢である(民法第三百九十三條參照)。  
三 次順位抵當權者が此の申請書に因つて、代位登記を申請し得る場合をわかり易くいへば、債務者が自己所有のA宅地とB宅地とに第一順位抵當權を設定して金三千圓を借受け、更にA宅地に第二順位抵當權を設定して金千五百圓を借入れた場合に、第一順位抵當權者が抵當權を實行し、A宅地及びB宅地の競賣を申立てた結果、A宅地の代價が三千圓以上であつたので、其の代價を以て三



千圓と利息の支拂を受けると、B宅地を競賣せずに第一順位の抵當権は消滅する。又第二順位の抵當権もA宅地が競賣されたので消滅するのであるが、第一順位の抵當権はA宅地の外、B宅地も其の目的物であつたのであるから、債権額千圓を二個の宅地に割當れば、各々千五百圓と爲る。それで第二順位抵當権者は第一順位抵當権の目的であつたB宅地に付て、第一順位抵當権者の受くべかりし千五百圓の代位登記の附記を申請し、B宅地に對して抵當権を有することに爲るのである。

四 此の登記の申請手續に付ては議論はあるが、矢張り第一順位抵當権者と第二順位抵當権者の双方より申請すべきものである。それで第一順位抵當権者であつた者が、登記手續に協力して呉れない場合は、訴訟に依る外方法はないのである。

〔貳拾錢 印無〕 五二 抵當権消滅登記申請書

- 一 不動産ノ表示  
何那何市町村番地  
一宅地 何坪

一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日辨濟ニ依リ何年何月何日申請受附何號ノ

一 登記ノ目的

抵當権抹消ノ登記

一 課税標準

土地壹箇  
金貳拾錢

一 附屬書類

受領證、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何那何市町村番地

登記權利者 何 某團

何府縣何那何市町村番地

登記義務者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

說明

一 此の申請書は債務者が債務を辨濟し、抵當権が消滅したとき、其の登記を申請する場合に作るものを示したものである。

一 附屬書類

申請書副本、抹消セラレタル權利ニ關スル登記濟證、次順位抵當権者ノ承諾書 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何那何市町村番地

抵當 權者 何 某團

何府縣何那何市町村番地

抵當權設定者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

說明

一 此の申請書は誤つて抵當権の登記を抹消したことを發見したとき、其の回復の登記を申請する場合に作るものを示したのである。

二 登録税は不動産一箇毎に金二十錢である。

- 二 登録税は不動産一箇毎に金二十錢である。
- 三 抵當権者が債務を免除したり、抛棄した爲め抵當権が消滅したときも、此の書式に準じて登記申請書を作る、とが出来る。
- 四 此の申請書に因る登記は抹消の登記である。

〔四拾錢 印無〕 五三 抹消抵當権登記ノ回復登記申請書

- 一 不動産ノ表示  
何那何市町村番地  
一宅地 何坪
- 一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日抹消登記原因ノ無効ヲ發見シタルニ因リ抹消セラレタル何年何月何日申請受附第何號抵當権登記ノ回復ヲ求ム

- 一 登記ノ目的  
土地壹箇  
金貳拾錢
- 一 課税標準
- 一 登録税

民事登記申請書編



四拾錢無  
收印印無

五四 登記簿ノ滅失ニ因ル抵  
當權設定登記回復登記  
申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村字何々番

一 山林 何町何段何畝何歩

一 登記原因及其日附 何年何月何日ノ抵當權設定登  
記ノ回復

一 登記ノ目的

滅失シタル登記簿ニ爲シタル

何年何月何日申請受附第何號

何番ノ抵當權設定登記ノ回復

一回復スヘキ抵當權ノ表示

一 設定行爲 何年何月何日抵當權設定契約

一 債權額 金何圓

一 辨濟期 昭和何年何月何日

一 利息 年何分

一 利息支拂時期 毎月末日

一 債務者 何郡何市町村番地何某

一 抵當權設定者 同上

一 附屬書類 何某ノ權利ニ關スル前登記ノ  
登記濟證、申請書副本各壹通

右登記昭和何年司法省告示第何號ニ依リ申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

申請人(抵當權者) 何 某圓

何區裁判所(何出張所)御中

說明

一 此の申請書は登記簿が火災其の他の事由で滅失したとき、其の登記簿に登記してあつた抵當權の回復登記を申請する場合に作るものを示したのである。

二 登記簿が滅失した場合は、司法大臣は三ヶ月以上の期間を定め、其の期間内に登記の回復を申請する者は、尙ほ其の登記簿の順位を有すべき旨を告示するのである(不登第二十三條参照)。

三 登録税は不動産一箇毎に金二十錢である。

四 此の申請書に依る回復登記は、司法大臣の定めた一定の期間内に爲さなければ、其の登記簿の順位を有するとは出来ないから、此の點に注意を要する。

四 此の申請書に因る登記は權利者のみで申請することが出来る(不登第六十九條、第七十條参照)。

第六章 賃 貸 借

拾圓無  
收印印無

五五 土地賃借權設定登記  
申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村番地

一 宅地 何坪

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日ノ賃貸借契  
約

一 存続期間 昭和何年何月何日ヨリ滿貳拾  
年

一 借 賃 壹ヶ月金何圓

一 借賃ノ支拂時期 毎月末日

一 登記ノ目的 賃借權設定登記

一 課税標準價格 土地ノ價格金五千圓

一 登録税 金貳拾圓

民事登記申請書編

一 附屬書類

賃貸借契約證、登記義務者ノ  
權利ニ關スル登記濟證各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

賃借人 何 某圓

何府縣何郡何市町村番地

賃貸人 何 某圓

何區裁判所(何出張所)御中

說明

一 此の申請書は當事者が不動産の賃貸借契約をしたとき、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである(民法第六百五條、不登第二百二十七條参照)。

二 登録税は賃借權の存続期間と不動産の價格とに依つて左の如く區別されて居る。

十年以下のもの 不動産價格 千分の一

二十年以下のもの 同 千分の二

三 賃借權の登記は、特に賃貸借契約で定めた場合でなければ、賃借人は賃貸人に對して、登記請求權を有しないといふ判例がある。



四圓無  
印

五六 建物賃借權設定登記  
申請書

一 不動産表示

何郡何市町村番地所在

一 木造瓦葺平家 壹棟

建坪 何坪

一 登記原因及其日附 何年何月何日ノ賃借契約

一 登記ノ目的 賃借權設定ノ登記

一 存続期間 何年何月何日ヨリ何ヶ年間

一 借賃 一ヶ月金何圓

一 借賃支拂時期 毎月何日

一 課税標準価格 不動産價格金貳千圓

一 登録税 金何圓

一 附屬書類 賃借契約證、登記義務者ノ  
權利ニ關スル登記濟證各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

賃借入 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

賃借人 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は當事者が建物の賃借契約を爲したとき、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである。

二 登録税は前號書式の説明と同様である。

三 説明もまた前號書式と同様である。

貳圓無  
印

五七 賃借建物轉貸登記申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村番地所在

一 木造トタン葺平家 壹棟

建坪 何坪

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日轉貸契約ニ

因リ何年何月何日申請受附第

何號ノ賃借權ノ轉貸

一 存続期間

昭和何年何月何日ヨリ同年何月何日マテ

一 借賃 壹ヶ月金何圓

一 借賃支拂時期 毎月末日

一 建物所有者 何郡何市町村番地 何某

一 登記ノ目的 賃借權轉貸ノ登記

一 課税標準価格 建物價格金千圓

一 登録税 金貳圓

一 添附書類 轉貸證書、登記義務者ノ權利  
ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

轉借人 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

轉貸人 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は賃借人が、賃借建物を他人に轉貸したと

民事登記申請書編

賃借入 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

賃借人 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

一 此の申請書は當事者が建物の賃借契約を爲したとき、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである。

二 登録税は前號書式の説明と同様である。

三 説明もまた前號書式と同様である。

貳圓無  
印

五八 建物賃借權移轉登記  
申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村番地所在

一 木造瓦葺階建 壹棟

建坪 何坪 貳階 何坪

一 登記原因及其日附 何年何月何日讓渡ニ因リ何年

何月何日申請受附第何號ノ賃

借權移轉

き、其の登記を爲す場合に作るものを示したのである。

二 登録税は前號書式の説明と同様である。

三 賃借人は賃借人の承諾がなければ、賃借建物を他人に轉貸することは出来ない(民法第六百十二條参照)。

四 賃借人が適法に賃借物を他人に轉貸したときは、轉借人は賃借人に對して直接に義務を負ふのである(民法第六百十三條参照)。

五 土地の賃借人が轉貸した場合には、此の書式に準じて申請書を作れば宜しい。

一 不動産ノ表示

何郡何市町村番地

一 木造瓦葺階建 壹棟

建坪 何坪 貳階 何坪

一 登記原因及其日附 何年何月何日讓渡ニ因リ何年

何月何日申請受附第何號ノ賃

借權移轉

民事登記申請書編



- 一 存続期間  
何年何月何日ヨリ満何ケ年
- 一 借 賃  
壹ケ月金何圓
- 一 借賃支拂時期  
毎月末日
- 一 特約事項  
賃借人ハ賃借物ヲ賃貸シ又ハ賃借權ヲ讓渡シ得ルノ約  
何郡何市町村番地 何某  
賃借權移轉ノ登記  
建物金貳千圓
- 一 建物所有者
- 一 登記ノ目的
- 一 課税標準價格
- 一 登録税
- 一 附屬書類

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地  
讓受人 何 某團  
何府縣何郡何市町村番地  
讓渡人 何 某團  
何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は建物の賃借人が、賃借權を他人に讓渡したとき、其の登記をする場合に作るものを示したのである。
- 二 登録税は前號書式の説明と同様であるが、賃借權の存続期間は殘期間に依るので、十年以下と見て、二圓の印紙を貼用する場合を示した。
- 三 其の他は前號書式の説明と同様である。
- 四 土地賃借權の移轉登記を申請する場合は、此の申請書に準じて申請書を作ることが出来る。

二十錢無印

五九 賃借權抹消登記申請書

- 一 不動産ノ表示  
何郡何市町村番地  
一宅地 何拾坪
- 一 登記原因及其日附  
昭和何年何月何日期間満了ニ因リ何年何月何日申請受附第何號ノ賃借權消滅  
賃借權抹消ノ登記  
土地壹箇
- 一 登記ノ目的
- 一 課税標準

- 一 登録税 金貳拾錢
- 一 添附書類 申請書副本、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地  
賃借人 何 某團  
何府縣何郡何市町村番地  
賃借人 何 某團

説明

- 一 此の申請書は賃借の期間が満了したとき、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである。
- 二 登録税は不動産一箇毎に金二十錢である(登録税法第二條第二十號參照)。
- 三 解約に因つて賃借權が消滅した場合は、此の申請書に準じて登記申請書を作ることが出来る。

第七章 交付、閱覽其ノ他

六〇 登記濟證交付申請書

- 何郡何市町村番地  
一宅地 何坪
  - 一 登記ノ種類 何々ノ登記
- 右假設登記簿ヨリ登記簿ニ寫シタルニ付登記濟證交付可相成旨昭和何年何月何日ノ御通知ニ依リ右登記濟證御交付相成度別紙假設登記簿ニ於ケル登記濟證相添此段申請候也
- 昭和何年何月何日  
何府縣何郡何市町村番地  
申請人 何 某團  
何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は假設登記簿の登記を登記簿に移したとき、登記所より當事者に對し本登記濟證を與へる旨の通



民事登記申請書編

知のあつた場合提出するものを示したのである（不登第七十五條参照）。

二 此の申請書には印紙を貼用する必要はないと考へる。若し貼用するものとすれば民事訴訟用印紙法第十六條を準用して二十錢である。

貳拾五 無 錢收印 六 一 管轄登記所指定申請書

何府縣何郡何市町村番地

申請人 何 某

申請ノ原因タル事實

何郡何市町村番地 宅地 何坪

何郡何市町村番地 宅地 何坪

右兩所ニ跨リ所在

一木造瓦葺平家 壹棟

建坪 何坪

右建物ハ申請人ノ所有ニシテ今般所有權保存ノ登記ノ申請ヲ爲サントシタル所右建物ハ前記ノ通り二箇ノ土地上ニ建設セラレアリ而シテ右第壹ノ土地ハ甲

登記所ノ管轄ニ屬シ第貳ノ土地ハ乙登記所ノ管轄ニ屬シ不動産登記法第八條第二項ニ所謂不動産力數箇ノ登記所ノ管轄ニ跨ルモノナルコト別紙圖面ノ通りニ有之候依テ茲ニ管轄登記所ノ指定ヲ請フ爲メ本申請ヲ爲ス次第ニ有之候

申請ノ趣旨

前記建物ノ登記ニ付キ管轄登記所ノ指定相成度候

證據書類

一建物圖面

壹通

昭和何年何月何日

何地方裁判所長判事 何某殿

右 何 某國

說明

一 此の申請書は不動産が、二ヶ所以上の登記所の管轄地に跨つて居るとき、其の管轄登記所を定めてもらふ爲め提出するものを示したのである（不登第八條参照）。

二 此の申請書には民事訴訟用印紙法第十六條に依つて、二十五錢の印紙を貼用するものと解する。

三 此の申請書に圖面を添附すべきである。

四 此の申請書に依つて、裁判所が設定した管轄登記所に登記を申請するときは、其の申請書に裁判の謄本を添附しなければならぬ（不登施行細則第四十一條参照）。

拾五 無 錢收印 六 二 土地登記簿抄本交付申請書

何郡何市町村番地

一宅地 何坪

一交付ヲ受クヘキ部分

右物件及ヒ所有者ノ氏名住所並ニ抵當權者ノ氏名住所、債權額、利息、辨濟期

一手數料 何拾錢

右抄本交付請求候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

申請人 何 某國

何區裁判所（何出張所）御中

說明

一 此の申請書は登記簿抄本の交付を請求する場合に作る

民事登記申請書編

ものを示したのである。これは何人でも手數料を納めさへすれば登記簿の抄本又は謄本の交付を請求することが出来るのである（不登第二十一條、不登施行細則第二十九條、第三十一條参照）。

二 手數料一枚十五錢である。

拾五 無 錢收印 六 三 登記簿抄本送付申請書

何郡何市町村字何何番

一田 何段何畝何歩

一抄本ノ交付ヲ請求スル部分 前記ノ土地表示及ヒ所有者ノ住所氏名、順位何番、抵當權設定登記中債權者ノ氏名住所、債權金額、利息、辨濟期及ヒ抵當權設定ノ年月日

一手數料 金十五錢

一郵送料 金何錢（但シ參錢切手五枚）

右抄本送付申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

申請人 何 某國



何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は登記簿抄本の送付を請求する場合に作るものを示したのである(不登第二十一條、不登施行細則第二十九條、第三十一條参照)。
- 二 手数料金一枚十五錢錢である。
- 三 此の申請書には送料として郵便切手(書留料)を送付すべきである。

拾五錢無  
收印印無

六四 登記簿謄本交付申請書

何郡何市町村番地

一宅地 何坪

- 一 謄本ノ交付ノ請求スル部分 抹消ニ係ラサル部分(又ハ全部)
- 一手數料 金十五錢
- 右謄本交付申請候也
- 昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

何區裁判所(何出張所)御中

申請人 何

某國

説明

- 一 此の申請書は登記簿謄本の交付を請求する場合に提出するものを示したのである(不登第二十一條、不登施行細則第二十九條、第三十條参照)。
- 二 手数料は金一枚十五錢錢である。

拾五錢無  
收印印無

六五 登記簿閱覽申請書

何郡何市町村番地

一宅地 何坪

- 一 請求ノ目的 登記簿ノ閱覽
- 一 利害關係ノ理由 抵當權設定ノ爲メ先順位物權ノ有無取調ノ必要アリ
- 一手數料 金十五錢
- 右閱覽致度此段申請候也
- 昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

申請人 何

某國

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は登記簿の閱覽を請求する場合に作るものを示したのである。登記簿の閱覽は利害關係ある部分に限り閱覽が出来るのである(不登第二十一條、不登施行細則第三十條参照)。
- 二 手数料は金十五錢錢である。
- 三 登記の附屬書類の閱覽を請求する場合は、此の申請書に準じて作れば宜しい。

壹圓無  
收印印無

六六 登記官吏ノ決定(處分)

ニ對スル抗告狀

何府縣何郡何市町村番地

抗告人 何

某

抗告ノ原因

右抗告人ハ昭和何年何月何日何々登記所ニ對シ何々ノ登記ヲ爲サントシ別紙登記申請書ヲ提出シタル處登記官吏ハ右申請ニ對シ別紙決定書ノ如ク何々ノ理

民事登記申請書編

由ニ因リ登記ヲ爲スコトヲ得ストシテ昭和何年何月何日右申請ヲ却下スル旨ノ決定ヲ爲シタリ然レトモ右ハ何々ノ理由ニ因リ登記官吏ハ當然之カ登記ヲ爲スヘキモノナルニ拘ハラズ之ヲ却下シタルハ頗ル不當ナリト信スルヲ以テ茲ニ右決定ニ對シ抗告ヲ爲ス所以ナリ

抗告ノ趣旨

何區裁判所何出張所登記官吏ハ昭和何年何月何日抗告人ノ爲シタル何々登記ノ申請ニ從ヒ速ニ其登記ヲ爲スヘシト決定相成度候也

證據方法及附屬書類ノ表示

- 一 何々登記所ニ提出シタル登記申請副本壹通
- 一 何々登記所申請却下決定 壹通
- 一 何々

昭和何年何月何日

右 何

某國

何地方裁判所長判事 何

某殿

説明

- 一 此の抗告狀は登記官吏の決定又は處分を不當とする場合に、管轄地方裁判所に提出するものを示したのである(不登第五百十條以下参照)。



- 二 此の抗告状には一圓の印紙を貼用すべきである（民事訴訟用印紙法第六條の二参照）。
- 三 抗告をしても登記官吏の爲した決定や處分は執行を停止されないものである。
- 四 抗告裁判所（地方裁判所）の決定に對しては、法律に違背したことを理由とする場合に限り、再抗告を爲すことが出来る。

收印 印 六七 委任状 (其二)

拙者儀何府縣何郡何市町村番地乙某ヲ代理人ト爲シ左ノ權限ノ行爲ヲ爲スコトヲ委任ス  
 何府縣何郡何市町村番地  
 一 木造瓦葺貳階建住家 壹棟  
 建坪 何坪 貳階 何坪  
 右建物ニ付何區裁判所(何出張所)ニ所有權保存登記ノ申請ヲ爲スコト及ヒ之ニ附帶スル一切ノ行爲  
 昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地  
 甲 某團

- 一 此の委任状は建物保存登記を他人に依頼する場合に作るものを示したのである（民法第九十九條、不登第二十六條、第三十五條第五號、第三十六條第四號参照）。
- 二 委任状には二錢の印紙を貼用捺印する。

收印 印 六八 委任状 (其二)

拙者儀丙某ヲ代理人ト爲シ左ノ權限ノ行爲ヲ爲スコトヲ委任ス  
 何府縣何郡何市町村番地  
 一 木造瓦葺貳階建住家 壹棟  
 建坪 何坪 貳階 何坪  
 右建物ニ付何銀行ニ對シ抵當權ヲ設定シテ金壹千圓ヲ借受ケ之カ登記ノ申請ヲ爲スコト及ヒ之ニ附帶スル一切ノ行爲  
 昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地  
 甲 某團

説明

- 一 此の委任状は或る建物を抵當にして、或る銀行より金一千圓を借入れることを他人に依頼する場合に作るものを示したのである。
- 二 印紙は前號の書式と同様である。

六九 印鑑雛形

用紙厚紙 縦五寸 横一寸

何府縣何郡何市町村番地  
 何  
 某  
 年月日生

説明

- 一 此の印鑑は次號の書式に依つて、印鑑證明願をする爲めに作るものを示したのである。
- 二 不動産の所有者は其の本籍地又は所有地の市、區、町村長の證明を得た印鑑を不動産所有地を管轄する登記所に提出しなければならぬ。改印を爲したときも亦同様である（不登施行細則第二十五條参照）。それで印鑑證明を

説明

貰ふには、之れを作る必要がある。

七〇 印鑑證明願

何府縣何郡何市町村番地  
 何  
 某  
 年月日生

右不動産登記法施行細則第二十五條ニ依リ不動産所有者トシテ登記所ニ提出ノ爲メ必要有之候ニ付御證明相成度候也  
 昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

何 某團

何市(區)(町)(村)長 何 某殿

説明

- 一 此の證明願は前號の印鑑に市區町村長の證明を得る場合に作るものを示したのである。
- 二 此の證明願に印紙を貼用する必要はないが、各市區町



村で定めてある手数料を納めなければならない。

七一 登記義務者ノ人違ナキコトノ保證書

一 登記ヲ受クヘキ不動産ノ表示  
何郡何市町村番地

一田 何段何畝何歩

一 登記ノ目的 所有權移轉ノ登記

一 登記義務者 何府縣何郡何市町村番地 何某

一 保證人カ登記ヲ受ケタル不動産ノ表示、其ノ年月日、登記番號

保證人何某ハ何郡何市建物登記第何號ノ所有權保存ノ登記ヲ受ケタリ

保證人何某ハ昭和何年何月何日何縣何郡何市何町何番地宅地何坪ノ所有權取得ノ登記ヲ受ケタリ

右登記義務者ノ人違ヒナキコトヲ保證候也  
昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地  
保證人 何 某團

年月日生  
何府縣何郡何市町村番地

保證人 何 某團

年月日生

説明

- 一 此の保證書は登記義務者の權利に關する登記濟證が滅失したとき、申請書に添附すべきものを示したのである（不登第四十四條、不登施行細則第四十六條參照）。
- 二 此の保證書は二通作成して添附するのである。
- 三 保證人は必ずしも所有權の登記を受けた者に限らないから、其の他の登記を受けた者も、亦保證人と爲ることが出来る。

參拾錢  
拾圓印無

七二 確定日附附與請求書

(其一)

一 賃貸借契約書

何府縣何郡何市町村番地  
賃貸人 何 某  
何府縣何郡何市町村番地

賃借人 何 某

一手數料 金參拾錢

右確定日附附與相成度別紙證書相添此段請求候也

昭和何年何月何日

請求人 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の請求書は證書に確定日附を得る場合に作るものを示したのである。證書は確定日附がなければ、第三者に對し其の作成した日に付て、完全な證據力を有しないのである（民法施行法第四條、第五條參照）。
- 二 確定日附の附與は登記所計りでなく、公證人役場でも作成して呉れる。
- 三 手數料は三十錢である。

七三 確定日附附與請求書

何府縣何郡何市町村番地

隱居者 何 某

右隱居ヲ爲シ財産ヲ留保證致候ニ付キ別紙留保證書

民事登記申請書編

年月日生

何府縣何郡何市町村番地

保證人 何 某團

年月日生

説明

- 一 此の保證書は登記義務者の權利に關する登記濟證が滅失したとき、申請書に添附すべきものを示したのである（不登第四十四條、不登施行細則第四十六條參照）。
- 二 此の保證書は二通作成して添附するのである。
- 三 保證人は必ずしも所有權の登記を受けた者に限らないから、其の他の登記を受けた者も、亦保證人と爲ることが出来る。

參拾錢  
拾圓印無

七二 確定日附附與請求書

(其一)

一 賃貸借契約書

何府縣何郡何市町村番地  
賃貸人 何 某  
何府縣何郡何市町村番地

二 確定日附附與請求候也

手數料 金參拾錢

昭和何年何月何日

右請求人 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の請求書は隱居者が財産を留保するとき、其の留保證書に確定日附を得る場合に作るものを示したのである（民法第九百八十八條、民法施行法第三條、第五條參照）。
- 二 手數料は金參拾錢である。
- 三 入夫婚姻をする女戸主が財産を留保する場合は、此の請求書に準じて作れば宜しい。

第八章 立木、船舶登記

拾圓印無

七四 立木保存登記申請書

一 立木ノ表示

何郡何町字何々番



山林 何町何段何畝何歩

一立木

樹種 すぎ  
材積 何百何十尺<sup>〃</sup>(註一三十年生以上ノ樹木ナルトキハ記載ヲ要セス)

本數 何百本  
樹齡 何年生(又ハ何年生以上、何年生以下)

調査年度 昭和何年

一登記ノ目的 立木所有權保存ノ登記

一課稅標準 立木價格貳千圓

一登録稅 金拾圓

一附屬書類 申請書副本、立木圖面 各壹通

右登記明治四十二年法律第二十二號第十六條及ヒ不動産登記第六條第一號ニ依リ申請候也

昭和何年何月何日

何府縣所郡何市町村番地

申請人(土地所有者) 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

說明

- 一 此の申請書は土地所有者が自分の立木に付き、立木法に依つて登記の申請をする場合に作るものを示したのである(立木に關する法律第一條、第十五條乃至第十七條立木登記規則第七條の二乃至第十四條參照)。
- 二 立木の保存登記をすると、其の立木を一箇の不動産と看做すのであるから(立木に關する法律第二條參照)。之れを土地と別々に賣買したり、抵當に供することが出来るのである。
- 三 登録稅は不動産の保存登記と同じで、立木價格の千分の五である。
- 四 此の申請書に添附すべき圖面は、立木登記規則の附録第四號雛形に準じ、法定の事項を記載した上、申請人に於て署名捺印しなければならぬ。
- 五 立木に付て利害關係人のある場合は、其の者の承諾書をも添附すべきものである。
- 六 地上權者が自己の立木に付て、保存登記を申請する場合、此の申請書に準じて作れば宜しい。

五圓五  
拾錢  
印無

七五 立木抵當權設定登記

申請書

一立木ノ表示

何郡何町村字何々番

山林 何段何畝何歩

一立木

樹種 まつ  
材積 何百尺<sup>〃</sup>  
本數 何百本  
樹齡 何年生

調査年度 何年

一登記原因及其日附 昭和何年何月何日抵當權設定

一登記ノ目的 抵當權設定登記

一債權額 金壹千圓

一利息 年何分

一利息支拂時期 毎月末日

一辨濟期 昭和何年何月何日

一施業方法 別紙施業方法書記載ノ通(何

民事登記申請書編

年ヨリ毎年何回總數ノ何分ノ

一宛間伐ス)

債權額金壹千圓

一登録稅 金五圓五拾錢

一附屬書類 抵當權設定證書、施業方法書、

登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣所郡何市町村番地

登記權利者 何 某團

何府縣所郡何市町村番地

登記義務者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

說明

- 一 此の申請書は立木に抵當權を設定し、其の登記の申請をする場合に作るものを示したのである(立木に關する法律第十五條、第二十一條、立木登記規則第七條の二乃至第十一條、第十五條、第十六條參照)。



- 二 登録税は債権金額の千分の五箇半である。
- 三 立木の所有者が抵当者と協定して施業方法を定めたとときは、其の方法を記載した書面を添附すべきものである。
- 四 抵当と爲つた立木が土地から分離した後でも、其の樹木に付て抵当権を行ふことが出来る（立木に關する法律第四條第一項參照）。但し施業方法に依つて立木所有者の採取した樹木は別である。
- 五 抵当権者は債権の辨濟期前でも、抵当樹木の競賣申立が出来るが、其の競落代金は供託しなければならぬ（同第四條第二項）。
- 六 土地所有者が立木を所有して居つて、其の土地又は立木のみを抵当権を設定したときは、競賣の場合に地上権を設定したものと看做すのであるが、其の地上権の期間や地代は、當事者の請求に依つて、裁判所は地方の慣習を斟酌して定めるのである（同第五條參照）。
- 七 立木が地上権者に屬する場合其の地上権又は立木のみを抵当権を設定したときは、競賣の場合に付て、地上権の存続期間内に於て、土地の賃貸借を爲したものと看做すのである。此の場合も其の期間及び借賃は當事者の請求に依つて裁判所で定めるのである（同第六條參照）。

關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也  
昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地  
登記權利者 何 某團  
何府縣何郡何市町村番地  
登記義務者 何 某團  
何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は債務者が債務を辨濟し、立木抵当権の消滅したとき、其の登記をする場合に作るものを示したものである。
- 二 登録税は立木一箇毎に金二十錢である。
- 三 債権者が債権を拋棄したとき、又は債務を免除したときも、此の申請書に準じて作れば宜しい。

六百圓無 收印 七七 船舶所有權保存登記 申請書

一船舶ノ種類、名稱及積量

民事登記申請書編

貳拾錢無 收印 七六 立木抵當抹消登記 申請書

- 一立木ノ表示  
何郡何町村字何々番  
山林 何段何畝何歩  
一立木  
樹種 まつ  
材積 何百尺  
本數 何百本  
樹齡 何年生  
調査年度 何年  
一登記原因及其日附  
昭和何年何月何日辨濟ニ因リ  
昭和何年何月何日申請受附第何號ノ立木抵當權消滅  
立木抵當權登記ノ抹消  
立木壹箇  
一登録税 金貳拾錢  
一附屬書類 受領證、登記義務者ノ權利ニ

一汽船 富士山丸

- 總噸數 何千何百噸  
純噸數 何千何百噸  
一船 質 何々  
一汽機ノ種類及數 何々何箇  
一推進器ノ種類及數 何々何箇  
一進水ノ年月 昭和何年何月  
一船籍港 何府縣何郡何市町村  
一登記ノ目的 所有權保存ノ登記  
一課税標準價格 船舶價格金貳拾萬圓  
一登録税 金六百圓  
一附屬書類 船舶件名書謄本、自己ノ所有ヲ證スル書面(造船者ノ證明書)、申請人カ日本人タルコトヲ證スル書面、戶籍謄(抄)本、特別登記簿ノ謄本又ハ特別登記簿ニ登記ナキ證明書(其ノ船籍港以外ノ地ニ於テ製造シタル場合) 各壹通



右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

申請人 何

某國

說明

- 一 此の申請書は日本で船舶を製造したとき、其の保存登記をする場合に作るものを示したのである（商法第六百八十六條、船舶登記規則第八條、第十四條、第十五條、第十八條、第十九條参照）。
- 二 日本人でなければ日本の船舶を所有することは出来ないから、所有者は戸籍謄（抄）本で、之れを證明しなければならぬ。
- 三 登録税は船舶價格の千分の三である（登録税法第三條第五號参照）。
- 四 外國で船舶を製造し、其の保存登記を申請する場合には、此の申請書の『船質』の前に『國籍取得の年月日昭和何年何月何日』と記載すれば宜しい。
- 五 帆船の所有權保存登記をする場合も、此の申請書に準じて作ることが出来る。

四千六百圓 印無

七八 船舶所有權移轉登記申請書

申請書

一 船舶ノ種類、名稱及積量

一 汽船 富士山丸

總噸數 何千何百噸

純噸數 何千何百噸

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日賣買

一 登記ノ目的 所有權移轉ノ登記

一 課税標準 船舶ノ價格金貳拾萬圓

一 登録税 金貳千六百圓

一 附屬書類 賣買契約書、登記證書、登記權利者ノ日本人タルコトヲ證スル書面、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

登記權利者(買主) 何

某國

何府縣何郡何市町村番地

登記義務者(賣主) 何

某國

說明

- 一 此の申請書は船舶を賣買し、其の登記を爲す場合に作るものを示したのである（船舶登記規則第七條、第八條参照）。
- 二 登録税は船舶價格の千分の二三である（登録税法第三條第三號参照）。
- 三 此の申請書にも買主（登記權利者）の日本人なることを證する爲め、戸籍の謄本か抄本を添附すべきである。
- 四 賣買以外の所有權移轉の登記申請も、此の申請書に準じて作ることが出来る。

純噸數 何千何百噸

一 船籍港 何々港

一 登記原因及其日時 昭和何年何月何日抵當權設定契約

一 登記ノ目的 抵當權設定ノ登記

一 債權額 金五萬圓

一 利息 年何分

一 利息支拂時期 毎月末日

一 辨濟期 昭和何年何月何日

一 課税標準 債權額金五萬圓

一 登記税 金貳百七拾五圓

一 添附書類 抵當權設定證書、登記證書、登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

登記權利者 何

某國

何府縣何郡何市町村番地

一 船舶ノ種類、名稱及積量

一 汽船 富士山丸

總噸數 何千何百噸

民事登記申請書編

貳百七拾五圓 印無

七九 船舶抵當權設定登記申請書(其一)



登記義務者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は船舶に抵當權を設定し、其の登記を申請する場合に作るものを示したのである(商法第六百八十六條、船舶登記規則第三十二條乃至第三十四條、第四十七條参照)。
- 二 登録税は船舶の價格の千分の五箇半である(登録税法第三條第七號参照)。
- 三 登記した船舶は質權の目的とすることは出来ないが、抵當權の目的とすることは出来る。
- 四 船舶の抵當權には不動産の抵當權に関する規定を準用する。

五拾五圓收印

八〇 船舶抵當權設定登記申請書(其二)

船舶ノ種類

- 一 汽船(帆船)
- 一 龍骨ノ長サ

何々丸 何々

- 一 計量ノ幅及深サ 何々
- 一 計量ノ積量 何々
- 一 製造地 何府縣何郡何市町村番地
- 一 造船者ノ氏名住所 何府縣何郡何市町村番地

何 某

(法人ハ其ノ名稱及事務所ヲ記載スヘシ)

- 一 登記原因及其日附 何年何月何日抵當權設定契約
- 一 登記ノ目的 抵當權設定ノ登記
- 一 債權額 金壹萬圓
- 一 利息 年何分
- 一 利息支拂時期 毎月末日
- 一 辨濟期 何年何月何日
- 一 課税標準 債權額金壹萬圓
- 一 登録税 金五拾五圓
- 一 添附書類 抵當權設定證書、船舶登記規則第三十二條一號乃至六號ノ證明書 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

登記權利者 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

登記義務者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は製造中の船舶に抵當權を設定し、其の登記をする場合に作るものを示したのである。
- 二 登録税は前號書式の説明と同様である。
- 三 製造中の船舶も之れを抵當權の目的とすることが出来る(商法第八百五十一條参照)。
- 四 其の他の説明は前號書式と同様である。

貳拾錢收印

八一 船舶抵當權抹消登記申請書

船舶ノ種類、名稱及積量

汽船 富士山丸

總噸數 何千何百噸

民事登記申請書編

純噸數 何千何百噸

船舶籍港

何々港

一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日辨濟ニ因リ

昭和何年何月何日申請受附第

何號ノ抵當權消滅

抵當權抹消ノ登記

船舶壹箇

金貳拾錢

受領證、登記義務者ノ權利ニ

關スル登記濟證 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

抵當權設定者 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

抵當權者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は抵當債權を辨濟して、其の登記をする場



合に作るものを示したのである。

二 登録税は船舶一箇毎に金二十錢である（登録税法第三條第十七號參照）。

收印 貳拾錢 印

八二 船舶登記抹消申請書

一 船舶ノ種類、名稱及積量

一 汽船 富士山丸

總噸數 何千何百噸

純噸數 何千何百噸

一 船籍港

何府縣何郡市町村

一 登記原因及其日附

昭和何年何月何日沈没

一 登記ノ目的

船舶抹消ノ登記

一 課税標準

船舶登箇

一 登録税

金貳拾錢

一 附屬書類

申請書副本、沈没ニ付キ何市町村長ノ證明書、登記證書各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡市町村番地

申請人 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

說明

一 此の申請書は船舶が沈没したとき、其の抹消登記をする場合に作るものを示したのである。

二 登録税は船舶一箇毎に金二十錢である。

三 沈没以外解體其の他の事由で、船舶が滅失したときは、此の申請書に準じて作成すれば宜しい。

第九章 工場財團登記

八三 工場財團所有權保存登記申請書

一 工場財團ノ表示

一 工場ノ名稱及位置

何郡何市町村番地

四 工場財團の所有權保存登記をするのは、之れに抵當權を設定する爲めであるから、保存登記後二ヶ月内に抵當權設定の登記を受けないときは其の效力が無くなる。

八四 工場財産目録

土地ノ部

何府縣何町何市町村番地

一 宅地 何坪 事務所敷地

同所何番地

一 宅地 何坪 工場敷地

同所何番地

一 宅地 何坪 社宅敷地

同所何番地

一 宅地 何坪 倉庫敷地

建物ノ部

何府縣何町何市町村番地

一 木造瓦葺貳階建 事務所壹棟

建坪 何坪 貳階 何坪

同所何番地所在

何々株式会社 何工場

一 主タル營業所 何々業

一 登記ノ目的 工場財團所有權保存登記

一 附屬書類

申請書副本、工場財團目録、圖面、資格證明書 各壹通

右登記工場抵當法第九條ニ依リ申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何町何市町村番地

申請人 何々株式会社

何府縣何郡何市町村番地

取締役 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

說明

一 此の申請書は工場財團を設定する爲め、工場財團登記簿に所有權保存の登記をする場合に作るものを示したのである（工場抵當法第一條、第九條、第二十一條、第二十二條、同登記取扱手續第四條以下參照）。

二 此の登記申請には登録税を納める必要はない。

三 此の申請書には次號の工場財團目録を添附しなければならぬ。



一 石造瓦葺平家 倉庫壹棟

建坪 何坪

建物以外ノ工作物ノ部

所在ノ土地表示	種類	構造	建坪又延坪長
何郡何市町村番地 一宅地 何坪	煙突	煉瓦基 礎鐵製	高サ 何丈何尺
同所何番地 一宅地 何坪	煙突	煉瓦製	高サ 何丈何尺
何郡何市町村番地ヨリ何 郡何市何番地ニ至ル	塀	煉瓦製	何長サ 何間

所 在	種類	構造	箇數	製作者ノ 氏名又ハ 延長名稱	製造 年月日	番記 號
何郡何市町村番地宅 地何百坪所在木造瓦 葺平家壹棟建坪何坪 ニ備付ケアル	何々 機械	鐵製 壹箇	何々	何々 株式會社	何年 何月	
同上	何々	何製 何箇	何々	何所製	何年 何月	
同上	何々	何製 何箇	何々	何合資 會社	何年 何月	
同上	何々	何製 何箇	何々	何會社	何年 何月	

一 此の目錄は前號書式の保存登記申請書に添附するもの

を示したのである。  
二 印紙貼用の必要なきは勿論である。  
三 此の目錄は美濃紙を用ひて作成すべきものである。

收印無 八五 工場財産變更登記申請書 (其二)

- 一 工場財團ノ表示
- 一 工場ノ名稱及位置  
何郡何市町村番地  
何株式會社何工場
- 一 主タル營業所 何郡何市町村番地
- 一 營業ノ種類 何々
- 一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日別紙目錄ニ表示シタル物件ヲ新ニ工場財團ニ屬セシメタルニ因ル
- 一 登記ノ目的 工場財團追加ニ因ル變更登記金貳圓
- 一 附屬書類 追加目錄、圖面、申請書副本、抵當權者ノ同意書 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地  
申請人 何々株式會社  
何府縣何郡何市町村番地  
取締役 何 某圓  
何區裁判所(何出張所)御中

說明

- 一 此の申請書は新に或物件を工場財團に屬せしめたるに、其の登記をする場合に作るものを示したのである(工場抵當法第二十一條、第三十八條乃至第四十一條参照)。
- 二 登録税は金貳圓である(登録税法第三條の六第十號参照)。
- 三 此の申請書には追加目錄を添附しなければならぬ。
- 四 抵當權者の同意書をも添附すべきである。

收印無 八六 工場財團變更登記申請書 (其二)

一 工場財團ノ表示

民事登記申請書編

- 一 工場ノ名稱及位置  
何郡何市町村番地  
何々株式會社何工場
- 一 主タル營業所 何郡何市町村番地
- 一 營業ノ種類 何々
- 一 減失シタル物件 何郡何市町村番地所在木造瓦葺平家壹棟建坪何々ニ備付ケアル
- 一 鐵製何々機械 壹臺
- 一 登記原因及其日附 但シ昭和何年何月何日何會社製造
- 一 登記ノ目的 工場財團變更登記金貳圓
- 一 附屬書類 申請書副本、抵當權者ノ同意書、資格證明書 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日 何府縣何郡何市町村番地



申請人 何々株式会社

何府縣何郡何市町村番地

取締役 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は工場財團に屬した物件が滅失したとき、其の登記をする場合に作るものを示したのである(工場抵當法第二十一條、第三十八條乃至第四十二條、同登記取扱手續第七條乃至第九條参照)。
- 二 登録税は金貳圓である(登録税法第六條の第三十號参照)。
- 三 此の申請書には抵當權者の同意書を添附しなければならぬ。

五拾圓無  
收印

八七

工場財團抵當權設定  
登記申請書

一 工場財團ノ表示

一 工場ノ名稱及位置

何郡何市町村番地

何府縣何郡何市町村番地

抵當權設定者 何々株式会社

何府縣何郡何市町村番地

取締役 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は工場財團に抵當權を設定し、其の登記をする場合に作るものを示したのである(工場抵當法第二條、第十條、第二十一條、第三十六條参照)。
- 二 登録税は債權金額の千分の一である(登録税法第三條の六第一號参照)。
- 三 工場財團に抵當權を設定するには、工場財團の所有權保存登記をしてから、二ヶ月以内に爲すべきもので、若し此の期間經過後抵當權設定の登記を申請しても、それは却下されるのである。
- 四 工場財團に抵當權を設定したら、必らず之れを登記すべきもので、若し登記をしないと何等の效力も無いのである。

何々株式会社工場

一 主タル營業所 何郡何市町村番地

一 營業ノ種類 何々業

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日抵當權設定

契約

一 債權額 金五萬圓

一 辨濟期 昭和何年何月何日

一 利息 年何分

一 利息支拂時期 毎年何月末日

一 登記ノ目的 工場財團抵當權設定ノ登記

一 課税標準價格 債權額金五萬圓

一 登録税 金五拾圓

一 附屬書類 抵當權設定契約證書、工場財團所有權保存登記濟證、資格證明書 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

抵當權者 何 某團

參圓無  
收印

八八

工場抵當法第三條二因  
ル建物抵當權設定登記  
申請書

一 不動産ノ表示

何郡何市町村番地

一 木造スレート葺平家何工場  
建坪 何坪

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日抵當權設定  
契約

一 債權額 金參千圓

一 辨濟期 昭和何年何月何日

一 利息 年何分

一 利息支拂時期 毎月貳拾五日

一 登記ノ目的 工場抵當法第三條ニ依ル抵當  
權設定登記

一 課税標準價格 債權額金參千圓

一 登録税 金參圓

一 附屬書類 抵當權設定契約證書、登記義



務者ノ權利ニ關スル登記濟證  
工場タル證明書、機械器具目  
録 各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

抵當權者 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

抵當權設定者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は工場抵當法第三條に因つて、建物に抵當權を設定したとき、其の登記をする場合に作るものを示したのである(工場抵當法第三條、同登記取扱手續第二十四條參照)。
- 二 登録税は債權金額の千分の一である(登録税法第三條の六第一號參照)。
- 三 此の申請書には建物に備付けた機械、器具の目録を添附すべきもので、其の様式は工場財團目録に準じて作成すれば宜しい。

四 工場抵當法第三條に因り土地に抵當權を設定した場合も、此の申請書に準じて登記申請書を作ることが出来る。

收印無

八九

工場財團抵當權抹消

登記申請書

一 工場財團ノ表示

一 工場ノ名稱及位置

何郡何市町村番地

何株式會社何工場

一 主タル營業所 何郡何市町村番地

一 營業ノ種類 何々業

一 登記原因及其日附 昭和何年何月何日辨濟シタル

ニ付キ同何年何月何日申請受

附第何號ノ工場財團抵當權消

滅シタルニ因ル

工場財團抵當權抹消ノ登記

金貳圓

受領證、登記義務者ノ權利ニ

關スル登記濟證、資格證明書

各壹通

右登記申請候也

昭和何年何月何日

何府縣何郡何市町村番地

抵當權設定者 何々株式會社

何府縣何郡何市町村番地

取締役 何 某團

何府縣何郡何市町村番地

抵當權者 何 某團

何區裁判所(何出張所)御中

説明

- 一 此の申請書は債務者が債務を辨濟したとき、其の工場財團抵當權抹消の登記をする場合に作るものを示したのである(工場抵當法第二十一條、第四十八條參照)。
- 二 登録税は金貳圓である(登録税法第三條の六第十號參照)。



目次

戸籍・寄留届・請求及申請書

第一章 戸籍

一 出生

一 出生届(其一)……………二

二 出生届(其二)……………三

三 出生届(其三)……………三

四 出生届(其四)……………四

五 出生届(其五)……………四

六 出生届(其六)……………五

七 出生届(其七)……………五

八 出生届(其八)……………六

九 出生届(其九)……………六

一〇 出生届(其一〇)……………七

一一 出生届(其一一)……………八

一二 出生届(其一二)……………八

一三 家族ノ庶子入家同意證書……………九

目次

一四 出生届(其一三)……………九

一五 出生届(其一四)……………一〇

一六 出生届(其一五)……………一一

一七 出生届(其一六)……………一二

一八 出生届(其一七)……………一二

一九 出生届(其一八)……………一三

二 認知

二〇 私生子認知届(其一)……………一三

二一 私生子認知届(其二)……………一四

二二 私生子認知届(其三)……………一五

二三 私生子認知届(其四)……………一五

二四 私生子認知届(其五)……………一六

二五 私生子認知届(其六)……………一七

二六 私生子認知届(其七)……………一七

二七 認知胎兒死體分娩届……………一八

二八 私生子認知届(其八)……………一九

二九 私生子認知届(其九)……………一九

三〇 私生子認知届(其一〇)……………二〇

一



三一 私生子認知届(其一)……………三

三 養子縁組……………三

三二 養子縁組届(其一)……………三

三三 養子縁組届(其二)……………三

三四 養子縁組届(其三)……………三

三五 養子縁組届(其四)……………三

三六 養子縁組届(其五)……………三

三七 養子縁組届(其六)……………三

三八 養子縁組届(其七)……………三

三九 養子縁組届(其八)……………三

四〇 養子縁組届(其九)……………三

四一 養子縁組届(其一〇)……………三

四 養子離縁……………三

四二 養子離縁届(其一)……………三

四三 養子離縁届(其二)……………三

四四 養子離縁届(其三)……………三

四五 養子離縁届(其四)……………三

四六 養子離縁届(其五)……………四〇

五 婚 姻……………四一

四七 婚姻届(其一)……………四一

四八 婚姻届(其二)……………四一

四九 婚姻届(其三)……………四一

五〇 婚姻届(其四)……………四一

五一 婚姻届(其五)……………四一

五二 婚姻届(其六)……………四一

六 離 婚……………四二

五三 婚姻届(其一)……………四二

五四 離婚届(其二)……………四二

五五 離婚届(其三)……………四二

五六 離婚届(其四)……………四二

五七 離婚届(其五)……………四二

七 親權及ビ後見……………四三

五九 親權喪失届……………四三

六〇 親權喪失宣告取消届……………四三

六一 後見開始届(其一)……………四三

六二 後見開始届(其二)……………四三

六三 後 見 届(其三)……………四三

六四 後見開始届(其四)……………四三

六五 後見人更迭届(其一)……………四三

六六 後見人更迭届(其二)……………四三

六七 後見終了届(其一)……………四三

六八 後見終了届(其二)……………四三

八 隱 居……………四三

六九 隱居届(其一)……………四三

七〇 隱居相續單承純承認書……………四三

七一 隱居届(其二)……………四三

七二 隱居届(其三)……………四三

七三 隱居届(其四)……………四三

九 死亡及ビ失踪……………四三

七四 死亡届(其一)……………四三

七五 死亡届(其二)……………四三

七六 死亡届(其三)……………四三

七七 死亡届(其四)……………四三

七八 死亡届(其五)……………四三

七九 失踪宣告届(其一)……………四三

八〇 失踪宣告届(其二)……………四三

一〇 家督相續……………四三

八一 家督相續届(其一)……………四三

八二 家督相續届(其二)……………四三

八三 家督相續届(其三)……………四三

八四 家督相續届(其四)……………四三

八五 家督相續届(其五)……………四三

八六 家督相續届(其六)……………四三

八七 家督相續届(其七)……………四三

八八 家督相續届(其八)……………四三

八九 家督相續人タル胎兒死體分挽届……………四三

九〇 家督相續回復ノ裁判(其九)……………四三



目次

一一 推定家督相續人ノ廢除及ビ家督相續人ノ指定…………… 九七

九一 推定家督相續人廢除届(其一)…………… 九七

九二 推定家督相續人廢除届(其二)…………… 九七

九三 推定家督相續人廢除取消届…………… 九七

九四 家督相續人指定届(其一)…………… 九七

九五 家督相續人指定届(其二)…………… 九七

九六 家督相續人指定取消届…………… 九七

九七 指定家督相續人死亡届…………… 九七

一二 入籍、離籍及ビ復籍拒絕…………… 八四

入籍…………… 八四

九八 入籍届(其一)…………… 八四

九九 入籍届(其二)…………… 八四

一〇〇 入籍届(其三)…………… 八四

一〇一 入籍届(其四)…………… 八四

離籍…………… 八七

四

一〇二 離籍届(其二)…………… 八七

一〇三 離籍届(其三)…………… 八七

一〇四 離籍届(其四)…………… 八七

一〇五 離籍ニ因ル一家創立届(其一)…………… 八八

一〇六 離籍ニ因ル一家創立届(其二)…………… 八八

一〇七 離籍ニ因ル一家創立届(其三)…………… 八八

復籍拒絕…………… 九三

一〇八 復籍拒絕届(其一)…………… 九三

一〇九 復籍拒絕届(其二)…………… 九三

一一〇 復籍拒絕ニ因ル一家創立届…………… 九三

一一一 復籍スベキ家ノ廢絶ニ因ル一家創立届…………… 九三

一一三 廢家及ビ絶家…………… 九三

一一二 廢家届(其一)…………… 九三

一一三 廢家届(其二)…………… 九三

一一四 廢家届(其三)…………… 九三

一一五 廢家届(其四)…………… 九三

一一六 廢家届(其五)…………… 九三

一一七 絶家ノ家族一家創立届(其一)…………… 九三

一一八 絶家ノ家族一家創立届(其二)…………… 九三

一四 分家及ビ廢絶家再興…………… 一〇〇

一一九 分家届(其一)…………… 一〇〇

一二〇 分家届(其二)…………… 一〇〇

一二一 分家届(其三)…………… 一〇〇

一二二 廢家再興届(其一)…………… 一〇三

一二三 廢家再興届(其二)…………… 一〇三

一五 國籍ノ得喪…………… 一〇四

一二四 歸化届(其一)…………… 一〇四

一二五 歸化届(其二)…………… 一〇四

一二六 國籍喪失届(其一)…………… 一〇五

一二七 國籍喪失届(其二)…………… 一〇六

一二八 國籍回復届(其一)…………… 一〇七

一二九 國籍回復届(其二)…………… 一〇七

一六 氏名族稱ノ變更及ビ襲爵…………… 一〇八

一三〇 氏名變更届(其一)…………… 一〇八

一三一 氏名變更届(其二)…………… 一〇九

第二章 寄留…………… 一〇四

一三二 族稱變更届…………… 一〇

一三三 襲爵届…………… 一〇

一三四 族稱喪失届…………… 一一

一七 轉籍及ビ就籍…………… 一一

一三五 轉籍届(其一)…………… 一一

一三六 轉籍届(其二)…………… 一一

一三七 就籍届(其一)…………… 一一

一三八 就籍届(其二)…………… 一一

一三九 住所寄留届(其一)…………… 一四

一四〇 住所寄留届(其二)…………… 一四

一四一 住所寄留届(其三)…………… 一五

一四二 住所寄留届(其四)…………… 一六

一四三 居所寄留届(其一)…………… 一六

一四四 居所寄留届(其二)…………… 一七

一四五 住所外寄留届(其一)…………… 一八

一四六 住所外寄留届(其二)…………… 一九

一四七 住所寄留場所變更届(其一)…………… 一九



一四八	住所寄留場所變更屆(其二)	一三〇
一四九	住所寄留地變更屆(其一)	一三〇
一五〇	住所寄留地變更屆(其二)	一三三
一五一	居所寄留場所變更屆(其一)	一三三
一五二	居所寄留場所變更屆(其二)	一三三
一五三	寄留者復歸屆(其一)	一三三
一五四	寄留者復歸屆(其二)	一三三
一五五	寄留者退去屆(其一)	一三四
一五六	寄留者退去屆(其二)	一三五

第三章 請求、申請其他

一五七	戶籍簿閱覽請求書(其一)	一三五
一五八	戶籍簿閱覽請求書(其二)	一三五
一五九	除籍簿閱覽請求書	一三六
一六〇	戶籍謄本交付請求書	一三六
一六一	戶籍謄本送付請求書	一三七
一六二	戶籍抄本交付請求書	一三七
一六三	除籍謄本交付請求書	一三六
一六四	寄留簿閱覽請求書	一三六

一六五	寄留簿謄本交付請求書	一三六
一六六	寄留簿抄本交付請求書	一三六
一六七	届出受理證明書交付請求書	一三六
一六八	届出閱覽請求書	一三六
一六九	隱居許可ノ申請	一三〇
一七〇	廢家許可ノ申請	一三二
一七一	就籍許可ノ申請	一三二
一七二	戶籍訂正許可申請書(其一)	一三四
一七三	戶籍訂正申請(其一)	一三四
一七四	戶籍訂正許可申請(其二)	一三五
一七五	戶籍訂正申請(其二)	一三五
一七六	親族會招集ノ申請	一三七
一七七	親族會員ニ適當ノ者指名書	一三七
一七八	親族會招集ヲ通知スベキ者指名書	一三九
一七九	親族會招集ノ申請	一四〇
一八〇	親族會決議書(其一)	一四一
一八一	親族會決議書(其二)	一四一
一八二	家督相續人選定順序變更許可申請	一四二
一八三	親族會員辭任ノ申請	一四二

一八四	親族會員補缺員選定ノ申請	一四四
一八五	遺言書(其一)	一四四
一八六	遺言書(其二)	一四六
一八七	遺言書檢認ノ申請	一四七
一八八	家督相續限定承認ノ申述	一四八
一八九	家督相續拋棄ノ申述	一四九

終



## 戸籍・寄留届、請 求及申請書編

戸籍の届出に付ては、各々其の書式の部で、書式に關して注意しなければならぬ事柄を説明するけこととし、茲には單に一般に必要な事項中その主なるものを掲げて置く。

- 一 届出は届出事件の本人の本籍地、又は届出人の所在地で之を爲すべきものである（戸籍法第四十三條参照）。
- 二 届書には次の事項を記載し、届出人が之に署名捺印すべきものである（戸籍法第四十七條参照）。
  - イ 届出事件
  - ロ 届出の年月日
  - ハ 届出人の出生年月日及び本籍
- 三 届出人と届出事件の本人と異なるときは、届書に其の續柄を記載しなければならぬ。届出人が家族なるときは、届書に戸主の氏名及び届出人と戸

戸籍寄留届請求及申請書編

主との續柄を記載すべきである（戸籍法第四十八條参照）。

- 四 届出を爲すべき者が未成年者又は禁治産者なるときは、親權を行ふ者又は後見人を届出義務者とする。但し出生、死亡其他單純の事實に關する届出は、未成年者又は禁治産者も亦之を爲すことが出来る（戸籍法第四十九條参照）。
- 五 届出人、届出事件の本人又は證人が本籍でない市町村長に届出をするときは、届書に其の所在を記載しなければならぬ（戸籍法第五十二條参照）。
- 六 届出事件に付て戸主、父母、後見人、親族會其の他の者の同意、承諾又は承認を要するときは、届書に其の同意、承諾又は承認を證する書面を添附すべきものである。但し同意、承諾又は承認をした者をして、届書に其の旨を附記し署名、捺印させると夫れで宜しい（戸籍法第五十八條参照）。
- 七 届出期間は届出事件發生の日より之を算へる（戸籍法第六十三條参照）。
- 八 届出人其の他の者が署名捺印すべき場合、印を



持つて居ないときは署名丈けすれば宜しい。若し署名も出来ないときは、氏名を他人に書かして捺印すれば宜しい。署名も出来ないし、印も無いときは、氏名を他人に書いて貰つて捺印すれば宜しい。是等の場合には書面に其の理由を記載しなければならぬ(戸籍法第六十八條参照)。  
九 届出人は手数料を納めて届出が受理されたことを證明して貰ふことが出来る(戸籍法第六十七條参照)。

一〇 届出期間を過ぎた後でも、届出をすれば市町村長は其の届出を受理すべきものであるから、届出期間を怠つた場合でも、届出を爲すべきものである(戸籍法第六十六條参照)。

### 第一章 戸籍

#### 一出生

##### 一出生 届(其一)

本籍 東京市神田区三崎町拾番地

戸主 父 會社員 大山一郎  
母 無業 鈴子  
出生子 長男 二郎  
所在 本籍ニ同シ  
出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時  
出生ノ場所 東京市神田区三崎町拾番地  
右出生届出候也  
昭和年月日 所在 本籍ニ同シ

届出人 父 大山一郎  
東京市神田区長 何 某殿  
何年何月何日生

#### 説明

- 一 此の届書は戸主の嫡出子が本籍で生れたとき、戸主から本籍の市町村長に届けるものを示したのである(戸籍法第六十九條、第七十二條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 出生の届出は出生した日から、十四日以内に之を爲すべきものである。
- 四 嫡出子出生の届出は父がするのを原則とする。

#### 二出生 届(其二)

本籍 東京市神田区三崎町拾番地  
戸主 父 會社員 大山一郎  
母 無業 鈴子  
出生子 長男 二郎  
所在 出生ノ場所ニ同シ  
出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時  
出生ノ場所 横濱市中區中里町参番地  
右出生届出候也  
昭和年月日 所在 本籍ニ同シ

届出人 父 大山一郎  
東京市神田区長 何 某殿  
何年何月何日生

#### 説明

- 一 此の届書は戸主の嫡出子が本籍外で生れたとき、戸主から其の本籍の市町村長に届けるものを示したのである
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 其の他は前號書式の説明と同様である。

#### 三出生 届(其三)

本籍 東京市神田区三崎町拾番地  
戸主 父 會社員 大山一郎  
母 無業 鈴子  
出生子 長男 二郎  
所在 出生ノ場所ニ同シ  
出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時  
出生ノ場所 横濱市中區中里町参番地  
右出生届出候也  
昭和年月日 所在 本籍ニ同シ

届出人 父 大山一郎  
横濱市中區長 何 某殿  
何年何月何日生

#### 説明

- 一 此の届書は戸主の嫡出子が本籍外で生れたとき、其の戸主から出生地の市町村長に届けるものを示したのである。
- 二 届書は二通である。
- 三 其の他は前號書式の説明と同様である。



四 出生届 (其四)

本籍 東京市神田區三崎町拾番地  
父 會社員 大山一郎  
母 無業 鈴子  
出生子 長男 二郎  
出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時  
出生ノ場所 本籍ニ於テ  
右出生届出候也  
昭和年月日

父旅行不在中(其ノ他何々)ニ依リ届出能ハサルニ付

所在 本籍ニ同シ

届出人 母 大山鈴子  
何年何月何日生

東京市神田區長 何 某殿

説明

一 此の届書は父(戸主)が旅行其の他の事情で、期間内に届出をすることが出来ないとき、母から届けるものを示したのである。

二 届書は一通で宜しい。  
三 父が病氣其の他の事故で届出が出来ないときも、亦母から出生届を爲すべきである。  
四 届出期間は矢張り十四日以内である。

五 出生届 (其五)

本籍 東京市神田町三崎町拾番地  
戸主 父 會社員 大山一郎  
母 無業 鈴子  
出生子 亡 長男 二郎  
出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時  
出生ノ場所 本籍ニ於テ  
右出生届出候也  
昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

届出人 父 大山一郎  
何年何月何日生

東京市神田區長 何 某殿

説明

一 此の届書は出生届をする前に、出生子が死亡し其の死

亡届と共に届けるものを示したのである(戸籍法第七十七條、第百十六條乃至第百十八條、第六十九條参照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 此の届書は七日以内に爲すべきものである。

四 出生の届出前に子が死亡したときは、死亡の届出と同時に出生の届出を爲さなければならぬ。

五 命名前(名前を付けぬ前)ならば、子の名を書く所へ「命名前なし」と書くのである。

六 出生届 (其六)

本籍 東京市神田區三崎町拾番地  
戸主 父 會社員 大山一郎  
母 亡 無職 鈴子  
出生子 長男 二郎  
出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時  
出生ノ場所 本籍ニ於テ  
右出生届出候也  
昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

戸籍寄留届請求及申請書編

届出人 父 大山一郎  
何年何月何日生

東京市神田區長 何 某殿

説明

一 此の届書は出生子の母が死亡したとき、父より出生届をするものを示したのである(戸籍法第六十九條、第七十二條参照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 届出期間は十四日以内である。

七 出生届 (其七)

本籍 東京市神田區三崎町拾番地  
戸主 父 會社員 大山一郎  
母 無職 鈴子  
出生子 長男 二郎  
出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時  
出生ノ場所 本籍ニ於テ  
右出生届出候也  
昭和年月日



父死亡届出ヲ爲スコト能ハサルニ因リ

所在 本籍ニ同シ

届出人 母 大山鈴子  
何年何月何日生

東京市神田區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は出生子の父が死亡し、胎兒の家督相續届出前に、母から出生届をするものを示したのである(戸籍法第六十九條、第七十二條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 期間は十四日以内である。

八出生届(其八)

本籍 東京市神田區三崎町拾番地

戸主 父 會社員 大山一郎

母 無職 鈴子

出生子 長男

二郎

出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時

出生ノ場所 本籍ニ於テ

右出生届出候也

昭和年月日

子ノ出生前父離婚家ヲ去リタルニ因ル

届出人 母 大山鈴子

東京市神田區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は子の出生前に父(入夫)が離婚して、其の家を去つたとき、家督相續届出前に、母より出生届をするものを示したのである(戸籍法第六十九條、第七十二條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 十四日以内に届出を爲すべきである。

九出生届(其九)

本籍 東京市本郷區春木町五番地

戸主 父 書籍商 山川五郎

本籍 東京市淺草區千束町百番地

戸主 母 待合業 隅田花子

出生子 庶子 女 春子

出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時

一〇出生届(其一〇)

本籍 東京市四谷區坂町壹番地

戸主 母 無職 花山好子

私生子 男 壽雄

所在 本籍ニ同シ

出生ノ時 昭和何年何月何日午後何時

出生ノ場所 本籍ニ於テ

右出生届出候也

昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

届出人 母 花山好子

何年何月何日生

東京市四谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は女戸主が私生子を産んだとき、其の者より出生届をするものを示したのである(戸籍法第六十九條、第七十二條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 十四日以内に届出を爲すべきものである。

出生ノ場所 東京市淺草區千束町百番地  
右出生届出候也

昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

届出人 父 山川五郎

東京市本郷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主の庶子が出生したとき、父より其の届出をするものを示したのであるが、母も亦戸主たる場合である(戸籍法第六十九條、第七十二條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 十四日以内に届出を爲すべきものである。
- 四 庶子の届出は必ず父より爲すべきもので、母は其の届出をすることは出来ない。
- 五 此の届出をすれば、特に認知の届出を爲さなくとも、認知の效力を生ずるのである。
- 六 母が家族であるときは、此の書式に準じて届書を作る事が出来る。



戸籍寄留届請求及申請書編

四 父が此の子を庶子とするには認知届をしなければならぬ。

一一 出生届 (其一二)

本籍 東京市豊島區池袋壹丁目壹番地  
戸主 萬造長男 父 菓子商 伊藤博一  
母 無職 さと  
出生子 長男 芳雄  
所在 本籍ニ同シ  
出生ノ時 昭和何年何月何日午後何時  
出生ノ場所 本籍地ニ於テ  
右出生届出候也  
昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

届出人 父 伊藤博一 團  
東京市豊島區長 何 某殿

説明

一 此の届書は家族の孫(嫡出子)が出生したとき、其の父より届出るものを示したのである。

二 届書は一通で宜しい。  
三 十四日以内に届出を爲すべきである。

一二 出生届 (其一二)

本籍 東京市豊島區池袋壹丁目壹番地  
戸主 萬造長男 父 菓子商 伊藤博一  
本籍 東京市芝區琴平町七番地  
戸主 三平三女 母 無職 山尾スキ  
出生子 庶子 男 敏夫  
所在 出生ノ場所ニ同シ  
出生ノ時 昭和何年何月何日午後何時  
出生ノ場所 東京市四谷區新宿壹丁目五番地  
右出生届出候也  
昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

届出人 父 伊藤博一 團  
東京市豊島區長 何 某殿  
何年何月何日生  
右庶子敏夫ノ父ノ家ニ入ルコトニ同意ス

東京市豊島區長 何 某殿

説明

一 此の證書は前號の出生届に同意を附記しない場合に、出生届に添附するものを示したのである。  
二 一通で宜しい。

一四 出生届 (其一二)

本籍 東京市豊島區池袋壹丁目壹番地  
戸主 萬造長男 父 菓子商 伊藤博一  
本籍 東京市芝區琴平町七番地  
戸主 母 無職 山尾スキ  
出生子 庶子 男 敏夫  
所在 出生ノ場所ニ同シ  
出生ノ時 昭和何年何月何日午後何時  
出生ノ場所 東京市四谷區新宿壹丁目五番地  
右敏夫父ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ母ノ家ニ入ル  
右出生届出候也  
昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

説明

一 此の届書は家族の庶子出生し、其の父が戸主の同意を附記して、其の届出をするものを示したのである(戸籍法第六十九條、第七十二條、第五十八條参照)。  
二 届書は一通で宜しい。  
三 此の届書は戸主の同意を附記してあるが、之を附記せず、同意證書を添附する場合は「右出生戸主の同意證書を添附し届出候也」と記すべきである。尙ほ同意證書の様式は次號の書式で宜しい。  
四 十四日以内に届出るべきである。

一三 家族ノ庶子入家同意證書

長男 博一 庶子男 敏夫  
右父ノ家ニ入ルコトニ同意ス  
昭和年月日  
東京市豊島區池袋壹丁目壹番地  
同意者 戸主 伊藤萬造 團  
何年何月何日生

戸籍寄留届請求及申請書編



戸籍寄留届請求及申請書編

届出人 父 伊藤博一團  
東京市芝區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は家族の庶子が出生したが、父の家に入ることが出来ないで、母(戸主)の家に入れる届出を示したのである(民法第七百三十五條、戸籍法第六十九條、第七十二條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出期間は矢張り十四日以内である。
- 四 母が戸主でなく家族であるときは、次の届書の如く母の戸主の同意を得て、其の家に入れるのである。

一五 出生 届 (其一四)

本籍 東京市豊島區池袋壹丁目壹番地  
 戸主 萬造長男 父 菓子商 伊藤博一  
 本籍 東京市芝區琴平町七番地  
 戸主 三平三女 母 無職 山尾スキ  
 庶子 男 敏夫  
 出生ノ時 昭和何年何月何日午後何時

出生ノ場所 東京市四谷區新宿壹丁目五番地  
 右敏夫父ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ母ノ家ニ入ル

右出生届出候也

昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

届出人 父 伊藤博一團  
何年何月何日生

東京市芝區長 何 某殿

右庶子敏夫ノ母ノ家ニ入ルコトニ同意ス

同意者 母ノ家ノ戸主 山尾三平團

説明

- 一 此の届書は家族の庶子が父の家に入ることが出来ないで、母の家の戸主の同意を受けて、其の家に入る場合の届出を示したのである(民法第七百三十五條、戸籍法第六十九條、第七十二條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出期間は十四日以内である。
- 四 若し庶子が母の家にも入ることが出来ない場合は、次の出生届で一家を創立するのである。

一六 出生 届 (其一五)

本籍 東京市豊島區池袋壹丁目壹番地  
 戸主 萬造長男 父 菓子商 伊藤博一  
 本籍 東京市芝區琴平町七番地  
 戸主 三平三女 母 無職 山尾スキ  
 庶子 男 敏夫  
 出生ノ時 昭和何年何月何日午後何時  
 出生ノ場所 東京市四谷區新宿壹丁目五番地  
 一家創立ノ場所 東京市四谷區新宿壹丁目五番地

右敏夫父母ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ前記ノ場所ニ一家ヲ創立ス

右出生届出候也

昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

届出人 父 伊藤博一團  
東京市四谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は家族の庶子が父又は母の家に入ることが出来ないで、一家を創立する届出を示したのである(民

戸籍寄留届請求及申請書編

一七 出生 届 (其一六)

- 法第七百三十五條、戸籍法第六十九條、第七十二條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出期間は十四日以内である。
- 四 此の出生届で庶子は一家を創立するのである。

本籍 東京市芝區松本町百番地

戸主 安雄二女 母 無職 原田はる

庶子 女 あき

所在 本籍ニ同シ

出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時

出生ノ場所 本籍ニ於テ

右出生届出候也

昭和年月日

所在 本籍ニ同シ

届出人 母 原田はる團  
何年何月何日生

東京市芝區長 何 某殿

右私生子あきノ母ノ家ニ入ルコトニ同意ス

同意者 母ノ家ノ戸主 原田安雄團



戸籍寄留届請求及申請書編

説明

- 一 此の届書は家族が私生子を生んだとき、戸主の同意を受けて其の家に入れる届出を示したのである（民法第七百三十五條、戸籍法第六十九條、第七十二條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 戸主が届書に同意を附記しないで、別に同意證書を書いたときは、それを届書に添附するのである。
- 四 私生子が戸主の同意がなければ、其の家に入ることは出来ない。
- 五 届出期間は十四日以内である。

一八 出生届（其一七）

本籍 東京市芝區琴平町拾番地  
 戸主三郎二女 母 無職 本村綾子  
 出生子 私生子 女 絢子  
 所在 出生ノ場所ニ同シ  
 出生ノ時 昭和何年何月何日午後何時  
 出生ノ場所 東京市浅草區駒形町参番地  
 一家創立ノ場所 東京市浅草區駒形町参番地

一一

右絢子母ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ前記ノ場所ニ一家ヲ創立ス  
 右出生届出候也  
 昭和年月日

所在 東京市浅草區駒形町参番地  
 届出人 母 本村綾子  
 何年何月何日生

東京市浅草區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は家族の私生子が戸主の同意がない爲め、母の家に入ることが出来ず、一家を創立する場合の届出を示したのである（民法第七百三十五條、戸籍法第六十九條、第七十二條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出期間は十四日以内である。
- 四 此届出に依つて私生子は一家を創立するのである。

一九 出生届（其一八）

本籍 東京市深川區八幡町五番地

戸主安兵衛二男 父 薪炭商 里山團七  
 母 無職 すみ  
 出生子 二男 炭太郎  
 所在 本籍ニ同シ  
 出生ノ時 昭和何年何月何日午後何時  
 出生ノ場所 本籍ニ於テ

右出生届出候也

父旅行不在、母疾病届出ヲ爲スコト能ハサルニ因リ  
 昭和年月日

所在 本籍ニ同シ  
 届出人 戸主 里山安兵衛團  
 東京市深川區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は出生子の父母が病氣其の他の事故で、出生届をすることが出来ない場合に、戸主から届出るものを示したのである（戸籍法第六十九條、第七十二條第三項参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出期間は十四日以内である。

戸籍寄留届請求及申請書編

- 四 出生子の父母が出生届をすることが出来ず、同居者、産婆、立會醫師から、出生届をする場合も、此の届書に準じて作ることが出来る。

二 認 知

二〇 私生子認知届（其一）

本籍 東京市赤坂區田町四番地  
 所在 本籍ニ同シ

戸主 私生子 男 石川五郎  
 何年何月何日生

右認知届出候也

昭和年月日

本籍 東京市本所區小梅町拾番地  
 所在 本籍ニ同シ

戸主 請負業  
 届出人 認知者 父 山本英二團  
 何年何月何日生

一三



東京市赤坂區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主である父が、他家の未成年戸主である私生子を認知する届出で、私生子の母が家族なる場合を示したのである（民法第八百二十七條、戸籍法第八十一條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出の期間は無いのである。
- 四 戸主と爲つて居る私生子を認知すると、其の子は庶子と爲るのであるが、戸主であるから父の家に入ることは出来ない。
- 五 若し私生子が成年者であると、其の承諾がなければ認知することは出来ない（民法第八百三十條参照）。

二二 私生子認知届（其二）

本籍 東京市下谷區坂本町五番地  
所在 本籍ニ同シ

戸主 私生子 男 安藤五郎

本籍 私生子ニ同シ 何年何月何日生

母 タキ

右認知届出候也

昭和年月日

本籍 東京市四谷區舟町八番地  
所在 東京市神田區錦町一番地

戸主 洋服商

届出人 認知者 父 池田留吉團

何年何月何日生

東京市神田區長 何 某殿

右認知ヲ承諾ス

承諾者 被認知者 安藤五郎團

説明

- 一 此の届書は戸主である父が、他家の戸主である成年の私生子を認知する届出を示したのである（民法第八百三十條、戸籍法第八十一條参照）。
- 二 此の届書は認知者の所在地區長に届けるのであるから届書は二通である。
- 三 期間は無いのである。
- 四 成年の私生子を認知するには、其の者の承諾を得なければならぬ。

五 此の認知届をして唯私生子が庶子と爲るだけで、戸主の地位には何等の變りはない。

二三 私生子認知届（其三）

本籍 東京市深川區萬年町拾番地  
所在 本籍ニ同シ

戸主たま私生子 男 山本英一

何年何月何日生

本籍 私生子ニ同シ

母 たま

右認知届出候也

昭和年月日

本籍 横濱市神奈川區山手町壹番地  
所在 東京市王子區上十條五番地

届出人 認知者 父 阿部熊太郎團

東京市深川區長 何 某殿

説明

一 此の届書は戸主である父が、他家の家族である未成年の私生子を認知する届出で、母が私生子の戸主である場

戸籍寄留届請求及申請書編

母 タキ

右認知届出候也

昭和年月日

本籍 東京市小石川區富坂町壹番地  
所在 本籍ニ同シ

戸主三太郎孫

届出人 私生子 女 河合はま

何年何月何日生

東京市板橋區貳丁目參番地

右認知ヲ承諾ス

承諾者 被認知者 安藤五郎團

説明

- 一 此の届書は戸主である父が、他家の戸主である成年の私生子を認知する届出を示したのである（民法第八百三十條、戸籍法第八十一條参照）。
- 二 此の届書は認知者の所在地區長に届けるのであるから届書は二通である。
- 三 期間は無いのである。
- 四 成年の私生子を認知するには、其の者の承諾を得なければならぬ。

合を示したのである（民法第八百二十七條、戸籍法第八十一條参照）。

二 此の届出は私生子の本籍地にするのであるから、届書は二通である。

三 期間には制限がない。

四 此の届出に因つて私生子が庶子と爲り、父の家に入ることに爲るのである。

二三 私生子認知届（其四）

本籍 東京市小石川區富坂町壹番地  
所在 本籍ニ同シ

戸主三太郎孫

届出人 私生子 女 河合はま

何年何月何日生

本籍 私生子ニ同シ

母 かめ

右認知届出候也

昭和年月日

東京市板橋區貳丁目參番地



戸籍寄留届請求及申請書編

昭和年月日 所在 東京市深川區八幡町拾貳番地

届出人 認知者 父 大山仙造

東京市小石川區長 何 某殿

説明

一 此の届書は戸主である父が、他の家族である未成年の私生子を認知する届出で、母も又家族である場合を示したのである（民法第八百二十七條、戸籍法第八十一條参照）。

二 届書は二通である。

三 説明は前號書式と同様である。

二四 私生子認知届（其五）

本籍 東京市本郷區香町八拾六番地

所在 本籍ニ同シ

戸主 三造孫

私生子 男 安達四郎

何年何月何日生

本籍 私生子ニ同シ

母

あき

右認知届出候也

昭和年月日

本籍 東京市四谷區坂町八番地

所在 本籍ニ同シ

戸主 權六二男 魚商

届出人 認知者 父 濱口雄三

何年何月何日生

東京市四谷區長 何 某殿

右認知ヲ承諾ス

承諾者 被認知者 安達四郎

右四郎ノ父ノ家ニ入ルコトニ同意ス

同意者 雄三ノ家ノ戸主 濱口權六

説明

一 此の届書は家族である父が、他家の家族である成年の私生子を認知する届出で、母も又家族である場合を示したのである（民法第七百三十五條、第八百三十條、戸籍法第八十一條参照）。

二 届書は一通で宜しい。

三 期間に制限は無い。

四 私生子が成年者であるから、父が認知するには私生子の承諾を得なければならぬ。

承諾者 胎兒ノ母 下田英子

説明

五 認知者は家族であるから、其の家の戸主の同意がなければ、私生子（庶子）を認知者（父）の家に入れることは出来ない。

六 此の届出に依り私生子が庶子と爲つて、父の家に入るのである。

二五 私生子認知届（其六）

本籍 東京市牛込區原町五番地

所在 本籍ニ同シ

戸主 母

下田英子

私生子

胎 兒

右認知届出候也

昭和年月日

本籍 東京市芝區田町拾番地

所在 本籍ニ同シ

戸主 菓子商

届出人 認知者 父 片桐十郎

東京市芝區長 何 某殿

右認知ヲ承諾ス

戸籍寄留届請求及申請書編

二六 私生子認知届（其七）

本籍 東京市品川區八山町拾番地

所在 本籍ニ同シ

所主 廉太郎三女

母

齋藤まん

私生子

胎 兒

右認知届出候也

昭和年月日



戸籍寄留届請求及申請書編

本籍 東京市豊島區池袋壹丁目五番地  
所在 本籍ニ同シ

戸主馬造二男 洋服商  
届出人 認知者 父 内田鐵雄團

何年何月何日生

東京市豊島區長 何 某殿

右認知ヲ承諾ス

承諾者 胎兒ノ母 齋藤まん團

説明

- 一 此の届書は家族である父が、他家の家族である母の胎兒を認知する届出を示したのである（民法第八百三十一條、戸籍法第八十二條、第八十一條参照）。
- 二 其の他の説明は前號書式と同様である。

二七 認知胎兒死體分娩届

本籍 東京市牛込區原町五番地  
所在 本籍ニ同シ

戸主 母

私生子 下田英子  
胎 兒

右私生子胎兒ノ認知昭和何年何月何日届出テタル處  
右胎兒昭和何年何月何日午前何時死體ニテ分娩  
右認知胎兒死體分娩届出候也

昭和年月日

本籍 東京市芝區田町拾番地

所在 本籍ニ同シ

戸主 菓子商

届出人 出生届出義務者 父 片桐十郎團

東京市芝區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は前に胎兒を認知したが、其の胎兒が死體で生れたとき、前に認知届をした父より届出るものを示したのである（戸籍法第八十六條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 死體で生れたことを知つてから十四日以内に届出を爲すべきものである。
- 四 前に認知の届出をした他の市（區）町村長に爲さなければならぬ。

二八 私生子認知届（其八）

本籍 東京市神田區同朋町五番地

所在 本籍ニ同シ

戸主 直系卑屬 前戸主芳雄長男 高橋研造

何年何月何日生

本籍 直系卑屬ニ同シ

私生子 右研造ノ父前戸主 玉造

何年何月何日生

右玉造昭和何年何月何日死亡

本籍 私生子ニ同シ

母 亡

あき

右認知届出候也

昭和年月日

本籍 東京市淀橋區柏木五番地

所在 本籍ニ同シ

戸主 塗料商

届出人 認知者 父 石川孝雄團

東京市神田區長 何 某殿

戸籍寄留届請求及申請書編

説明

- 一 此の届書は死亡した私生子に直系卑屬（私生子の子供）あるとき、父が認知の届出をするものを示したのである（民法第八百三十一條第二項、戸籍法第十一條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 期間の制限はない。
- 四 死亡した私生子は、其の直系卑屬あるときに限つて認知することが出来る。
- 五 此の届出の直系卑屬は未成年者であるから、其の承諾を要しないが、成年者である場合は、其の承諾を得なければならぬ。

二九 私生子認知届（其九）

本籍 東京市麴町區九段參丁目拾番地

所在 本籍ニ同シ

戸主 母

私生子 鍋島笑子

重雄

何年何月何日生

本籍 東京市四谷區永住町五番地

戸主 待合業



認知者 父 亡 栗原利雄

右遺言ニ依ル認知ニ付別紙認知ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

本籍 東京市下谷區谷中初音町六番地  
所在 本籍ニ同シ

届出人 遺言執行者 廣田外次郎  
東京市下谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は遺言に依つて私生子を認知したとき、遺言執行者から其の届出をするものを示したのである（民法第六十條以下、戸籍法第八十五條、第八十一條参照）。
- 二 届書は三通である。
- 三 此の届出は遺言執行者が就職の日より十日内に爲すべきものである。
- 四 此の届書には遺言の謄本を添附しなければならぬ。

三〇 私生子認知届（其一〇）

本籍 東京市豊島區西巢鴨拾番地

所在 東京市養育院

戸主 私生子 男 捨石三十郎

昭和何年何月何日生

右認知届出候也

昭和年月日

本籍 東京市芝區高輪南町七番地  
所在 本籍ニ同シ

届出人 認知者 母 飛石みつ  
戸主 生花業

何年何月何日生

東京市豊島區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は母が養育院に在る子を私生子として認知する届出を示したのである（民法第八百條十七條第一項、戸籍法第八十一條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 期間に制限はない。
- 四 私生子の認知は多く父親がするものであるが、母親も認知することが出来るのである。
- 五 若し子が成年者であると、其の承諾を得なければならぬ。

り。

三一 私生子認知届（其一一）

本籍 東京市豊島區西巢鴨拾番地  
所在 東京市養育院

戸主 私生子 男 山城三郎

何年何月何日生

右認知届出候也

昭和年月日

本籍 東京市下谷區櫻木町八番地  
所在 本籍ニ同シ

届出人 認知者 父 山下道三

何年何月何日生

届出人 認知者 母右道三妻 ふゆ

何年何月何日生

東京市下谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は婚姻中の父母が、養育院に居る私生子を認知する届出を示したのである（民法第八百三十六條第二項、戸籍寄留届請求及申請書編

項、戸籍法第八十三條、第八十一條参照）。

二 届書は三通である。

三 期間に制限はない。

四 此の届出に依つて認知された子は、認知の子から嫡出子たる身分を取得する。

五 父母の婚姻前に生れた子に付て、父母が嫡出子の出生届をしたら、此の認知届をする必要はない。

三 養子縁組

三二 養子縁組届（其一二）

本籍 東京市小石川區大和町八番地

所在 本籍ニ同シ

養父 荒物商 戸主 川又三十郎

何年何月何日生

本籍 養父ニ同シ

右實父 川又 三郎

右實母 八重

養母 無業 三十郎妻 また

二二



戸籍寄留届請求及申請書編

何年何月何日生

本籍 横濱市神奈川區荒木町貳番地

所在 東京市芝區琴平町五番地

養子 無業 戸主博章三男 山尾丹次

何年何月何日生

本籍 養子ニ同シ

右養子ノ家ノ戸主

山尾太郎

右實父

さと

右養子縁組届候也

昭和年月日

届出人 養父

川又三郎 團

届出人 養母

八重 團

届出人 養子

山尾丹次 團

本籍 東京市小石川町袋町貳番地

所在 本籍ニ同シ

證人

内田鐵藏 團

何年何月何日生

本籍 東京市芝區入船町貳番地

所在 本籍ニ同シ

二三

證人

金田堅造 團

何年何月何日生

東京市小石川區長 何 某殿

右縁組ニ同意ス

同意者 養父ノ家ニ在ル父 川又三郎 團

何年何月何日生

同意者 養父ノ家ニ在ル母 たま 團

同意者 養子ノ家ノ戸主 山尾太郎 團

何年何月何日生

同意者 養子ノ家ニ在ル父 さと 團

説明

一 此の届書は戸主が他家の家族である十五歳以上の者と養子縁組をしたときの届出を示したのである(民法第八百四十四條、第七百五十條、第八百四十七條、第七百七十五條戸籍法第八十八條、第九十二條参照)。

二 届書は二通である。

三 期間に制限はないが、此の届出を爲さなければ養子縁組は其の效力を生じない。

四 成年の子は養子をするには、其の家に在る父母の同意を得なければならぬ。

五 満十五歳以上の子が養子と爲るには、其の家に在る父母の同意を得なければならぬ。

六 此の届書の養父、養子の父母は共に實父母である。

七 父母の同意書を添附する場合は、同意の附記は要らない。

三三三 養子縁組届 (其二)

本籍 東京市荒川區尾久町五拾番地

所在 本籍ニ同シ

養父 質屋 戸主

大石重造

本籍 養父ニ同シ

右實父

大石太郎

右家ニ母ナシ

養母 無業 重造妻

俊子

何年何月何日生

本籍 東京市麻布區谷町五番地

所在 本籍ニ同シ

養子 無業 戸主隆三男 立石義勝

何年何月何日生

戸籍寄留届請求及申請書編

本籍 養子ニ同シ

右養子ノ家ノ戸主

立石 隆

右實父

右家ニ繼母ナシ

大濱リツ

本籍 神奈川縣鎌倉郡鎌倉町長谷五番地

右養子縁組届出候也

年月日

届出人 養父

大石重造 團

届出人 養母

俊子 團

届出人 養子

立石義彦 團

本籍 東京市下谷區坂本町五番地

所在 本籍ニ同シ

證人

石川民雄 團

何年何月何日生

本籍 東京市芝區松本町尺拾番地

所在 本籍ニ同シ

證人

松田正信 團

何年何月何日生

東京市荒川區長 何 某殿

二三



戸籍寄留届請求及申請書編

右縁組ニ同意ス

同意者 養父ノ家ニ在ル父 大石太郎 何年何月何日生

同意者 養子ノ家ノ戸主 立石 隆 何年何月何日生

同意者 養子ノ家ニ在ル父 何年何月何日生

説明

- 一 此の届書は戸主が他家の家族と養子縁組をしたときの届出を示したのであるが、養父には母なく、養子には母あるも他家に在る場合である（民法第八百四十四條、第七百五十條、第八百四十六條、第七百七十二條、第八百四十七條、第七百七十五條、戸籍法第八十八條、第九十二條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 届出期間には制限はない。
- 四 養子の實母は他家に在るから、其の同意を受けることを要しないけれども、届書には之れを記載しなければならぬ。
- 五 其の他の説明は前號書式の説明と同様である。
- 六 届出は養親の本籍地か、所在地に爲すべきである。
- 七 實母、嫡母、繼母などがなくは、「母なし」と記載

して、同意の要らないことを明かにして置く必要がある。

三四 養子縁組届 (其三)

本籍 東京市麻布區筭町五番地

所在 本籍ニ同シ

養父 砂糖商 戸主 甘利五郎

何年何月何日生

右養父ノ家ニ父母ナシ

養母 無業 五郎妻 さと

何年何月何日生

本籍 東京市下谷區坂本町八番地

所在 本籍ニ同シ

養子 無業 戸主一郎 庶子 甲野太郎

何年何月何日生

本籍 養子ニ同シ

右養子ノ家ノ戸主 甲野一郎

右實父 甲野一郎

本籍 横濱市中區中里町貳番地

はる

右實母

北川うめ

右養子縁組届出候也

昭和年月日

届出人 養父

届出人 養母

届出人 養子

本籍 東京市深川區八幡町八番地

所在 本籍ニ同シ

證人 大寺熊太郎 何年何月何日生

本籍 東京市小石川區初音町拾番地

所在 本籍ニ同シ

證人 小高十郎 何年何月何日生

東京市麻布區長 何 某殿

右縁組ニ同意ス

同意者 養子ノ家ノ戸主 甲野一郎 何年何月何日生

同意者 養子ノ家ニ在ル父 何年何月何日生

同意者 養子ノ家ニ在ル嫡母 是る 何年何月何日生

戸籍寄留届請求及申請書編

説明

- 一 此の届書は父母のない戸主が、他家の家族である庶子と養子縁組をなしたときの届出を示したのである（民法第八百四十四條、第七百五十條、第八百四十六條、第七百七十二條、第八百四十七條、第七百七十五條、戸籍法第八十八條、第九十二條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 期間に制限はない。
- 四 養子には實母あるも、他家に在るから同意は要らない。其の他の説明は前々號の説明と同様である。

三五 養子縁組届 (其四)

本籍 群馬縣前橋市曲輪町拾參番地

寄留地 東京市小石川區指ヶ谷町壹番地

養父 油商 戸主 竹内富造

何年何月何日生

本籍 養父ニ同シ

右繼父 竹内深造

右實母 是ま



戸籍寄留届請求及申請書編

養母 無業 富造妻 まさ

何年何月何日生

本籍 北海道檜山郡上ノ國村六百參拾番地

所在 本籍ニ同シ

養子 戸主太郎弟 北海荒熊

亡父一郎二男 何年何月何日生

本籍 養子ニ同シ

右養子ノ家ノ戸主 北海太郎

右實父 亡 一郎

右實母 亡 ふゆ

右繼父 時造

右繼母 あき

右養子縁組届出候也

年月日

届出人 養父 竹内富造 團

届出人 養母 まさ 團

届出人 養子 北海荒熊 團

本籍 東京市本郷區彌生町四番地

所在 本籍ニ同シ

證人

山田廉太郎 團

何年何月何日生

本籍 東京市小石川區富坂町壹番地

所在 本籍ニ同シ

證人

荒木又太郎 團

何年何月何日生

東京市小石川區長 何 某殿

右縁組ニ同意ス

右養父ノ家ニ在ル繼父縁組ニ同意セサルニ因リ

同意者 右富造親族會

本籍 群馬縣前橋市曲輪町五番地

右親族會員 橋本正雄 團

何年何月何日生

本籍 群馬縣前橋市寶町壹番地

右親族會員 塚田貞次 團

何年何月何日生

本籍 群馬縣前橋市山伏町五番地

右親族會員 尾内五郎 團

何年何月何日生

同意者 養父ノ家ニ在ル母 はま 團

何年何月何日生

同意者 養子ノ家ノ戸主 北海太郎 團

何年何月何日生

右養子ノ家ニ在ル繼父縁組ニ同意セサルニ因リ

同意者 右荒熊親族會

本籍 北海道檜山郡上ノ國村五拾番地

右親族會員 細川善七 團

何年何月何日生

本籍 北海道檜山郡上ノ國村拾番地

右親族會員 細川太郎 團

何年何月何日生

本籍 北海道檜山郡江差町百番地

右親族會員 檜山茂雄 團

何年何月何日生

説明

一 此の届書は繼父と實母とある戸主が、他家の繼父と繼母ある家族と養子縁組をするとき、養父の繼母が同意をして呉れず、又養子の繼父母も同意しないので、兩方の親族會の同意を受けて、其の届出をするものを示したの

戸籍寄留届請求及申請書編

である(民法第八百四十四條、第七百五十條、第八百四十六條、第七百七十三條、第八百四十七條、戸籍法第十八條、第九十二條参照)。

二 届書は三通である。

三 期間に制限はない。

四 成年の子が養子を爲し、又は滿十五年以上の子が養子と爲るには、其の家在る父母の同意を得なければならぬのである。

五 繼父母又は嫡母が子の縁組に同意しないときは、子は親族會の同意を受けて縁組することが出来る。

三六 養子縁組届 (其五)

本籍 東京市下谷區山伏町四番地

所在 本籍ニ同シ

養父 菓子商 戸主 大村武夫

何年何月何日生

右養父ノ家ニ父母ナシ

養母 無業 武夫妻

何年何月何日生



戸籍寄留届請求及申請書編

本籍 横濱市中區濱町壹番地  
所在 本籍ニ同シ

養子 無業 戸主英造弟 山田三郎  
亡父一郎三男 山田三郎  
何年何月何日生

本籍 養子ニ同シ

右養子ノ家ノ戸主

山田英造

右實父 亡

一郎

右實母 亡

トメ

右家ニ繼父母ナシ

右養子縁組届出候也

年月日

届出人 養父

大村武夫 團

届出人 養母

リツ 團

届出人 養子

山田太郎 團

本籍 横濱市中區眞金町七番地

所在 本籍ニ同シ

證人

大井成郎 團

本籍 東京市小石川區初音町五番地

所在 本籍ニ同シ

證人

竹内玉造 團

何年何月何日生

東京市下谷區長 何 某殿

右縁組ニ同意ス

同意者 養子ノ家ノ戸主 山田英造 團

何年何月何日生

右養子三郎未成年ニシテ實父母死亡家ニ父母ナキ

ニ因リ

同意者 養子ノ家ノ戸主タル後見人

山田英造 團

同意者 右三郎親族會

本籍 横濱市中區眞金町五番地

右親族會員 穂積武夫 團

何年何月何日生

本籍 横濱市程ヶ谷區片町貳番地

右親族會員 山田巖造 團

何年何月何日生

本籍 横濱市神奈川區汐見町六番地

右親族會員 河井 正 團

何年何月何日生

説明

一 此の届書は父母のない戸主が、他家の家族で父母がない十五歳以上の未成年者と養子縁組をする届出を示したのである（民法第八百四十四條、第七百五十條、第八百四十六條、第七百七十二條、第八百四十七條、第七百七十五條、戸籍法第八十八條、第九十二條參照）。

二 届書は二通である。

三 期間に制限はない。

四 養父は父母がないけれども、成年者であるから、親族會の同意を要しない。

五 養子は十五歳以上であるから、自ら縁組をして届出で出来るが、父母がないから、後見人と親族會の同意を得なければならぬ。

三七 養子縁組届 (其六)

本籍 東京市本所區業平町參番地

所在 本籍ニ同シ

養父 小間物商 戸主 東郷代造

何年何月何日生

右養父ノ家ニ父母ナシ

戸籍寄留届請求及申請書編

養母 無業 代造妻

さと

何年何月何日生

本籍 東京市四谷區花園町四拾五番地

所在 本籍ニ同シ

養子 戸主鐵彌三男

大隅寅雄

何年何月何日生

本籍 養子ニ同シ

右養子ノ家ノ戸主

大隅熊雄

右實父

たつ

右養子縁組届出候也

昭和年月日

届出人 養父

東郷代造 團

届出人 養母

さと 團

右養子寅雄十五年未滿ナルニ因

リ縁組承諾者

届出人 養子ノ家ニ在ル父 大隅熊雄 團

届出人 養子ノ家ニ在ル母 たつ 團

本籍 東京市赤坂區田町四番地

所在 本籍ニ同シ



戸籍寄留届請求及申請書編

證人

山本權六郎

何年何月何日生

本籍 東京市深川區蛤町參番地  
所在 本籍ニ同シ

證人

内田保雄郎

東京市本所區長 何 某殿

右縁組ニ同意ス

同意者 養子ノ家ノ戸主 大隅熊雄郎

説明

- 一 此の届書は父母のない戸主が、他家の家族で十五年未滿の者を養子にする届出を示したのである（民法第八百四十三條、第七百五十條、第八百四十七條、第七百七十五條、戸籍法第八十八條、第九十條、第九十二條參照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 期間には制限はない。
- 四 養父は成年の戸主で父母がないから、同意を要する者は居ない。
- 五 養子は十五歳未滿で、父母が縁組の承諾をして居るから、別に父母として同意する必要はない。

三〇

三八 養子縁組届（其七）

本籍 東京市小石川區竹早町拾番地  
所在 本籍ニ同シ

養父 生花商 戸主

花村武夫

何年何月何日生

右養父ノ家ニ父母ナシ

養母 無業 武雄妻

文子

何年何月何日生

本籍 東京市淺草區聖天町五番地

所在 本籍ニ同シ

養子 無業

前所主三藏  
養子實家戸主五郎三男

秋田民雄

何年何月何日生

本籍 養子ニ同シ

右前養家ノ戸主

秋田三藏

右前養父

サメ

本籍 横濱市中區櫻木町六番地

右實家ノ戸主

山本五郎

右實父

ヨシ

右養子縁組届出候也

昭和年月日

届出人 養父

花村武夫郎

届出人 養母

文子郎

届出人 養子

秋田民雄郎

本籍 東京市小石川區雜司ヶ谷參番地

所在 本籍ニ同シ

證人

大村八郎郎

何年何月何日生

本籍 東京市本郷區春木町五拾番地

所在 本籍ニ同シ

證人

宮田信吉郎

何年何月何日生

右縁組ニ同意ス

同意者 養子ノ前養家ノ戸主

秋田三藏郎

同意者 養子ノ前養家ニ在ル父

何年何月何日生

同意者 養子ノ前養家ニ在ル母

サメ郎

何年何月何日生

戸籍寄留届請求及申請書編

説明

- 一 此の届書は父母のない戸主が、他家に養子と爲つて居る法定相續人でない者を再び養子にする場合を示したので、養家にも實家にも、父母が在る場合である（民法第八百四十四條、第八百四十五條、第七百四十一條、第八百四十七條、第七百七十五條、戸籍法第八十二條、第九十二條參照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 期間には制限はない。
- 四 養家から更に縁組に因つて他家に入るには、養家と實家の戸主の同意を得なければならぬ。
- 五 養家から更に縁組に因つて他家に入るには、實家に在る父母の同意を得なければならぬ。

三九 養子縁組届（其八）

本籍 東京市芝區琴平町參番地



戸籍寄留届請求及申請書編

所在 本籍ニ同シ

養父 辯護士 戸主 成宮平三

何年何月何日生

右養父ノ家ニ父母ナシ

本籍 養父ニ同シ

養子 戸主平三妻とみ 軌太郎

亡父軌三二男 何年何月何日生

本籍 東京市下谷區西町五番地

右實父亡 山田軌三

本籍 養父ニ同シ

右實母 戸主平三妻 かつ

右養子縁組届出候也

年月日

届出人 養父 成宮平三 印

届出人 養子 軌太郎 印

本籍 東京市赤坂區榎町拾番地

所在 本籍ニ同シ

證人 高橋富造 印

何年何月何日生

本籍 東京市四谷區鹽町六番地

所在 本籍ニ同シ

高田馬二 印

東京市芝區長 何 某殿

右縁組ニ同意ス

同意者 養父平三妻養子 成宮かつ 印

ノ家ニ在ル母 何年何月何日生

説明

一 此の届書は夫が妻の子と戸内縁組をしたときの届出を示したのである(民法第八百四十一條、第八百四十四條、第八百四十六條、第七百七十二條、第八百四十七條、第七百七十五條、戸籍法第八十八條、第九十二條参照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 期間には制限はない。

四 夫婦の一方が他の一方の子を養子とするには、他の一方の同意があれば宜しい。

五 此の届書の養子は成年者であるから、母の同意のみで宜しいが、未成年者であるときは、母が子に代つて承諾を爲すべきである。

四〇 養子縁組届 (其九)

本籍 東京市小石川區久堅町六番地

所在 本籍ニ同シ

養父 醫師 戸主忠雄弟 山本忠順

父正信三男 何年何月何日生

本籍 養父ニ同シ

右養父ノ家ノ戸主 山本忠雄

右實父 正信

右實母 あき

養母 無業 忠順妻 とよ

何年何月何日生

本籍 東京市芝區兼房町貳番地

養子 小間物商 戸主三造弟 寺田一郎

父兼房二男 何年何月何日生

本籍 養子ニ同シ

右養子ノ家ノ戸主 寺田三造

右實父 兼房

右實母 はる

戸籍寄留届請求及申請書編

右養子縁組届出候也

昭和年月日

届出人 養父 山本忠順 印

届出人 養母 とよ 印

届出人 養子 寺田一郎 印

本籍 東京市小石川區白山前町四番地

所在 本籍ニ同シ

證人 山田重明 印

何年何月何日生

本籍 東京市芝區佐久間町壹番地

所在 本籍ニ同シ

證人 秋田國雄 印

何年何月何日生

東京市小石川區長 何 某殿

右縁組ニ同意ス

同意者 養父ノ家ノ戸主 山本忠雄 印

何年何月何日生

同意者 養父ノ家ニ在ル父 正信 印

何年何月何日生



戸籍寄留届請求及申請書編

同意者 養父ノ家ニ在ル母 あき團 何年何月何日生

同意者 養子ノ家ノ戸主 寺田三造團 何年何月何日生

同意者 養子ノ家ニ在ル父 兼房團 何年何月何日生

同意者 養子ノ家ニ在ル母 はる團 何年何月何日生

説明

一 此の届書は家族と家族が、兩方の戸主及び父母の同意を得て養子縁組をするときの届出で、養子が十五歳以上の場合を示したのである(民法第八百四十四條、第七百五十條、第八百四十七條、第七百七十五條、戸籍法第八十八條、第九十二條参照)。

二 届書は二通である。

三 届出期間には制限はない。

四 家族が縁組をするには、戸主の同意を得なければならぬ。

五 成年の子が養子をしたり、十五歳以上の子が養子となるには、其の家に在る父母の同意を得ることを要するの

である。

四一 養子縁組届(其一〇)

本籍 東京市四谷區坂町五拾番地  
所在 本籍ニ同シ

養父 會社員 戸主 山尾虎造 何年何月何日生

右養父ノ家ニ父母ナシ

養母 無業 虎造妻 あさ 何年何月何日生

本籍 東京市芝區茸手町壹番地  
所在 本籍ニ同シ

養子 無業源三郎 戸主 影山淺雄 何年何月何日生

本籍 東京市小石川區竹早町六番地

右實父 影山源三郎

右實母 とみ

右家ニ繼父母ナシ

右養子淺雄其ノ家ヲ廢シテ養親ノ家ニ入ル

右養子縁組届出候也

昭和年月日

届出人 養父 山尾虎造團

届出人 養母 あさ團

届出人 養子 影山淺雄團

本籍 東京市四谷區坂町貳番地

所在 本籍ニ同シ

證人

山尾太郎團 何年何月何日生

本籍 東京市小石川區指ヶ谷町六番地  
所在 本籍ニ同シ

證人

片岡次郎團 何年何月何日生

東京市四谷區長 何 某殿

説明

一 此の届書は戸主と戸主とが養子縁組をして、養子が其の家を廢するときの届出を示したのである(民法第八百四十四條、第八百四十七條、第七百七十五條、戸籍法第八十八條、第九十二條参照)。

戸籍寄留届請求及申請書編

四 養子離縁

四二 養子離縁届(其一)

本籍 東京市下谷區櫻木町五番地  
所在 本籍ニ同シ

養父 官吏 戸主 大畑八郎 何年何月何日生

養母 無業 八郎妻 あさ 何年何月何日生

本籍 横濱市中區戸部町五番地  
所在 本籍ニ同シ



戸籍寄留届請求及申請書編

養子 無業 實家ノ戸主 山田十郎  
重雄二男 何年何月何日生

本籍 横濱市中區戸部町五番地

右實家ノ戸主

山田重雄

右實父

やす

右養子離縁届出候也

昭和年月日

届出人 養父

大畑八郎 團

届出人 養母

あさ 團

届出人 養子

十郎 團

本籍 東京市四谷區坂町五番地

所在 本籍ニ同シ

證人

山本直江 團

何年何月何日生

本籍 東京市小石川區大和町拾番地

所在 本籍ニ同シ

證人

田畑晴雄 團

何年何月何日生

東京市下谷區長 何 某殿

説明

一 此の届書は二十五歳以上の養父母と、二十五歳以上の養子とが、合意で離縁するときの届出を示したのである（民法第八百六十二條、第八百六十四條、第七百七十五條、戸籍法第九十五條参照）。

二 届書は二通である。

三 届出期間に制限はない。

四 此の届書の當事者は何れも二十五歳以上であるから、其の父母があつても同意を得ることを要しないが、二十五歳未満で父母ある場合は、其の同意を得なければならぬ。

五 此の届書に依つて養子は實家に復籍する。

四三 養子離縁届（其二）

本籍 神奈川縣鎌倉郡鎌倉町長谷壹番地

寄面地 東京市板橋區貳丁目參番地

養父 會社員 戸主 大園重行

何年何月何日生

本籍 養父ニ同シ

右實父

大園重雄

右實母

さと

養母 無業 重行妻

あさ

何年何月何日生

養子 會社員 實家戸主三郎

五郎

何年何月何日生

本籍 東京市四谷區笠町貳番地

右實家ノ戸主

小池三郎

右實父

一郎

右實母

はる

右養子離縁届出候也

昭和年月日

届出人 養父

大園重行 團

届出人 養母

あさ 團

届出人 養子

五郎 團

本籍 東京市本郷區春木町貳番地

所在 本籍ニ同シ

證人

河合保雄 團

何年何月何日生

本籍 東京市淺草區松葉町四番地

戸籍寄留届請求及申請書編

所在 本籍ニ同シ

證人

玉井六郎

何年何月何日生

東京市板橋區長 何 某殿

右離縁ニ同意ス

同意者 養父ノ家ニ在ル父 大園重雄 團

何年何月何日生

同意者 養父ノ家ニ在ル母 さと 團

何年何月何日生

同意者 養子ノ家ニ在ル父 小池一郎 團

何年何月何日生

同意者 養子ノ家ニ在ル母 はる 團

何年何月何日生

説明

一 此の届書は養父が戸主であるが、養父及び養子共に十五歳以上二十五歳である場合に、合意を以て離縁するときの届出を示したのである（民法第八百六十二條、第八百六十三條、第八百六十四條、第七百七十五條、戸籍法第九十五條参照）。

二 届書は三通である。



戸籍寄留届請求及申請書編

- 三 届書の期間には制限はない。
- 四 當事者が共に二十五歳に達しないから、其の家にいる父母の同意を得なければならぬ。
- 五 此の届出に依つて養子は實家に復籍する。

四四 養子離縁届 (其三)

本籍 東京市本郷區切通町八番地  
所在 本籍ニ同シ

養父 金物商 戸主 倉田又雄  
何年何月何日生

右養父ノ家ニ父母ナシ

養母 無業 又雄妻 とみ

養子 無業 實家戸主 何年何月何日生  
秀次三男 秀次郎 何年何月何日生

本籍 東京市淺草區雷門町番地  
右實家ノ戸主 大幡秀次  
右實父 右實母 右實母 右實母 右實母 右實母  
ひで

右養子離縁届出候也

三八

昭和年月日

届出人 養父 倉田又雄 團  
届出人 養母 とみ 團

離縁協議者

届出人 養子ノ實家ニ在ル父 大幡秀次 團  
何年何月何日生

届出人 養子ノ實家ニ在ル母 ひで 團

所在 本籍ニ同シ

證人

田畑時太 團  
何年何月何日生

本籍 東京市芝區琴平町參番地

證人

芝園英夫 團  
何年何月何日生

東京市本郷區長 何 某殿

説明

一 此の届書は養父戸主が二十五歳以下で、養子が十五歳未満であるとき、合意を以て離縁する場合の届出を示し

たのである(民法第八百六十二條、第八百四十三條、第八百六十三條、第八百六十四條、第七百七十五條、戸籍法第九十五條、第九十六條参照)。

- 二 届書は二通である。
- 三 届書の期間には制限はない。
- 四 養子が十五歳未満であるから、養子の父母が養子に代つて離縁の協議を爲さなければならぬ。
- 五 養子の父母が養子に代つて協議上の離縁を爲し、其の届出をしたのであるから、別に同意を必要としない。
- 六 養親には父母がないから同意を受ける必要のないのは勿論である。

四五 養子離縁届 (其四)

本籍 東京市麻布區谷町五番地  
所在 本籍ニ同シ

養父 書籍商 戸主 大高重明  
何年何月何日生

右養父ノ家ニ父母ナシ

養母 無業 重明妻 あき

戸籍寄留届請求及申請書編

右養子離縁届出候也

昭和年月日

届出人 養父 大高重明 團  
届出人 養母 あさ 團

離縁協議者

届出人 養子ノ實家ニ在ル養 後藤重三郎 團  
届出人 養子ノ實家ニ在ル繼母 とし 團

本籍 東京市淺草淺草町六番地  
所在 本籍ニ同シ

證人

阿部益雄 團  
何年何月何日生

三九



戸籍寄留届請求及申請書編

本籍 東京市下谷區稻荷町拾番地  
所在 本籍ニ同シ

證人

小川大造 團  
何年何月何日生

東京市麻布區長 何 某殿

養子はまノ實家ニ在ル繼母とし右離縁ノ協議ヲ爲ス  
コトニ同意ス

同意者 右とし親族會

本籍 東京市四谷區坂町拾參番地

右親族會員 山田又一團

何年何月何日生

本籍 東京市淀橋區柏木百番地

右親族會員 大塚茂八團

何年何月何日生

本籍 東京市赤坂區臺町貳番地

右親族會員 塚田達二團

何年何月何日生

説明

一 此の届書は養父戸主は二十五歳未満であるが、父母な

四〇

く養子は十五歳未満で實家に繼母のある場合、合意を以て離縁するときの届出を示したのである（民法第八百六十二條、第八百四十三條、第八百六十三條、第八百六十四條、第七百七十五條、戸籍法第九十五條、第九十六條参照）。

二 届書は二通である。

三 届出期間には制限はない。

四 繼父母又は嫡母が養子離縁の協議をするには、親族會の同意を得なければならぬ。

四六 養子離縁届（其五）

本籍 東京市本郷區春木町六番地

所在 本籍ニ同シ

養父 無業 戸主 山田又太郎

養母 無業又太郎妻 とき

所在 横濱市中區中里町六番地

養子 實家ノ戸主重雄三男 富太郎

本籍 濱横市中區中里町六番地  
何年何月何日生

五 離縁の訴は養親又は養子から出来るが、届出は訴を起した者より爲すべきものである。

五 婚姻

四七 婚姻 届（其二）

本籍 東京市四谷區鹽町五番地

所在 本籍ニ同シ

夫 會社員 戸主 天田三郎

本籍 夫ニ同シ 何年何月何日生

右父 天田一郎

右母 千代

本籍 東京市本郷區春木町百番地

所在 本籍ニ同シ

妻 無業 戸主重信二女 川越アヤ

本籍 妻ニ同シ 何年何月何日生

説明

一 此の届書は民法第八百六十六條に依つて、離縁の訴を提起し、其の裁判が確定した場合に届出るものを示したのである（民法第八百六十六條、戸籍法第九十八條、第九十五條参照）。

二 届書は二通である。

三 此の届出は裁判確定の日より十日以内に爲さなければならぬ。

四 此の届書には裁判の謄本を添附すべきである。

戸籍寄留届請求及申請書編



戸籍寄留届請求及申請書編

右妻ノ家ノ戸主 川越重信

右父 アキ

右母

右婚姻届出候也

昭和年月日

届出人 夫

天田三郎 團

届出人 妻

川越アヤ 團

本籍 東京市麻布区斧町八番地

所在 同所ニ同シ

証人

山崎有明 團

本籍 東京市四谷区坂町百番地

証人

大宮清人 團

東京市四谷區長 何 某殿

右婚姻ニ同意ス

同意者 妻ノ家ノ戸主

川越重信 團

何年何月何日生

説明

一 此の届書は夫は戸主で三十歳以上、妻は實家の家族で

四二

二十五歳以上の者が、婚姻したときの届出を示したのである（民法第七百七十二條、第七百七十五條、第七百五十條、戸籍法第百條、第百一條参照）。

二 届書は二通である。

三 届出期間には制限が無いが、婚姻をしても其の届出を爲さなければ、婚姻は其の效力を生じないのである（民法第七百七十五條参照）。

四 子が婚姻するには其の家に在る父母の同意を得ることを要するのであるが、男三十歳、女二十五歳に達したときは、父母の同意を要しないで自由に結婚が出来る。

五 家族は婚姻をするには戸主の同意を得なければならぬ

四八 婚 姻 届 (其二)

本籍 東京市麻布区谷町壹番地

所在 本籍ニ同シ

夫 雜貨商 戸主

宮田武次

本籍 夫ニ同シ

何年何月何日生

右父

宮田直夫

右母

千代

東京市麻布區長 何 某殿

右婚姻ニ同意ス

同意者 妻ノ家ノ戸主

山川忠雄 團

同意者 妻ノ家ニ在ル父

何年何月何日生

同意者 妻ノ家ニ在ル母

冬子 團

説明

一 此の届書は夫は戸主で三十歳以上、妻は二十五歳未満である者が婚姻をしたときの届出を示したのである（民法第七百七十二條、第七百七十五條、第七百五十條、戸籍法第百條参照）。

二 届書は二通である。

三 届出期間には制限はない。

四 夫は三十歳以上であるから、父母の同意を要しない。

五 妻は二十五歳未満であるから、父母の同意を要する。

六 妻は家族であるから、戸主の同意を要する。

四九 婚 姻 届 (其三)

本籍 東京市麻布区市兵衛町壹番地

戸籍寄留届請求及申請書編

本籍 東京市赤坂区榎町四番地

所在 本籍ニ同シ

妻 無業 戸主忠雄二女 山川秋子

何年何月何日生

本籍 妻ニ同シ

右妻ノ家ノ戸主

山川忠雄

右父

冬子

右母

右婚姻届出候也

年月日

届出人 夫

宮田武夫 團

届出人 妻

山川秋子 團

本籍 東京市四谷区坂町四番地

所在 本籍ニ同シ

証人

武田勝利 團

何年何月何日生

本籍 東京市本郷区肴町拾四番地

所在 本籍ニ同シ

証人

前田友三 團

何年何月何日生



戸籍寄留届請求及申請書編

所在 本籍ニ同シ  
夫 會社員 戸主 鍋島猫一  
何年何月何日生

本籍 夫ニ同シ  
右實父 鍋島猫藏  
右實母 はま  
本籍 東京市本郷區弓町八番地  
所在 本籍ニ同シ  
妻 無業 戸主太郎二女 小川菊子  
何年何月何日生

本籍 妻ニ同シ  
右妻ノ家ノ戸主 山川太郎  
入父 右母 よね  
右婚姻届出候也  
昭和年月日

届出人 夫 鍋島猫一  
届出人 所 山川菊子  
本籍 東京市小石川區富坂町四番地  
所在 本籍ニ同シ

四四

證人 大場太郎  
何年何月何日生

本籍 東京市淺草區聖天町登番地  
所在 本籍ニ同シ  
證人 加藤義正  
何年何月何日生

東京市麻布區長 何 某殿  
右婚姻ニ同意ス

同意者 夫ノ家ニ在ル父 鍋島猫藏  
何年何月何日生

同意者 夫ノ家ニ在ル母 はま  
何年何月何日生

同意者 妻ノ家ノ戸主 山川太郎  
何年何月何日生

同意者 妻ノ家ニ在ル母 よね  
何年何月何日生

説明

一 此の届書は夫は戸主であるが三十歳未満、妻は二十五歳未満である者が、婚姻した場合の届出を示したのである(民法第七百七十二條、第七百七十五條、第七百五十五條)

條、戸籍法第百條第百一條参照)。

- 二 届書は二通である。
- 三 届書期間には制限はない。
- 四 双方共に父母の同意を得なければならぬ。
- 五 妻は戸主の同意をも得なければならぬ。

五〇 婚姻 届 (其四)

本籍 千葉市本町四拾五番地  
寄留地 東京市四谷區荒木町拾番地  
夫 官吏 戸主春雄長男 笠原正雄  
何年何月何日生

本籍 夫ニ同シ  
右夫ノ家ノ戸主 笠原春雄  
右父 右母 たま  
本籍 東京市小石川區白山前町參番地  
所在 本籍ニ同シ  
妻 無業 戸主富太二女 秋岡菊代  
何年何月何日生

本籍 妻ニ同シ  
戸籍寄留届請求及申請書編

秋岡富太

右妻ノ家ノ戸主 秋岡富太  
右父 右母 千代  
右婚姻届出候也  
昭和年月日

届出人 夫 笠原正雄  
届出人 在 秋岡菊代  
本籍 東京市下谷區茅町六番地  
所在 本籍ニ同シ  
證人 岡田三郎  
何年何月何日生

本籍 東京市本郷區弓町四拾八番地  
所在 本籍ニ同シ  
證人 川口政利  
何年何月何日生

東京市四谷區長 何 某殿  
右婚姻ニ同意ス

同意者 夫ノ家ノ戸主 笠原春雄  
何年何月何日生

同意者 妻ノ家ノ戸主 秋岡富太  
何年何月何日生



戸籍寄留届請求及申請書編

説明

- 一 此の届書は男女共に家族であつて、夫は三十歳以上、妻は二十五歳以上の者が、婚姻したときの届出を示したのである（民法第七百七十二條、第七百七十五條、第七百五十條、戸籍法第百條、第百一條参照）
- 二 届書は三通である。
- 三 届出には期間の制限はない。
- 四 男女共に其の戸主の同意を得なければならぬが、夫は三十歳以上、妻は二十五歳以上であるから、別に父母の同意を得ることを要しない。

五一 婚 姻 届 (其五)

本籍 東京市赤坂區高樹町五番地  
所在 本籍ニ同シ  
夫 官吏 戸主萬太郎長男 島田二郎  
本籍 夫ニ同シ 何年何月何日生  
右夫ノ家ノ戸主 島田萬太郎  
右父 島田萬太郎  
右母 リツ

四六

本籍 東京市本所區春木町貳番地  
所在 本籍ニ同シ  
妻 無業 戸主球雄二女 池田千代  
本籍 妻ニ同シ 何年何月何日生  
右妻ノ家ノ戸主 池田球雄  
右父 池田球雄  
右母 とし  
右婚姻届出候也  
昭和年月日

届出人 夫 島田二郎  
届出人 妻 池田千代  
本籍 東京市赤坂區青山貳丁目五番地  
所在 本籍ニ同シ  
證人 高田太郎  
何年何月何日生  
本籍 東京市小石川區青柳町八番地  
所在 本籍ニ同シ  
證人 濱口幸雄  
何年何月何日生

東京市赤坂區長 何 某殿  
右婚姻ニ同意ス

同意者 夫ノ家ノ戸主 島田萬太郎  
夫ノ家ニ在ル父 何年何月何日生  
同意者 夫ノ家ニ在ル母 リツ  
何年何月何日生  
同意者 妻ノ家ノ戸主 池田球雄  
妻ノ家ニ在ル父 何年何月何日生  
同意者 妻ノ家ニ在ル母 とし  
何年何月何日生

五二 婚 姻 届 (其六)

本籍 東京市芝區巴町參拾番地  
所在 本籍ニ同シ  
妻 雜貨商 大塚春代  
本籍 妻ニ同シ 何年何月何日生  
右父亡 大塚重三  
右母 よね  
右家ニ繼父ナシ  
本籍 東京市淺草區象潟町八番地  
所在 本籍ニ同シ  
夫 無業 戸主忠雄弟 馬場茂吉  
父忠次三男 何年何月何日生  
本籍 夫ニ同シ  
右夫ノ家ノ戸主 馬場忠雄  
右父 忠次  
右母 かつ  
右入夫茂吉戸主ト爲ル

戸籍寄留届請求及申請書編

- 説明
- 一 此の届書は男女共に家族で、夫は三十歳未満、妻は二十五歳未満の者が、婚姻したときの届出を示したのである（民法第七百七十二條、第七百七十五條、第七百五十條、戸籍法第百條、第百一條参照）。
  - 二 届書は三通である。
  - 三 届出期間には制限はない。
  - 四 夫が三十歳未満、妻は二十五歳未満であるから、双方共に戸主の同意を得る外、父母の同意をも受けなければならぬ。

四七



戸籍寄留届請求及申請書編

右入夫婚姻届出候也

昭和年月日

届出人 妻

届出人 夫

大塚春代  
馬場茂吉

本籍 東京市小石川区指ヶ谷町五番地

所在 本籍ニ同シ

証人

片山三郎

本籍 東京市本郷区肴町壹番地

所在 本籍ニ同シ

証人

遠藤吉三

東京市芝區長 何 某殿

右婚姻ニ同意ス

同意者 夫ノ家ノ戸主

馬場忠雄  
何年何月何日生

説明

一 此の届書は二十五歳以上の女戸主が、三十歳以上の他家の家族と入夫婚姻をして、入夫を戸主とする場合の届

- 出を示したのである（民法第七百七十二條、第七百七十五條、第七百五十條、戸籍法第百條、第一百一條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 届出には期間の制限はない。
- 四 入夫を戸主とするには、此の届書のやうに其の旨を記載すべきものであるから、若し入夫を戸主と爲さないときは、此の記載をしてはならぬ。
- 五 入夫婚姻は普通の婚姻と異なるから、「入夫婚姻」と記載すべきである。
- 六 女戸主が二十五歳以上、入夫が三十歳以上であるから入夫だけが戸主の同意を受ければ宜しい。

六 離 婚

五三 婚 姻 届 (其二)

本籍 東京市神田区錦町壹丁目五番地

所在 本籍ニ同シ

夫 書籍商 戸主

千田貞二  
何年何月何日生

本籍 夫ニ同シ

右父

右母

千田貞藏

てい

妻 無業

實家ノ戸主三郎  
妹父一郎三女

はま

何年何月何日生

本籍 東京市四谷區坂町百五拾番地

右實家ノ戸主

右父

右母

天野三郎  
一郎

よね

右離婚届出候也

昭和年月日

届出人

届出人

千田貞二

はま

本籍 東京市神田區神保町五番地

所在 本籍ニ同シ

証人

河野正雄

本籍 東京市四谷區鹽町五番地

所在 本籍ニ同シ

戸籍寄留届請求及申請書編

証人

河西信三

何年何月何日生

東京市四谷區長 何 某殿

右離婚ニ同意ス

同意者 妻ノ實家ニ在ル父 天野一郎

何年何月何日生

同意者 妻ノ實家ニ在ル母 よね

何年何月何日生

説明

- 一 此の届書は夫戸主が三十歳以上、妻が二十五歳未満の者が協議上の離婚をした場合の届出を示したのである（民法第八百八條乃至第八百十條、第七百七十二條、第七百七十五條、戸籍法第百四條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 届出期間には制限はない。
- 四 夫は戸主で二十五歳以上であるから、別に同意を得る必要はないが、妻は二十五歳未満であるから、實家の父母の同意を得なければならぬ。
- 五 妻が二十五歳以上であれば同意を得る必要はない。



五四 離 婚 届 (其二)

本籍 東京市四谷區坂本町五番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 夫 會社員 戸主 會根正夫  
 何年何月何日生  
 本籍 夫ニ同シ  
 右父 會根賢二  
 右母 竹子  
 所在 東京市赤坂區榎町六番地  
 妻 無業實家ノ戸主光造二女 松子  
 何年何月何日生  
 本籍 東京市芝區田町五番地  
 右實家ノ戸主 黒田光造  
 右父 黒田光造  
 右母 梅子  
 右離婚届出候也  
 昭和年月日  
 届出人 夫 會根正夫  
 届出人 妻 松子

本籍 東京市四谷區荒木町六番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 證人 荒井十郎  
 何年何月何日生  
 本籍 東京市小石川區青柳町九番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 證人 戸田千八  
 何年何月何日生  
 東京市四谷區長 何 某殿  
 右離婚ニ同意ス  
 同意者 夫ノ家ニ在ル父 會根賢二  
 何年何月何日生  
 同意者 夫ノ家ニ在ル母 竹子  
 何年何月何日生  
 同意者 同ノ實家ニ在ル父 黒田光造  
 何年何月何日生  
 同意者 同ノ實家ニ在ル母 梅子  
 何年何月何日生

説明

一 此の届書は夫は戸主であるが二十五歳未満、妻も又二十五歳未満の者が、協議上の離婚をした場合の届出を示したのである(民法第八百八條乃至第八百十條、第七百七十二條、第七百七十五條、戸籍法第四條参照)。  
 二 届書は二通である。  
 三 届出期間には制限はない。  
 四 夫婦共に二十五歳以下であるから、父母の同意を得なければならぬ。

五五 離 婚 届 (其三)

本籍 東京市下谷區坂本町五番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 夫 小間物商 戸主謙造弟 坂田太郎  
 父謙一二男 何年何月何日生  
 本籍 夫ニ同シ  
 右夫ノ家ノ戸主 坂田謙造  
 右亡父 謙一  
 右亡母 是る  
 右家ニ繼父母ナシ  
 戸籍寄留届請求及申請書編

妻 無業 實家ノ戸主正信 宮田竹子  
 妹父正二長女 何年何月何日生  
 本籍 東京市赤坂區榎町五番地  
 右實家ノ戸主 宮田正信  
 右父亡 正二  
 右母亡 とき  
 右離婚届出候也  
 昭和年月日  
 届出人 坂田太郎  
 届出人 竹子

本籍 東京市小石川區白山御殿町參番地  
 證人 小笠原政行  
 何年何月何日生  
 本籍 東京市下谷區稻荷町四番地  
 證人 武田勝正  
 何年何月何日生  
 東京市下谷區長 何 某殿  
 右離婚ニ同意ス  
 右太郎未成年者ニシテ家ニ父母在ラサルニ因リ



戸籍寄留届請求及申請書編

同意者 夫ノ家ノ戸主 坂田三郎 何年何月何日生

同意者 右太郎親族會 何年何月何日生

本籍 下谷區谷中町五番地

右親族會員 山田秋造 何年何月何日生

本籍 東京市淺草區松葉町六番地

右親族會員 秋田義明 何年何月何日生

本籍 東京市本郷區淺嘉町八番地

右親族會員 眞田幸則 何年何月何日生

右妻竹子未成年ニシテ家ニ父母在ラサルニ因リ

同意者 夫ノ家ノ戸主 宮田正信 何年何月何日生

タル後見人

同意者 右竹子親族會員

本籍 東京市赤坂區田町六番地

右親族會員 大久保武二 何年何月何日生

五二

本籍 東京市麻布區谷町五番地

右親族會員 山田太一 何年何月何日生

本籍 東京市赤坂區田町八番地

右親族會員 村越重造 何年何月何日生

説明

一 此の届書は夫婦共に家族で、共に二十五歳未満の者が父母何れも死亡後に協議上の離婚をする場合の届出を示したのである（民法第八百八條乃至第八百十條、第七百七十二條、第七百七十五條、戸籍法第四百條参照）。

二 届書は二通である。

三 届出期間には制限はない。

四 夫も妻も共に父母がなく、又二十五歳未満であるから協議上離婚をするには、其の家の戸主である後見人及び親族會の同意を得なければならぬ。

五六 離婚 届 (其四)

本籍 東京市王子區上十條百拾番地

所在 本籍ニ同シ

夫 無業

戸主 國雄弟 飯田三郎

本籍 夫ニ同シ 何年何月何日生

右夫ノ家ノ戸主 飯田國雄

右父 正雄

右母 亡

右繼母 正雄

妻 實家戸主 幸太郎 梅子

父 幸兵衛三女

何年何月何日生

本籍 東京市赤坂區青山南町四番地

右實家ノ戸主 淵田幸太郎

右父 亡

右繼父 幸兵衛

右母 正太郎

右離婚出候也

昭和年月日

届出人 飯田三郎 何年何月何日生

届出人 梅子 何年何月何日生

本籍 東京市芝區二本榎町參番地

戸籍寄留届請求及申請書編

所在 本籍ニ同シ

證人 山田正義 何年何月何日生

本籍 東京市深川區蛤町拾五番地

所在 本籍ニ同シ

證人 奥田太郎 何年何月何日生

東京市王子區長 何 某殿

右離婚ニ同意ス

同意者 夫ノ家ニ在ル父 飯田正雄 何年何月何日生

同意者 夫ノ家ニ在ル繼母 まつ 何年何月何日生

同意者 妻ノ實家ニ在ル繼父 正太郎 何年何月何日生

同意者 妻ノ實家ニ在ル母 さと 何年何月何日生

説明

一 此の届書は夫婦共に家族で、二十五歳未満、それに夫

五三



戸籍寄留届請求及申請書編

の實家には繼母があり、又妻の實家に繼父ある場合、協議上の離婚をするときの届出を示したのである（民第八百八條乃至第八百十條、第七百七十二條、第七百七十三條、第七百七十五條、戸籍法第百四條参照）。

五七 離婚届（其五）

本籍 東京市本郷區坂下町五番地  
所在 本籍ニ同シ  
夫 印刷業 戸主 山形熊造  
本籍 夫ニ同シ  
右父 山形熊雄  
右母 山形熊くま  
所在 東京市小石川區白山前町一番地  
妻 無業 實家ノ戸主 玉子  
寛三二女

五四

何年何月何日生  
本籍 東京市小石川區久堅町五番地  
右實家ノ戸主 神崎正隆  
右父  
右母 山形熊造  
昭和何年何月何日右離婚ノ裁判確定  
右離婚ノ裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也  
昭和年月日  
届出人 訴提起者 夫 山形熊造  
東京市本郷區長 何 某殿 何年何月何日生

説明

一 此の届書は夫（戸主）より妻に對し離婚の訴を起し、其の裁判のあつたときに届出るものを示したのである（民第八百十三條、第七百三十九條、第七百四十條、戸籍法第百五條、第百四條参照）。

七 親權及後見

五九 親權喪失届

本籍 東京市小石川區指ヶ谷町九番地  
所在 本籍ニ同シ  
親權ヲ行フ父 戸主 遠山左門  
右親權ニ服スル子 長男 民一  
同 長女 よし  
右親權ヲ行フ父佐門親權喪失宣告ノ裁判何年何月何日確定、家ニ在ル母菊代其ノ權利ヲ行フ  
右親權喪失、其裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也  
昭和年月日

戸籍寄留届請求及申請書編

ら、其の届出は夫の本籍地の市區町村長に爲すべきである。妻より離婚の訴を起して裁判のあつた場合には、妻より離婚の届出を爲さなければならぬ。

五 夫又は妻が離婚の訴を起すことが出来る場合は、民法第八百十三條に掲げてある。

説明  
一 此の届書は親權を行ふ父が、裁判に因つて親權を失つたとき、母より届出るものを示したのである（民第八百七十七條、第八百九十六條、戸籍法第百七條参照）。

二 届書は一通で宜しい。  
三 裁判確定の日より十日以内に、其の裁判の謄本を添附して届出づべきものである。  
四 子は其の家に在る父の親權に服するのである。然かし獨立の生計を立て、居る成年者は父の親權に服さない。  
五 父が親權を行ひ得ないときは、其の家に在る母が親權を行ふのである。  
六 親權を行ふ父又は母が親權を濫用したり、甚だしく不行跡なときは、裁判所は子の親族又は檢事の請求に因つて其の親權の喪失を宣告することが出来る。此の届出は其の裁判のあつた場合にするのである。  
七 親權を行ふ父が裁判に因つて子の財産を管理する權利



を失なつた場合は、此の書式に準じて「管理権喪失届」を作ることが出来る。

### 六〇 親権喪失宣告取消届

本籍 東京市小石川區指ヶ谷町九番地  
所在 本籍ニ同シ

親権喪失宣告取消ノ  
裁判ヲ受ケタル者

遠山佐門

右親権ニ服スル子

長男

民一

長女

よし

右佐門親権喪失ノ宣告ヲ受ケタル處其宣告取消ノ  
裁判昭和何年何月何日確定

右親権喪失宣告取消其裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人 失權宣告取消請求者 遠山佐門 團

東京市小石川區長 何 某殿 何年何月何日生

#### 説明

一 此の届書は父が前に親権喪失の宣告を受けたが、其の父の請求に依つて裁判所が其の取消の裁判を爲した場合

に父より届出るものを示したのである（民法第八百九十八條、戸籍法第八條参照）。

二 届書は一通で宜しい。

三 裁判確定の日より十日以内に、裁判の謄本を添附して届出づべきものである。

四 父の親権濫用又は不行跡が止んだときは、裁判所は本人（父）若くは其の親族の請求に因つて、前に宣告した親権喪失の宣告を取消することが出来る。

五 父が前に子の財産管理権喪失の宣告を受けたが、其の後裁判に因つて取消された場合も、此の届書に準じて、管理権喪失届を作ることが出来る。

### 六一 後見開始届（其二）

本籍 東京市芝區琴平町七番地

所在 本籍ニ同シ

被後見人

亡戸主綱

未成

山田綱二

本籍 東京市小石川區竹早町拾番地

所在 本籍ニ同シ

後見人

加藤正勝

何年何月何日生

右綱二未成年者ニシテ母つや昭和何年何月何日死亡最後ニ親権ヲ行フ父綱雄昭和何年何月何日死亡親権ヲ行フ者ナキニ因リ同日後見開始

右綱雄ノ遺言ヲ以テスル指定ニ因リ右正勝昭和何年何月何日後見人ニ就職

右後見開始後見人指定ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人 後見人

加藤正勝 團

東京市芝區長 何 某殿

#### 説明

一 此の届書は父の死亡後子に對して親権を行ふ者がなく、父が遺言を以て後見人を指定して死亡した場合に後見人に指定された者より届出るものを示したのである（民法第九百一條、戸籍法第九條、第百十一條、第百十三條参照）。

二 届書は二通である。

三 後見人就職の日より十日以内に、遺言書の謄本を添附して、被後見人の本籍地又は後見人所在地の市區町村長に届出るのである。

戸籍寄留届請求及申請書編

四 未成年者が相続届をしてあるときは、其の届書に「戸主」と記載するのである。

五 未成年者に對して最後に親権を行ふ父又は母は、遺言を以て後見人に指定することが出来る。

六 父が死亡した場合に、母あるときは其の母が親権を行ふから、後見人の必要はないが、母が管理権を辭した場合に親権を行ふ者がなく、此の場合も父は遺言を以て後見人を指定することが出来る。此の場合の届書は此の届書に準じて作製することが出来る。

七 父が既に死亡し母が親権を行つて居る場合、母も亦遺言を以て後見人を指定することを得る。

### 六二 後見開始届（其二）

本籍 東京市麹町區九段貳丁目參番地

所在 本籍ニ同シ

被後見人

戸主正雄弟亡

山岸勝吉

父太郎三男

何年何月何日生

本籍 被後見人ニ同シ

所在 同上



後見人

山岸正雄

右勝吉未成年者ニシテ親權者太郎昭和何年何月何日死亡シ母とき昭和何年何月何日死亡シ親權者ヲ行フ者ナキニ因リ昭和何年何月何日後見開始  
右勝吉ニ對シ親權ヲ行フ父及ビ母ノ指定後見人ナキニ因リ右戸主三郎昭和何年何月何日後見人就職  
右後見開始届出候也

昭和年月日

届出人

後見人 山岸正雄 團

東京市麴町區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は未成年者である家族に對し親權を行ふ者が後見人を指定しないので、戸主が當然後見人と爲つた場合に届出るものを示したのである（民法第九百三條、戸籍法第九條、第百十三條參照）。
- 二 届書は一通である。
- 三 後見人就職の日より十日内に届出るのである。
- 四 親權を行ふ父又は母が死亡したとき計りでなく、家を去つたとき、親權を失つた爲めに親權を行ふ者が無くなつたときも、此の書式に準じて届書を作ることが出来る。

六三 後見開始届（其三）

本籍 東京市麴町區九段貳丁目參番地  
所在 本籍ニ同シ

被後見人 戸主正雄弟亡

未成年者 山岸勝吉

父太郎三男

何年何月何日生

本籍 東京市四谷區坂町拾番地

所在 本籍ニ同シ

後見人

坂田金時

何年何月何日生

右勝吉未成年者ニシテ親權ヲ行フ父太郎昭和何年何月何日死亡親權ヲ行フ者ナキニ因リ昭和何年何月何日後見開始

右勝吉ニ對シ親權ヲ行フ父ノ指定後見人ナク戸主正雄後見人タルコトヲ辭シ後見人タル者アラサル爲メ親族會ノ選任ニ因リ右金時昭和何年何月何日後見人就職

右後見開始後見人ニ選任ヲ證スル書面ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

後見人 坂田金時 團

東京市麴町區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は未成年者である家族に對し、指定された後見人がなく、又其の戸主が後見人と爲らない場合、親族會で後見人を選任したとき届出るものを示したのである（民法第九百四條、戸籍法第九條、第百十一條、第百十三條參照）。
- 二 届書は一通である。
- 三 後見人が就職した日より十日以内に、後見人の選任を證する親族會の決議書を添附して届出るのである。
- 四 親權を父又は母がなく、且つ父又は母が後見人指定の遺言をせずに死亡したときは、其の戸主が家族の後見人と爲るものであるが、戸主が後見人を辭したとき又は民法第九百八條に掲げてある者に當る場合は、戸主が後見人と爲らないから、親族會で後見人を選任しなければならぬのである。

六四 後見開始届（其四）

本籍 東京市王子區上十條拾參番地

戸籍寄留届請求及申請書編

所在 本籍ニ同シ

被後見人 戸主鐵二弟父 銅三郎二男

禁治産者 山上虎造

何年何月何日生

本籍 所在 被後見人ニ同シ

後見人 虎造ノ親權ヲ行フ父

山上銅三郎

何年何月何日生

右虎造昭和何年何月何日禁治産ノ宣告ヲ受ケタルニ因リ同日後見開始

右虎造ニ妻ナキニ因リ右親權ヲ行フ父銅三郎昭和何年何月何日後見人ニ就職

右後見開始届出候也

昭和年月日

届出人

後見人 山上銅三郎 團

東京市王子區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は妻の無い家族が、禁治産の宣告を受けたので、其の戸主たる父が後見人と爲つた場合に届出るものを示したのである（民法第九百二條第二號、戸籍法第九條、第百十三條參照）。



戸籍寄留届請求及申請書編

- 二 届書は一通である。
- 三 後見人就職の日より十日内に、被後見人の本籍地又は後見人所在地の市區町村長に届出るのである。
- 四 禁治産者に妻があるときは、妻が其の後見人となるのであるが、妻が後見とならないとき、又は夫が未成年者であるときは、親権を行ふ父又は母が後見となるのである。それで妻が後見人となつたとき、又は母が後見人となつたときも、此の届書に準じて後見開始届を作ることが出来る。

六五 後見人更迭届 (其二)

本籍 東京市芝区琴平町七番地  
所在 本籍ニ同シ  
被後見人 戸主 未成年者 山田綱二  
何年何月何日生  
本籍 東京市芝区神谷町六番地  
所在 本籍ニ同シ  
後任後見人 黒田民太郎  
何年何月何日生

準じて更迭届を作ることが出来る。

六六 後見人更迭届 (其二)

本籍 東京市麹町区九段貳丁目参番地  
所在 本籍ニ同シ  
被後見人 戸主正雄弟亡 未成年者 山岸勝吉  
父太郎二男 何年何月何日生  
本籍 所在 被後見人ニ同シ  
後任後見人 勝吉ノ家 山岸太郎  
ノ戸主 何年何月何日生  
右前任後見人山岸正雄其ノ戸主タルカ爲メ後見人  
タリシ處昭和何年何月何日死亡戸主タラサルニ至  
リタルニ因リ同日後見人更迭  
右太郎戸主ト爲リ昭和何年何月何日後任後見人  
就職右後見人更迭届出候也  
昭和年月日

届出人 後任後見人 山岸太郎  
東京市麹町区長 何 某殿  
戸籍寄留届請求及申請書編

六〇

右綱二前任後見人加藤正勝指定ニ因リ後見人タリ  
シ處昭和何年何月何日死亡シタルニ因リ同日後見  
人更迭  
右民太郎親族會ノ選任ニ因リ昭和何年何月何日後  
任後見人ニ就職  
右後見人更迭後任後見人ノ選任ヲ證スル書面ヲ添附  
シ届出候也  
昭和年月日

届出人 後任後見人 黒田民太郎  
東京市芝区長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主である未成年者の遺言に因る後見人が死亡したとき、親族會で後任の後見人を選任した場合に届出るものを示したのである(民法第九百五條、戸籍法第一百十條、第九九條、第一百一十條参照)。
- 二 届書は一通である。
- 三 後見人は就職の日より十日内に、其の選任を證する親族會の決議書を添附して届出るのである。
- 四 前に指定されて後見人と爲つた者が、解任したとき又は其の他の事由で、後見人を罷めた場合も、此の届書に

説明

- 一 此の届書は家族たる未成年者の後見人であつた戸主が死亡したとき、家督相續に因つて戸主と爲つた者が、當然後見人と爲るから、其の届出を爲すべきものを示したのである(民法第九百三條、第九百五條、戸籍法第一百十條、第九九條、第一百十三條参照)。
- 二 届書は一通である。
- 三 後見人が就職した日より十日内に届出るのである。
- 四 後見人である戸主が死亡した場合の外、隠居をしたとき又は其の他の事由で家を去り、家督相續が開始した場合も、此の届書に準じて更迭届を作ることが出来る。

六七 後見終了届 (其一)

本籍 東京市麹町区九段貳丁目参番地  
所在 本籍ニ同シ  
被後見人 戸主正 未成年者 山岸勝吉  
雄弟 何年何月何日生  
右勝吉昭和何年何月何日死亡シタルニ因リ同日後  
見終了  
右後見終了届出候也



昭和年月日

本籍 東京市麴町區九段貳丁目參番地  
所在 本籍ニ同シ

届出人

後見人 山岸正雄團  
東京市麴町區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は被後見人である未成年の家族が死亡したので、後見が終了した場合の届出を示したのである（戸籍法第百十二條、第百十三條參照）。
- 二 届書は一通である。
- 三 被後見人の死亡後十日内に届出るのである。
- 四 後見人が死亡した場合は後見は終了しないから、後任の後見人から更迭届を爲すべきものである。

### 六八 後見終了届（其二）

本籍 東京市麴町區九段貳丁目參番地  
所在 本籍ニ同シ

被後見人

戸主正 未成 山岸勝吉  
雄弟 年者

右勝吉昭和何年何日成年ニ達シタルニ因リ同日後

見終了

右後見終了届出候也

昭和年月日

本籍 所在 被後見人ニ同シ

届出人

後見人 山岸正雄團  
東京市麴町區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は被後見人である未成年者が成年に達したので後見が當然終了した場合に届出るものを示したのである（民法第九百條第一號、戸籍法第百十二條、第百十三條參照）。
- 二 届書は一通である。
- 三 未成年者が成年に達した日より十日以内に届出るのである。
- 四 禁治産の宣告を受けた者が、其の宣告の取消があつた爲めに、後見が終了した場合も、此の届書に準じて終了届を作ることが出来る。

## 八 隠居

### 六九 隠居届（其一）

本籍 東京市神田區錦町參丁目五番地  
所在 本籍ニ同シ

隠居者 戸主

大場宗明  
何年何月何日生

本籍 所在 隠居者ニ同シ

法定ノ推定 家督相續人 右宗明長男 宗太郎  
何年何月何日生

右宗明滿六十年以上ニシテ完全ノ能力ヲ有スル家督相續人宗太郎相續ノ單純承認ヲ爲シ右宗明隠居居ス  
右隠居届出候也

昭和年月日

届出人

大場 宗明團

届出人

法定ノ推定 家督相續人

大場宗太郎團

東京市神田區長 何 某殿

戸籍寄留届請求及申請書編

右隠居ニ因ル家督相續ノ單純承認者ヲ爲ス

説明

承認者 法定ノ推定 家督相續人 大場宗太郎團

- 一 此の届書は戸主が滿六十歳に爲つて隠居し、其の相續人が法定の推定家督相續人なる場合の届出を示したのである（民法第七百五十二條、第七百五十七條、戸籍法第百十五條參照）。
- 二 届書は一通である。
- 三 届出期間は別に制限は無いが、隠居者と家督相續人により届出を爲さないときは、隠居の效力は生じないから、速かに届出る必要がある。
- 四 相續人が隠居届に相續の單純承認を書かずに、別に承認書を添附する場合は、次の書式に依つて承認書を作るべきである。
- 五 相續の單純承認と云ふのは、相續人が前戸主（隠居者）の權利と義務とを全部承継ぐことを云ふので、限定承認に對するものである。

### 七〇 隠居相續單純承認書

本籍 東京市神田區錦町參丁目五番地



戸籍寄留届請求及申請書編

所在 本籍ニ同シ

隠居者

戸主 大場 宗明

本籍 所在 隠居者ニ同シ

法定ノ推定  
家督相續人 右宗明長男 大場宗太郎

右宗明隠居ヲ爲スニ付キ其ノ家督相續ノ單純承認  
ヲ爲ス

承認者 法定ノ推定  
家督相續人

大場宗太郎  
何年何月何日生

説明

- 一 此の承認書は相續人が隠居届に承認の旨を書かすに、別に承認書を添附するものを示したのである（戸籍法第五十八條参照）。
- 二 隠居届が一通ならば此の證書も一通、二通ならば此の證書も又二通作るのである。
- 三 此の證書には印紙を貼用する必要はない。
- 四 此の證書を添附せず、前號の届書の如く届書に承認の旨を記載しても宜しいのである。

六四

七一 隠居 届 (其二)

本籍 東京市神田區錦町參丁目五番地  
所在 本籍ニ同シ

隠居者 戸主

大場 宗明  
何年何月何日生

本籍 所在 隠居者ニ同シ

法定ノ推定  
家督相續人 右宗明  
長男

宗太郎  
何年何月何日生

右宗明疾病ニ因リ爾後家政ヲ執ルコト能ハサルニ  
至リ東京區裁判所ノ許可ヲ得テ隠居ス  
右隠居其ノ許可裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也  
年月日

届出人 隠居者

大場 宗明 團

届出人 法定ノ推定  
家督相續人

大場宗太郎 團

東京市神田長 何 某殿

右隠居ニ因ル家督相續ヲ承認ス

承認者 法定ノ推定  
家督相續人

大場宗太郎 團

説明

- 一 此の届書は戸主が満六十歳未満であるが、疾病の爲め家政を切り廻して行くことが出来ないので、裁判所の許可を受けて隠居した場合の届出を示したのである（民法第七百七十三條、戸籍法第十五條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出期間には制限は無い。
- 四 隠居は戸主が満六十歳以上でなければ出来ないのであるが、疾病、本家の相續又は再興其の他已むを得ない事情があつて、家政を執ることが出来ない場合は、裁判所の許可を受けて隠居を爲し得るのである。
- 五 此の届書には裁判の謄本を添附すべきである。
- 六 此の届書に因る相續人は相續の限定承認を爲し得るのである。
- 七 戸主が本家を相續する爲め、又は其の他の事由で裁判所の許可を受けて隠居する場合も、此の書式に準じて隠居届を作ることが出来る。

七二 隠居 届 (其三)

本籍 東京市本郷區春木町五番地

戸籍寄留届請求及申請書編

六五

七一 隠居 届 (其二)

本籍 東京市神田區錦町參丁目五番地  
所在 本籍ニ同シ

隠居者 戸主

大場 宗明  
何年何月何日生

本籍 所在 隠居者ニ同シ

法定ノ推定  
家督相續人 右宗明  
長男

宗太郎  
何年何月何日生

右宗明疾病ニ因リ爾後家政ヲ執ルコト能ハサルニ  
至リ東京區裁判所ノ許可ヲ得テ隠居ス  
右隠居其ノ許可裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也  
年月日

届出人 隠居者

大場 宗明 團

届出人 法定ノ推定  
家督相續人

大場宗太郎 團

東京市神田長 何 某殿

右隠居ニ因ル家督相續ヲ承認ス

承認者 法定ノ推定  
家督相續人

大場宗太郎 團

所在 本籍ニ同シ

隠居者

戸主 島山二郎

本籍 東京市四谷區坂町四番地

所在 本籍ニ同シ

指定家督  
相續人 戸主義一弟 尾崎義則  
父三造三男 何年何月何日生

右義則隠居者ト親族關係ナシ

右二郎婚姻ニ因リ他家ニ入ル爲メ東京區裁判所ノ  
許可ヲ得テ隠居ス

右隠居其ノ許可裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人 隠居者

島山二郎 團

届出人 指定家督相續人

尾崎義則 團

東京市本郷區長 何 某殿

右隠居ニ因ル家督相續ヲ承認ス

承認者 指定家督相續人

尾崎義則 團

説明

- 一 此の届書は戸主が婚姻に因つて他家に入る場合に、裁判所の許可を受けて隠居するとき、法定の家督相續人が



戸籍寄留届請求及申請書編

無いので、他家の三男を相続人に指定し、其の者の承認を受けて隠居した場合の届出を示したのである（民法第七百五十四條、第七百五十三條但書、戸籍法第百十五條参照）。

- 二 届書は二通作製すべきである。
- 三 届出期間には制限はない。
- 四 此の届書には裁判の謄本を添附すべきである。
- 五 此の届出の場合には戸主に相続人が無いのであるから、豫め家督相続人と爲る者を定めて、其の者の承認を得なければならぬ。

七三 隠居 届 (其四)

本籍 東京市神田區豊島町六番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 隠居者 戸主夫鍋造妻 山崎梅子  
 何年何月何日生  
 本籍 所在 隠居者ニ同シ  
 法定ノ推定 家督相続人 右梅子長男 釜太郎  
 何年何月何日生

右梅子女戸主ニシテ完全ナル能力ヲ有スル家督相続人釜太郎相続ノ單純承認ヲ爲シ梅子隠居ス  
 右隠居届出候也

昭和年月日

届出人 隠居者 山崎 梅子  
 届出人 法定ノ推定 家督相続人 山崎釜太郎  
 東京市神田區長 何 某殿  
 右隠居ニ因ル家督相続ノ單純承認ヲ爲ス  
 承認者 法定ノ推定 山崎釜太郎  
 家督相続人  
 右隠居ニ同意ス 梅子夫 山崎 鍋造  
 同意者

説明

- 一 此の届書は夫のある女戸主が隠居し、其の法定家督相続人が相続した場合の届出を示したのである（民法第七百五十五條第一項、第七百五十二條、第七百五十七條、戸籍法第百十五條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出に期限の制限は無い。
- 四 女戸主は年が幾歳でも隠居が出来るのであるが、夫の

ある場合には夫の同意を得なければならぬ。

- 五 此の届出の場合も相続人は單純承認を爲さなければならぬ。
- 六 女戸主に相続人がない場合は、相続人を指定し、其の者の承認を得なければならぬ。
- 七 女戸主に夫の無い場合に隠居するときも、此の書式に準じて届書を作ることが出来る。

九 死亡及ビ失踪

七四 死亡 届 (其一)

本籍 東京市神田區佐久間町八番地  
 所在 東京市豊島區池袋壹丁目參番地  
 死亡者 無業 戸主玉雄二男 山田虎雄  
 死亡ノ時 昭和何年何月何日午後何時  
 死亡ノ場所 所在地ニ於テ  
 右死亡其ノ診斷書ヲ添附シ届出候也  
 昭和年月日  
 本籍 死亡者ニ同シ

戸籍寄留届請求及申請書編

所在 死亡者ニ同シ

届出人 右虎雄父 山田玉雄  
 東京市豊島區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主たる父が、其の家族である子の死亡したときに届出るものを示したのである（戸籍法第百十六條、第百十七條第一號参照）。
- 二 本籍と所在地とが違ふから、届書は二通作製すべきである。
- 三 死亡の事實を知つた日より七日以内に届出るのである。
- 四 此の届出は死亡地の市區町村長に届出ればよい。
- 五 此の届書には死亡診斷書を添附すべきである。

七五 死亡 届 (其二)

本籍 東京市神田區神保町一丁目四番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 死亡者 無職 戸主猫六父 柳家猫八  
 死亡ノ時 昭和何年何月何日午後何時  
 死亡ノ場所 本籍ニ於テ



右死亡其ノ診断書ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人 戸主 右猫八長男 柳家猫六圃  
東京市神田區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は家族である父が死亡したとき、其の戸主である長男より届出るものを示したのである（戸籍法第百十六條、第百十七條第一號参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 其の他の説明は前號書式説明のと同様である。

七六 死 亡 届 (其三)

本籍 東京市神田區神保町一丁目四番地  
所在 本籍ニ同シ

死亡者 無業 戸主猫六妻 柳家ねこ

死亡ノ時 昭和何年何月何日午前何時

死亡ノ場所 本籍ニ於テ

右死亡其ノ診断書ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

本籍 所在 死亡者ニ同シ

届出人 戸主 右ねこ夫 柳家猫六圃  
何年何月何日生

説明

- 一 此の届書は妻が死亡したとき、其の夫である戸主から届出るものを示したのである（戸籍法第百十六條、第百十七條第一號参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 其の他の説明は前號書式の説明と同様である。

七七 死 亡 届 (其四)

本籍 東京市本郷區駒込坂下町八番地  
所在 本籍ニ同シ

死亡者 無業 戸主 寺川藤馬

死亡ノ時 昭和何年何月何日午前何時

死亡ノ場所 本籍ニ同シ

右死亡其ノ診断書ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

本籍 所在 死亡者ニ同シ

届出人 同居者 右藤馬長男 寺川藤太圃

東京市本郷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主である父が死亡したとき、其の同居者から届出るものを示したのである（戸籍法第百十六條、第百十七條第二號）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出期間は前號と同様である。
- 四 他の親族が同居者であり、其の親族が死亡した場合も此の届書に準じて届書を作ることが出来る。

七八 死 亡 届 (其五)

本籍 横濱市神奈川區反町五番地  
所在 東京市小石川區金富町参番地

死亡者 無業 戸主熊三二男 青山熊太郎

死亡ノ時 昭和何年何月何日午前何時

死亡ノ場所 所在ニ於テ

右死亡其ノ診断書ヲ添附シ届出候也

戸籍寄留届請求及申請書編

- 一 此の届書は同居者が死亡したとき、他の同居者より届出るものを示したのである（戸籍法第百十六條、第百十七條、第二號参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 其の他の前號の説明と同様である。

七九 失踪宣告届 (其二)

本籍 東京市牛込區原町五番地  
不在前所在 本籍ニ同シ

失踪者 戸主 米田七郎

昭和何年何月何日右失踪宣告

昭和何年何月何日不在者生死不明期間満了  
右失踪宣告其ノ裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也



昭和年月日

本籍 所在 失踪者ニ同シ

届出人 宣告請求者 右七郎 米田三郎 何年何月何日生

東京市牛込區長 何 某殿

説明

- 一 戸主である不在者の生死が七年間判らないので、其の家族である長男から失踪宣告の請求を爲し、其の裁判のあつた場合に届出るものを示したのである（民法第三十條、第三十一條、戸籍法第二百二十四條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 裁判のあつた日より十日以内に、裁判の謄本を添附して届出るのである。
- 四 此の届出をする場合には、家督相續届をも爲さなければならぬ。
- 五 不在者の生死が七年間不明なときは、利害關係人から失踪宣告の請求を爲すことが出来る。それで裁判所が失踪宣告をした場合は、其の者は死亡したものと看做すのである。

八〇 失踪宣告届（其二）

七〇

本籍 浦和市岸町拾番地  
寄留地 東京市本郷區元町六番地

失踪者 戸主良太長男 大星良雄

昭和何年何月何日失踪宣告

昭和何年何月何日死亡原因タル震災（其ノ他危険何々）終止後生死不明期間満了

右失踪宣告其ノ裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

本籍 所在 失踪者ニ同シ

届出人 宣告請求者 戸主 大星良太 何年何月何日生

東京市本郷區長 何 某殿

説明

- 一 此の書式は家族が震災、戦争、船舶の沈没等の死亡原因に遭遇して、其の危険が止んでから三年間生死不明であるから、戸主より失踪宣告の請求を爲し、其の裁判のあつた場合届出るものを示したのである（民法第三十條、第三十一條、戸籍法第二百二十四條参照）。

二 届書は二通である。

三 失踪宣告の裁判があつた日より十日以内に、裁判の謄本を添附して届出るのである。

四 地震に會つた者又は戦争で出征した者、或は沈没した船舶に乗り込んだ者が、其の危険が無くなつてから、三年間生死不明なときは、利害關係人から裁判所へ失踪宣告の請求を爲すことが出来る。之に因り裁判所が其の宣告をしたときの届出を爲すのである。

一〇 家督相續

八一 家督相續届（其一）

本籍 東京市淺草區南清島町六番地  
死亡前ノ所在 本籍ニ同シ

前戸主 渡邊六郎

本籍 前戸主ニ同シ

所在 本籍ニ同シ

法定ノ推定家督相續人  
戸主ト爲 リタル者 右六郎長男 渡邊七郎

戸籍寄留届請求及申請書編

右前戸主六郎ノ死亡ニ因リ七郎家督相續昭和何年

何月何日戸主ト爲ル

右家督相續届出候也

昭和年月日

届出人 戸主ト爲 リタル者 渡邊七郎 何

東京市淺草區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主の死亡したとき、其の法定の推定家督相續人より届出るものを示したのである（民法第九百六十四條第一號、第九百七十條、戸籍法第二百五條、第三百三十條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 相續の開始した事實を知つた日より一ヶ月以内に届出るのである。
- 四 此の届出は被相續人（前戸主）の本籍地の市區町村長に爲すべきものである。

八二 家督相續届（其二）

本籍 東京市四谷區新宿二丁目拾番地



戸籍寄留届請求及申請書編

死亡前ノ所在 本籍ニ同シ

前戸主

前田久吉

本籍 前戸主ニ同シ

所在 本籍ニ同シ

戸主ト爲

リタル者 右久吉長男 前田久太郎

右前戸主久吉ノ死亡ニ因リ久太郎家督相續昭和何年何月何日戸主ト爲ル

右家督相續届出候也

昭和年月日

届出人

久太郎ノ親權者母

前田千代團

東京市四谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主が死亡して家督相續が開始されたが、相續人は未成年者であるので、其の親權を行ふ母より届出るものを示したのである（民法第九百六十四條第一號第九百七十條、戸籍法第二百二十五條、第三百三十條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 其の他は前號書式の説明と同様である。

八三 家督相續届 (其三)

本籍 東京市小石川區富坂町百番地

死亡前ノ所在 本籍ニ同シ

前戸主

竹内恒之

本籍 前戸主ニ同シ

所在 本籍ニ同シ

戸主ト爲

リタル者 右恒之長男 竹内恒雄

右前戸主恒之失踪ノ宣告ヲ受ケ昭和何年何月何日民法第三十條ニ定メタル期間滿了ニ因リ恒雄家督相續同日戸主ト爲ル

右家督相續届出候也

昭和年月日

届出人

戸主ト爲  
リタル者

竹内恒雄團

東京市小石川區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は前戸主が失踪宣告を受けたとき、其の家督相續人より届出るものを示したのである（民法第九百六十四條第一項、第九百七十條、戸籍法第二百二十五條、第十四條参照）。

百三十條参照）。

- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 失踪宣告の裁判があつてから、一ヶ月以内に届出るのである。
- 四 此の届出の前又は同時に失踪宣告届を爲すべきである。

八四 家督相續届 (其四)

本籍 東京市神田區美土代町参番地

所在 本籍ニ同シ

前戸主

大原安雄

本籍 所在 前戸主ニ同シ

戸主ト爲

リタル者 右安雄長男 大原政雄

右前戸主安雄ノ隠居ニ因リ政雄家督相續、昭和何年何月何日戸主ト爲ル

右家督相續届出候也

昭和年月日

届出人

戸主ト爲  
リタル者 大原政雄團

何年何月何日生

戸籍寄留届請求及申請書編

説明

- 一 此の届書は戸主の隠居に因つて、家督相續をした場合其の相續人より届出るものを示したのである（民法第九百六十四條第二號、第九百七十條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 隠居後一ヶ月以内に届出づべきである。
- 四 此の届出と同時に又は其の前に隠居届を爲さなければならぬ。

八五 家督相續届 (其五)

本籍 東京市小石川區諏訪町五番地

所在 本籍ニ同シ

前戸主

山田満太郎

本籍 前戸主ニ同シ

所在 本籍ニ同シ

戸主ト爲

リタル者 右満太郎長男 山田 三造

右前戸主入夫満太郎離婚ニ因リ三造家督相續昭和何年何月何日戸主ト爲ル

右家督相續届出候也



昭和年月日

届出人

戸主ト爲  
リタル者

山田三造 團

東京市小石川區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は入夫婚姻に因つて戸主と爲つた夫が妻と離婚したとき、其の家督相續人より届出るものを示したのである（民法第九百六十四條第三號、第九百七十條、戸籍法第二百二十五條、第三百三十條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 入夫の離婚後一ヶ月以内に届出づべきである。
- 四 此の届出と同時に又は其の前に離婚届を爲すべきである。

八六 家督相續届（其六）

本籍 東京市本郷區春木町百番地

死亡前ノ所在 本籍ニ同シ

前戸主

遠山金平

本籍 東京市浅草區諏訪町六番地

所在 本籍ニ同シ

を以て相續人を指定して死亡したとき、其の指定された相續人より届出るものを示したのである（民法第九百六十四條、第九百七十九條、第七百六十二條、第七百六十三條、第七百四十五條、戸籍法第二百二十五條、第三百三十條参照）。

- 二 届書は二通である。
- 三 相續開始後一ヶ月以内に届出づべきである。
- 四 此の届出と共に相續人は廢家の届出を爲さなければならぬ。
- 五 法定の家督相續人が無いときは、他家の戸主をも家督相續人に指定することが出来るが、其の者が新に家を立てた者でなく、相續に因つて戸主と爲つた者であるときは、裁判所の許可を得なければ廢家は出来ない。此の場合に相續人を指定しても其の効力が無いこともある。
- 六 此の届書に依るものは分家して一家を立てたのであるから、其の家を廢して他家を相續することが出来る。
- 七 夫が廢家して他家を相續し、其の家に入るものであるから、其の家族である妻や子も亦夫に従つて其の家に入ることに爲るのである。

本家ノ戸主父由藏、母たき三男  
指定家督相續人

戸主ト爲  
リタル者

廢家戸主 山本權太郎

何年何月何日生

實家戸主父太田質、母さと二女

戸主ト爲リタル  
者ニ随ヒテ其ノ

家ニ入ルヘキ者

右權太郎妻 とく

何年何月何日生

右權太郎家督相續人ニ指定セラレ前戸主金平ノ死

亡ニ因リ權太郎其ノ家ヲ廢シテ家督相續昭和何年

何月何日戸主ト爲ル

右權太郎妻とく權太郎ニ随ヒテ權太郎ノ入ルヘキ

家ニ入ル

右家督相續届出候也

昭和年月日

届出人

戸主ト爲  
リタル者

山本權太郎 團

東京市本郷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主が自分に家督相續人が無いので、遺言

八七 家督相續届（其七）

本籍 東京市四谷區坂町六番地

死亡前ノ所在 本籍ニ同シ

前戸主

榎本文造

本籍 前戸主ニ同シ

所在 本籍ニ同シ

戸主ト爲 選定家督相續人  
リタル者 右文造弟 榎本太郎

右太郎前戸主文造ノ死亡ニ因リ被相續人ノ父（又

ハ母若クハ親族會）ニ依リ家督相續人ニ選定セラ

レ家督相續昭和何年何月何日戸主ト爲ル

右家督相續人ノ選定ヲ證スル書面ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

戸主ト爲リタル者 榎本太郎 團

何年何月何日生

東京市四谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主が死亡したが、法定の推定家督相續人が無いので、其の家に在る戸主の父（又は母若くは親族



會)に於て、戸主の弟を相続人に選定した場合に、其の相続人より届出るものを示したのである(民法第九百六十四條、第九百八十二條、戸籍法第二百五條、第二百二十六條、第三百十條参照)。

- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 相続人に選定されてから一ヶ月内に届出づべきである
- 四 若し選定された相続人が未成年者であるときは、親権を行ふ父、母又は後見人の同意を得なければならぬ。
- 五 選定相続人が他家の戸主又は家族なるときも、此の届書に準じて相続届を作ることが出来る。

### 八八 家督相續届 (其八)

本籍 東京市深川區千田町壹番地  
死亡前ノ所在 本籍ニ同シ

前戸主 細川一郎  
家督相續人 右一郎嫡出子 胎 兒  
右前戸主一郎ノ死亡ニ因リ昭和何年何月何日家督相續開始  
右家督相續診斷書ヲ添附シ届出候也

昭和年月日  
本籍 所在 前戸主ニ同シ  
右胎兒母 前戸主成彦妻 細川さと團  
何年何月何日生  
東京市深川區長 何 某殿

### 説明

- 一 此の届書は戸主は死亡したが、まだその相続人である子が生れないで、妻の胎内に在る場合其の妻より届出るものを示したのである(民法第九百六十四條、第九百六十八條、第九百七十條、戸籍法第二百七條、第三百十條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 相續の開始されたことを知つてから、一ヶ月以内に届出るのである。
- 四 此の届書には診斷書を添附すべきである。
- 五 胎兒は例外として家督相續に付ては既に生れたものと看做すのであるから、母は此の届出を爲すべきものであるが、胎兒が死體で生れた場合は既に生れたものと看做されないのである。それで此の届出前に胎兒が死體で生れた場合は此の届出を爲すことは出来ない。

### 八九 家督相續 胎兒死體分娩届

本籍 東京市深川區千田町壹番地  
死亡ノ所在 本籍ニ同シ

前戸主 一郎 細川一郎  
家督相續人 右一郎嫡出子 胎 兒  
右昭和何年何月何日家督相續届出  
右昭和何年何月何日死體ニテ生ル  
右家督相續人胎兒死體分娩醫師(又ハ産婆)ノ檢案書ヲ添附シ届出候也

昭和年月日  
本籍 所在 前戸主ニ同シ

届出人 右胎 前戸主 細川さと團  
兒母 一郎妻

### 説明

- 一 此の届書は前號の届書に因つて胎兒の家督相續届を爲した後、胎兒が死體で生れたとき、其の母より届出るものを示したのである(民法第九百六十八條第二項、戸籍法第二十八條第一項、第三百十條参照)。

戸籍寄留届請求及申請書編

### 二 届書は一通で宜しい。

- 三 胎兒が生れた時より一ヶ月以内に醫師又は産婆の檢案書を添附して届出るのである。

### 九〇 家督相續回復 家督相續届 (其九)

本籍 東京市本郷區菊坂町七番地  
所在 本籍ニ同シ

戸主ノ名義ヲ有セシ者 大山時雄  
本籍 戸主ノ名義ヲ有セシ者ニ同シ  
隱居前ノ所在 本籍ニ同シ

前戸主 大山三郎  
本籍 戸主ノ名義ヲ有セシ者ニ同シ  
所在 本籍ニ同シ

戸主ト爲 法定ノ推定家  
リタル者 督相續人前戸  
主三郎長男 大山五郎

右前戸主三郎ノ死亡ニ因リ家督相續開始昭和何年何月何日戸主ト爲ル

右家督相續回復ノ裁判昭和何年何月何日確定  
右家督相續回復ノ裁判ノ正本ヲ添附シ届出候也



昭和年月日

届出人

訴提起者 大山五郎團

何年何月何日生

東京市本郷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は前戸主が相續人を指定して死亡し、其の指定された者が相續人と爲つたので、前戸主の長男から家督相續回復の訴を起して勝訴と爲つた場合に、其の長男から届出るものを示したのである(民法第九百六十六條、戸籍法第二百二十九條、第三百十條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 裁判確定の日より一ヶ月以内に裁判の正本を添附して届出るのである。
- 四 家督相續権を侵害された者は、其の事實を知つた時より五年間以内に、家督相續回復の訴訟を提起することが出来るのである。

一一 推定家督相續人ノ廢除及家督相續人ノ指定

九一 推定家督相續人廢除届(其二)

本籍 東京市下谷區南稻荷町八番地

所在 本籍ニ同シ

戸主

黒田茂則

本籍 所在 戸主ニ同シ

廢除セラ

レタル者

右茂則長男 黒田茂雄

右茂雄疾病ニ因り家政ヲ執ルニ堪ヘサルヲ以テ裁判ニ因り廢除

右廢除ノ裁判昭和何年何月何日確定

右推定家督相續人廢除其ノ裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

戸主 黒田茂則團

何年何月何日生

東京市下谷區長 何 某殿

九二 推定家督相續人廢除届(其二)

本籍 東京市芝區琴平町五番地

死亡前ノ所在 本籍ニ同シ

被相續人

戸主 大橋太郎

本籍 被相續人ニ同シ

所在 本籍ニ同シ

廢除セラレタル者 右太郎長男 大橋次郎

右次郎浪費者トシテ禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキヲ以テ裁判ニ因り廢除

右廢除ノ裁判昭和何年何月何日確定

右推定家督相續人廢除其ノ裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

本籍 東京市芝區南佐久間町拾番地

所在 東京市下谷區山伏町貳番地

訴提起者 遺言執行者 頼母木甲斐團

東京市下谷區長 何 某殿

説明

一 此の届書は相續人に廢除すべき理由あるとき被相續人

説明

- 一 此の届書は被相續人(戸主)が、生前其の長男である相續人が疾病に因り家政を執るに堪へないとき、其の相續人たる地位より退いた爲め、裁判所の廢除に訴を起し其の裁判のあつた場合に届出るものを示したのである(民法第九百七十五條、戸籍法第三百十一條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 相續人廢除の裁判が確定した日より十日以内に、裁判の謄本を添附して届出るのである。
- 四 此の届書の廢除の理由は、相續人が疾病に因り家政を執るに堪へない場合であるが、其の他相續人が
  - 1 被相續人に對して虐待を加へたとき、
  - 2 被相續人に對して重大な侮辱を加へたとき、
  - 3 相續人の身體又は精神の狀況に因つて家政を執るに堪へないとき、
  - 4 家名を汚すやうな罪を起して刑に處せられたとき、
  - 5 浪費者として準禁治産の宣告を受けながら、改悛の望みがないとき、
  - 6 其の他正當の理由に因つて親族會の同意を得たときは、廢除の裁判を請求することが出来るのである。



が廢除の遺言を爲したので、遺言執行者が其の遺言に依つて裁判所へ廢除の訴を起し、其の裁判があつた場合に遺言執行者より届出るものを示したのである（民法第九百七十五條、第九百七十六條、戸籍法第三百三十一條參照）。

二 遺言執行者の所在地の區長へ届けるのであるから、届出は二通である。

三 相続人廢除の裁判が確定した日より十日以内に、裁判の正本を添附して届出るのである。

四 被相続人は此の届書に示してある理由の外、相続人に前號の第四に掲げてある事由あるときは、遺言に因つて廢除し得るのである。

### 九三 推定家督相続人廢除取消届

本籍 東京市下谷南區稻荷町八番地  
所在 本籍ニ同シ

戸主 黒田茂則  
本籍 所在 被相続人ニ同シ  
廢除セラレタル者 黒田茂雄

右廢除取消ノ裁判昭和何年何月何日確定

右推定家督相続人廢除取消其ノ裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

訴提起者 被相続人 黒田茂則  
東京市下谷區長 何 某殿

#### 説明

一 届書は前に被相続人が相続人廢除の裁判を得て、廢除の届出をして置いたが、其の後相続人に廢除の事由が無くなつたから、其の廢除の取消を裁判所に請求し、其の裁判のあつた場合に被相続人より届出るものを示したのである（民法第九百七十七條、戸籍法第三百三十二條參照）。

二 届書は一通で宜しい。

三 廢除取消の裁判が確定した日より十日以内に、裁判の正本を添附して届出るのである。

四 相続人に付き廢除の原因が無くなつた場合は、被相続人又は相続人は廢除の取消を裁判所に請求することが出来る。尙ほ相続人が廢除の取消を請求した場合も、此の届書に準じて取消届を作ることが出来るのである。

### 九四 家督相続人指定届 (其一)

本籍 東京市浅草區象潟町拾貳番地  
所在 本籍ニ同シ

被相続人 戸主 大宮北造  
本籍 所在 被相続人ニ同シ  
指名セラレタル者 右北造弟 大宮東造

右家督相続人指定届出候也

昭和年月日

届出人 被相続人 右東造兄 大宮北造  
何年何月何日生

東京市浅草區長 何 某殿

#### 説明

一 此の届書は被相続人が自分に法定の推定家督相続人が無いので、生前に其の家在る自分の弟を相続人に指定した場合に届出るものを示したのである（民法第九百七十九條、第九百八十條、戸籍法第三百三十二條參照）。

二 届書は一通で宜しい。

三 届出の期間には制限は無いが、届出をしなければ指定の効力は發生しない。

### 九五 家督相続人指定届 (其二)

本籍 東京市下谷區坂本町貳番地  
所在 本籍ニ同シ

被相続人 戸主 内田保雄  
本籍 所在 被相続人ニ同シ  
指定セラレタル者 右保雄妻 内田あき

右家督相続人指定届出候也

昭和年月日

届出人 被相続人 右あき夫 内田保雄  
東京市下谷區長 何 某殿

#### 説明

一 此の届書は被相続人が自分に法定の相続人が無いので生前其の妻を相続人に指定した場合に届出るものを示したのである（民法第九百七十九條、第九百八十條、戸籍法第三百三十三條參照）。



- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 届出期間には制限が無い。
- 四 戸主(被相続人)が生前に、他家の戸主又は家族を相続人に選定した場合も、此の届書に準じて指定届を作るこゝとが出来ぬ。
- 五 被相続人(戸主)が遺言を以て、相続人を指定したときは、遺言執行者は遺言が效力を生じた後、速かに指定届出を爲すべきである。

九六 家督相続人指定取消届

本籍 東京市浅草区象潟町拾貳番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 被相続人 戸主 大宮北造  
 本籍 所在 被相続人ニ同シ  
 指定家督相続人 右北造弟 大宮東造  
 右家督相続指定取消届出候也  
 昭和年月日  
 届出人 被相続人 大宮北造團  
 東京市浅草区長 何 某殿

- 説明
- 一 此の届書は被相続人が相続人を指定して其の届出をしたが、其の後生前に之を取消した場合、被相続人より届出るものを示したのである(民法第九百七十七條第二項、第九百八十條、戸籍法第三百三十四條参照)。
  - 二 届書は一通で宜しい。
  - 三 届出の期間には制限が無いが、届出をしなければ指定取消の效力を生じない。
  - 四 家督相続人の指定は之を取消することが出来る。
  - 五 被相続人が遺言を以て、相続人指定の取消を爲したときは、遺言執行者より其の届出を爲すべきものである。

九七 指定家督相続人死亡届

本籍 東京市下谷区坂本町貳番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 被相続人 戸主 内田保雄  
 本籍 所在 被相続人ニ同シ  
 指定相続人 右保雄妻 内田あき  
 右指定家督相続人あき昭和何年何月何日死亡  
 右指定相続人死亡届出候也

昭和年月日

届出人 指定者 右あき夫 内田保雄團  
 東京市下谷区長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は被相続人(戸主)が自分に法定の相続人が無いので、妻を相続人に指定して届けて置いたが、其の後妻が死亡した場合に届出るものを示したのである(戸籍法第三百三十六條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 妻が死亡した日より(死亡した事實を知つてから)十日内に届出るものである。
- 四 其の他の指定相続人が死亡した場合も、此の届書に準じて指定相続人死亡届を作成することが出来る。

一二 入籍、離籍及復籍拒絶

入籍

九八 入籍届(其一)

本籍 東京市小石川区氷川町七番地  
 戸籍寄留届請求及申請書編

所在 本籍ニ同シ  
 本籍 東京市本郷区田町五番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 入籍スヘキ家ノ戸主 坂本其角  
 本籍 東京市下谷区茅町八番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 原籍ノ戸主 深川重二  
 本籍 所在 原籍ノ戸主ニ同シ  
 右戸主重二姉、亡二男重一遺妻  
 入籍スヘキ者 右其角二子 深川典子  
 右民法第七百三十七條ニ依ル入籍届出候也  
 昭和年月日  
 届出人 入籍スヘキ者 深川典子團  
 東京市下谷区長 何 某殿 何年何月何日生  
 右入籍ヲ爲スコトニ同意ス  
 同意者 入籍スヘキ家ノ戸主 坂本其角團  
 同意者 入籍スヘキ者ノ家ノ戸主 深川重二團  
 何年何月何日生  
 何年何月何日生



戸籍寄留届請求及申請書編

入籍スヘキ者右典子未成年者ナルニ依リ

同意者 入籍スヘキ者ノ 深川重二團  
戸主タル後見人

説明

- 一 此の届書は戸主の未成年の娘が他家に嫁したが、其の夫が死亡したので、其の戸主の家(實家)に入籍する場合に届出るものを示したのである(民法第七百三十七條、戸籍法第百三十七條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 届出には期間の制限は無いが、届出でなければ入籍の效力を生じない。
- 四 民法第七百三十七條に依る入籍と云ふのは、戸主の親族で他家に在る者が、戸主の同意を得て其の家族と爲ることを云ふのである。若し入籍する者が他家の家族である場合は、其の家の戸主の同意を得なければならぬ。
- 五 入籍する者が未成年者であるときは、親權を行ふ父若しくは母又は後見人の同意を得なければならぬ。
- 六 此の届書の場合は入籍すべき者が、入籍する家の戸主の娘(子)であるが、其の他の未成年者を入籍せしめる場合も、此の届書に準じて入籍届を作成することが出来る。
- 七 筆者は未成年者が意思能力を有する場合は自ら此の届

出を爲すことを得るものと解する。然し實際の取扱例は親權者又は後見人に届出を爲さしめて居るかも知れぬ。

九九 入籍 届 (其二)

本籍 東京市下谷區谷中眞島町參番地  
所在 本籍ニ同シ  
入籍スヘキ家ノ戸主 岡田首一  
本籍 横濱市神奈川區反町五番地  
所在 本籍ニ同シ  
原籍ノ戸主 山本太郎  
本籍 原籍ノ戸主ニ同シ  
所在 東京市下谷區谷中眞島町參番地  
右戸主父太郎、母さと二女  
入籍スヘキ者 右首一妻ノ妹 山本たけ  
右民法第七百三十七條ニ依ル入籍届出候也  
昭和年月日  
届出入 入籍スヘキ者 山本たけ團  
東京市下谷區長 何 某殿  
右入籍ヲ爲スコトニ同意ス

同意者 入籍スヘキ家ノ戸主 岡田首一團  
何年何月何日生  
同意者 入籍スヘキ者 山本太郎團  
ノ家ノ戸主 何年何月何日生

説明

- 一 此の届書は妻の實家に居る妻の妹(成年者)が妻の夫(戸主)の家に入籍する場合に届出るものを示したのである(民法第七百三十七條、戸籍法第百三十七條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 届出には期間の制限は無い。
- 四 此の届書に依つて入籍する者は、双方の戸主の同意を得れば宜しいのである。

一〇〇 入籍 届 (其三)

本籍 東京市本郷區駒込動坂町四番地  
所在 本籍ニ同シ  
入籍スヘキ家ノ戸主 山岡留吉  
本籍 東京市本所區石原町一丁目拾番地  
所在 本籍ニ同シ

戸籍寄留届請求及申請書編

説明

原籍ノ戸主 左記入籍スヘキ者 山岡又一  
父重二、母よね三男  
入籍スヘキ者 右留吉弟 山岡又一  
實家ノ戸主濱吉妹、父濱二、母てる三女  
入籍スヘキ者ニ隨ヒテ其家ニ入ル者 米子  
何年何月何日生  
父又一妻米子長男  
同 右又一長男 又次郎  
何年何月何日生  
右民法第七百三十七條ニ依ル入籍届出候也  
昭和年月日  
届出人 入籍スヘキ者 山岡又一團  
東京市本所區長 何 某殿  
右入籍ヲ爲スコトニ同意ス  
同意者 入籍スヘキ家ノ戸主 山岡留吉團  
何年何月何日生



戸籍寄留届請求及申請書編

- 一 此の届書は分家した成年の戸主が、其の家を廢して兄の家に入籍する場合に届出るものを示したのである（民法第七百三十七條、第七百六十二條、第七百六十三條、戸籍法第三百三十六條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 届出に期間の制限はない。
- 四 此の届出と同時に廢家届をしなければならぬ。
- 五 此の届書に依つて入籍する者は成年の戸主であるから入籍すべき家の戸主の同意さへあれば宜しいのである。
- 六 戸主が廢家して他家へ入籍するのであるから、其の家族も共に入籍するのである。

一〇一 入 籍 届 (其四)

本籍 東京市神田區司町八番地  
所在 本籍ニ同シ  
入籍スヘキ家ノ戸主 眞田 幸雄  
本籍 東京市四谷區笹筒町六番地  
所在 本籍ニ同シ  
原籍ノ戸主 武田信太郎  
本籍 所在 原籍ノ戸主ニ同シ

八六

右戸主信太郎孫亡父信玄、母八重二男  
入籍スヘキ者 右幸雄妻 武田 勝重  
何年何月何日生  
昭和年月日  
右民法第七百三十八條第一項ニ依り入籍届出候也  
本籍 所在 入籍スヘキ家ノ戸主ニ同シ  
右幸雄妻勝重母  
届出人 入籍セシムル者 眞田 八重  
何年何月何日生  
東京市神田區長 何 某殿  
右入籍ヲ爲スコトニ同意ス  
同意者 入籍スヘキ者ノ戸主 眞田 幸雄  
主及八重ノ配偶者 何年何月何日生  
同意者 入籍スヘキ者ノ家ノ戸主 武田信太郎  
何年何月何日生  
入籍スヘキ者未成年者ナルニ因リ  
同意者 勝重ノ家ノ戸主 武田信太郎  
主タル後見人 何年何月何日生  
説明

- 一 此の届書は妻が他家に残して来た未成年の家族を、夫の同意を受けて其の家に入籍せしめる場合に届出るものを示したのである（民法第七百三十八條第一項、戸籍法第三百三十八條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 届出には期間の制限はない。
- 四 此の届書の場合は戸主たる後見人の同意を得れば宜しいのである。
- 五 婚姻に因つて他家に入った者が、自己の親族を婚家の家族と爲さうとするには、其の配偶者の同意を得なければならぬ。

離 籍

一〇二 離 籍 届 (其一)

本籍 東京市四谷區坂町參番地  
所在 本籍ニ同シ  
離籍スル者 戸主 大高 源吉  
本籍 所在 離籍スル者ニ同シ  
戸籍寄留届請求及申請書編

離籍セラルヘキ者 右源吾弟 大高源造  
右源造戸主源吾ノ同意ヲ得シテ昭和何年何月何日  
日淺野きんと婚姻ヲ爲シタルニ因リ離籍  
右離籍届出候也  
昭和年月日  
離籍者 戸主 大高源吾  
何年何月何日生  
東京市四谷區長 何 某殿

- 説明
- 一 此の届書は家族が戸主の同意を得ずに妻を迎へたので戸主が其の家族を離婚する場合に届出るものを示したのである（民法第七百五十條、戸籍法第三百三十九條参照）。
  - 二 届書は一通で宜しい。
  - 三 家族の婚姻した日より一ケ年内に届出を爲さなければならぬ。
  - 四 家族が婚姻するには戸主の同意を得なければならぬ。若し同意を得ずに婚姻した場合は、戸主は婚姻の日より一ケ年内に、其の家族を離籍し得るのである。
  - 五 離籍せられた家族は、一家創立届を爲すべきものである。

八七



一〇三 離 籍 届 (其二)

本籍 東京市京橋區銀座西八丁目貳番地  
所在 本籍ニ同シ

離籍スル者 戸主 大久保帶刀

本籍 所在 離籍スル者ニ同シ

離籍セラルル者 右帶刀弟 大久保利雄

同 右利雄妻 是る

右弟利雄及ヒ利雄妻はる戸主帶刀ノ同意ヲ得スシ  
テ昭和何年何月何日山本勘太郎ト養子縁組ヲ爲シ  
タルニ因リ離籍

右離籍届出候也

昭和年月日

届出人 離籍者 戸主 大久保帶刀

東京市京橋區長 何 某殿 何年何月何日生

說明

一 此の届書は家族が戸主の同意を得ず、他から養子を  
迎へたので、戸主が其の家族を離籍する場合に届出るも  
のを示したのである(民法第七百五十條、戸籍法第百三

十九條参照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 家族が縁組をした日より一年内に届出づべきである。

四 家族が養子縁組をするには、戸主の同意を得べきもの  
である。若し同意を得ずに養子縁組を爲したときは、戸  
主は其の家族を離籍することが出来る。

五 養子の實家の戸主は復籍を拒むことが出来るが、離籍  
すべきものではない。

六 離籍された家族は一家創立届を爲さなければならぬ。

一〇四 離 籍 届 (其三)

本籍 東京市麴町區元園町五番地

所在 本籍ニ同シ

離籍スル者 戸主 織田信三

本籍 離籍者ニ同シ

所在 東京市板橋區板橋町貳丁目五番地

離籍セルルヘキ者 右信三妹 織田秋子

何年何月何日生

右秋子戸主信三ノ指定シタル場所ニ居所ヲ轉スヘ  
キ旨ノ催告ニ應セサルニ因リ離籍

右離籍届出候也

昭和年月日

届出人 離籍者 戸主 織田信三

東京市麴町區長 何 某殿

說明

一 此の届書は家族である成年者が、戸主の意思に反して  
其の居所を定めたので、戸主は指定の場所に居所を轉す  
べき旨を催告したが、家族が之に應じない場合離籍する  
届出を示したのである(民法第七百四十九條、戸籍法第  
百三十九條参照)。

二 届書は一通である。

三 届出に期間の制限はない。

四 離籍された者は一家創立届を爲さなければならぬ。

五 戸主の居所指定の催告に應じない成年の家族は、離籍  
することは出来るが、未成年の家族は之を離籍すること  
は出来ない。

一〇五 離籍ニ因ル一家創立届 (其一)

本籍 東京市四谷區坂町參番地

所在 本籍ニ同シ

戸籍寄留届請求及申請書編

大高源吾

離籍者 戸主

本籍 離籍者ニ同シ

所在 東京市芝區西久保明舟町五番地

離籍セルレタル者 右源吾弟、父源八、母たき二男 大高源造

何年何月何日生

實家ノ戸主正道妹、父正章、母よね二女

離籍セラレタル者 右源造妻 きん

何年何月何日生

右源造戸主源吾ノ同意ヲ得スシテきんと婚姻ヲ爲  
シ昭和何年何月何日離籍セラレタルニ因リ東京市

芝區西久保明舟町五番地ニ一家ヲ創立ス  
右離籍ニ因ル一家創立届出候也

昭和年月日 届出人 一家創立者 大高源造

東京市芝區長 何 某殿

說明

一 此の届書は家族が戸主の同意を得ずに婚姻したので、



戸籍寄留届請求及申請書編

戸主より離籍せられ一家を創立する場合に届出るものを示したのである(民法第七百四十二條、戸籍法第四百十條参照)。

- 二 届書は二通である。
- 三 離籍されたことを知ってから十日以内に届出るものである。
- 四 一家を創立する場所や氏(姓)は自由に定めることが出来るから、「大高」を「西園寺」又は「東郷」としても差支へない。
- 五 夫が一家を創立した場合には、妻は之に随つて其の家に入るのは當然である。

一〇六 離籍ニ因ル一家創立届 (其二)

本籍 東京市京橋區銀座西八丁目貳番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 離籍者 戸主 大久保帯刀  
 本籍 離籍者ニ同シ  
 所在 東京市本郷區彌生町四番地  
 右帯刀弟、父彦三、母ひな二男

組をしたので、戸主より離籍せられて一家を創立する場合に届出るものを示したのである(民法第七百四十二條、戸籍法第四百十條参照)。

- 二 届書は二通である。
- 三 離籍せられたことを知ってから、十日以内に届出づべきである。
- 四 養親(夫婦)が戸主から離籍せられたのであるから、養子は養父母(養親)に随つて、養親の創立した家に入るのである。

一〇七 離籍ニ因ル一家創立届 (其三)

本籍 東京市麴町區元園町五番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 離籍者 戸主 織田信三  
 本籍 離籍者ニ同シ  
 所在 東京市板橋區板橋町貳丁目五番地  
 右信三妹、父信太郎、母なつ二女  
 離籍セラレタル者 織田秋子  
 何年何月何日生

戸籍寄留届請求及申請書編

九〇

離籍セラレタル者 大久保利雄  
 何年何月何日生  
 實家戸主父正信、母よね二女  
 同 右利雄妻 はる  
 何年何月何日生  
 實家戸主忠雄弟、父藤一、母ふみ三男  
 離籍セラレタル者 養子 勘太郎  
 ニ從ヒテ創立ノ家 養子 勘太郎  
 ニ入ルヘキ者 何年何月何日生  
 右利雄、はる、戸主帯刀ノ同意ヲ得スシテ勘太郎ト養子縁組ヲ爲シ昭和何年何月何日離籍セラレタルニ因リ東京市本郷區向ヶ岡彌生町四番地ニ一家ヲ創立ス  
 右離籍ニ因ル一家創立届出候也  
 昭和年月日  
 届出人 一家創立者 大久保利雄  
 東京市本郷區長 何 某殿  
 説明  
 一 此の届書は家族(夫婦)が戸主の同意を得ず、養子縁

右秋子戸主信三ノ指定シタル場所ニ居所ヲ移スヘキ旨ノ催告ニ應セス昭和何年何月何日離籍セラレタルニ因リ東京市板橋區板橋町貳丁目五番地ニ一家ヲ創立ス  
 右離籍ニ因ル一家創立届出候也  
 昭和年月日  
 届出人 一家創立者 織田秋子  
 東京市板橋區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は成年者の家族が、戸主の意思に反して居所を定め、戸主より居所指定の催告を受けながら、之に應じない爲め離籍されて、一家を創立する場合に届出るものを示したのである(民法第七百四十二條、戸籍法第四百十條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 離籍されたことを知ってから、十日以内に届出るものである。
- 四 一家創立の場所や氏(姓)は自由に定めることが出来るのは前二號の場合と同様である。



### 復籍拒絶

#### 一〇八 復籍拒絶届 (其一)

本籍 東京市浅草区阿部川町拾番地  
所在 本籍ニ同シ

復籍拒絶者 戸主 浅野鐵二

本籍 東京市小石川区初音町六番地  
所在 本籍ニ同シ

戸主大高源吾弟源造妻

復籍ヲ拒マ  
ルヘキ者 右鐵二妹 大高きん

右きん戸主鐵二ノ同意ヲ得スシテ昭和何年何月何日東京市四谷区坂町參番地戸主源吾弟源造ト婚姻ヲ爲シタルニ因リ復籍拒絶  
右復籍拒絶届出候也

昭和年月日

届出人

復籍拒絶者 浅野鐵二團

何年何月何日生

東京市本郷區長 何 某殿

### 説明

- 一 此の届書は家族が戸主の同意を得ずニ婚姻して他家に入つた場合、其の家族が他日離婚したとき、戸主が其の家に復籍することを拒む場合の届出を示したのである(民法第七百五十條第二項、戸籍法第四百四十一條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 家族が婚姻した日より一ヶ年以内に届出るべきである
- 四 此の届出に因つて復籍を拒まれた者は、離婚の場合に一家を創立するのである。

#### 一〇九 復籍拒絶届 (其二)

本籍 東京市本郷區弓町拾番地

所在 本籍ニ同シ

復籍拒絶者

戸主 山本忠雄

本籍 東京市本郷區向ヶ岡彌生町四番地

所在 本籍ニ同シ

戸主大久保帶刀弟利雄養子

復籍ヲ拒マ  
ルヘキ者 右忠雄弟 大久保勘太郎

所在 本籍ニ同シ

復籍拒絶者

戸主 浅野鐵二

本籍 東京市小石川区谷中初音町六番地

所在 東京市下谷區西町五番地

戸主大高源吾弟源造妻

實家戸主鐵二妹、父正章、母よね二女

一家創立者

大高きん

何年何月何日生

右きん戸主鐵二ノ同意ヲ得スシテ東京市四谷區坂町參番地戸主源吾弟源造ト婚姻ヲ爲シタル爲メ昭和何年何月何日復籍ヲ拒絶セラレ昭和何年何月何日東京市下谷區西町壹番地ニ一家ヲ創立ス  
右復籍拒絶ニ因ル一家創立届出候也

昭和年月日

届出人

一家創立者 大高きん團

何年何月何日生

東京市下谷區長 何 某殿

### 説明

- 一 此の届書は離婚に因つて實家に復籍する者が、戸主よ

#### 一一〇 復籍拒絶ニ因ル一家創立届

本籍 東京市浅草區阿部川町拾番地

戸籍寄留届請求及申請書編

右勘太郎戸主忠雄ノ同意ヲ得スシテ昭和何年何月何日東京市京橋區銀座西八丁目貳番地戸主大久保帶刀弟利雄ト養子縁組ヲ爲シタルニ因リ復籍拒絶  
右復籍拒絶届出候也

昭和年月日

届出人

復籍拒絶者 戸主 山本忠雄團

東京市本郷區長 何 某殿

### 説明

- 一 此の届書は家族が戸主の同意を得ずニ縁組をして養家に入つた場合、其の家族が離縁したとき、戸主が實家に復籍することを拒む場合に届出るものを示したのである(民法第七百五十條第二項、戸籍法第四百四十一條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 家族が縁組をした日より一ヶ年以内に届出づべきである。
- 四 此の届出に因つて復籍を拒まれた者は、離縁の場合に一家を創立するのである。



- 一 復籍を拒絶されたので、實家に入ることが出来ずして一家を創立した場合、離婚届に其の創立の場所を記載して置かなかつたときに届出るものを示したのである（民法第七百四十二條、戸籍法第四百四十二條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 一家を創立してから十日以内に届出づべきである。
- 四 離婚届に一家創立の場所を記載した場合は、此の届出をしなくとも宜しい。
- 五 縁組した者が復籍を拒まれた場合も、此の届書に準じて一家創立届を作成することが出来る。

一一一 復籍スベキ家ノ廢絶ニ  
因ル一家創立届

本籍 東京市本郷區春木町百番地  
 廢(絶)家ノ戸主 川越重信  
 本籍 東京市四谷區鹽町五番地  
 所在 東京市芝區葺手町百番地  
 戸主 天田三郎妻  
 實家 戸主父重信、母アキニ女

一家創立者 天田アヤ事 川越アヤ  
 何年何月何日生  
 右アヤ實家東京市本郷區春木町百番地戸主川越重信ノ家昭和何年何月何日廢(絶)家シタルニ因リ復籍ヲ爲スコト能ハス昭和何年何月何日離婚ニ因リ東京市芝區葺手町五番地ニ一家ヲ創立ス  
 右復籍スヘキ家ノ廢(絶)家ニ因ル一家創立届出候也  
 昭和年月日

届出人 一家創立者 川越アヤ  
 東京市芝區區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は他家に嫁した者が離婚したとき、其の實家が廢家又は絶家となつて居つたので、離婚届に當然一家創立の場所を記載すべきであつたのに、それを記載しなかつたので、別に一家創立の届出をする場合を示したのである（民法第七百四十條、戸籍法第四百四十二條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 届出期間は離婚後十日以内である。
- 四 離婚届に一家創立の場所を記載してあつた場合は、當然此の届出をする必要はないのである。

五 一家創立者は自由に創立の場所と氏(姓)を定めることが出来る。

六 離縁、婚姻の取消、縁組の取消の場合、復籍する實家が廢家又は絶家と爲つたときも、此の届書に準じて一家創立届を作成することが出来る。

一一二 廢家及ビ絶家

一一二 廢家 届 (其一)

本籍 東京市芝區神谷町六番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 廢家者 戸主 大山浪子  
 本籍 東京市本郷區田町七番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 廢家者ノ入ルヘキ家ノ戸主 青山武雄  
 右廢家者浪子ハ家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタルモノニ非ス  
 右廢家届出候也

昭和年月日

戸籍寄留届請求及申請書編

届出人 廢家者 大山浪子  
 東京市本郷區區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は新たに一家を立てた女戸主が、婚姻に因つて他家に入る爲め其の家を廢する場合、婚姻届と別に廢家者の本籍に届出るものを示したのである（民法第七百六十二條第一項、戸籍法第四百四十三條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 これは婚姻の届出前か又は婚姻と同時に届出るのである。
- 四 廢家届と婚姻届とを同時に、夫の本籍地に届出る場合には、届書を二通出さねばならぬ。又廢家届と婚姻届とを同時に、夫の所在地に届出る場合には、届書を三通出すべきである。
- 五 此の届出の外に婚姻届を爲すべきものである。
- 六 此の届出の女戸主は分家して、自分が新たに家を立てたのであるから、自由に廢家して他家に入ることが出来るが、家督相續に因つて戸主と爲つた者が廢家する場合は、裁判所の許可を得なければならぬ。



一一三 廢 家 届 (其二)

本籍 東京市下谷區谷中清水町參番地  
所在 東京市淺草區瓦町六番地

廢家者 戶主 櫻井太郎

本籍 東京市芝區琴平町拾番地  
所在 本籍ニ同シ

廢家者ノ入ルヘキ家ノ戶主 大木梅子

右廢家者太郎ハ家督相續ニ因リテ戶主ト爲リタル者ニ非ス

右廢家届出候也

昭和年月日

届出人

東京市淺草區長 何 某殿 廢家者 櫻井太郎 圓

說明

一 此の届書は一家を創立した男戶主が、入夫婚姻に因つて他家に入る場合、其の所在地に届出るものを示したのである(民法第七百六十二條第一項、戸籍法第四百三十三條参照)。

二 届書は二通である。

三 これは婚姻の届出前か又は婚姻と同時に届出るのである。

四 此の届書の外に婚姻届を爲すべきものである。

一一四 廢 家 届 (其三)

本籍 東京市下谷區谷中清水町六番地  
所在 本籍ニ同シ

廢家者 戶主 山上兵衛

本籍 東京市本郷區田町五番地  
所在 本籍ニ同シ

廢家者ノ入ルヘキ家ノ戶主 山上太郎

右廢家者兵衛ハ家督相續ニ因リテ戶主ト爲リタル者ニ非ス

右廢家届出候也

昭和年月日

届出人

東京市下谷區長 何 某殿 廢家者 山上兵衛 圓

說明

一 此の届書は分家して戶主と爲つた者が、其の家を廢して本家(兄)の家に入籍する場合に届出るものを示した

のである(民法第七百六十二條第三項、戸籍法第四百三十三條参照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 此の届出は本家へ入籍する前か又は入籍届と同時に爲すべきである。

四 此の届出に因つて入籍する者は、分家して家を立てたのであるから、自由に廢家が出来るのである。

一一五 廢 家 届 (其四)

本籍 東京市下谷區坂本町六番地  
所在 本籍ニ同シ

廢家者 大家公平

本籍 東京市小石川區諏訪町六番地  
死亡前ノ所在 本籍ニ同シ

廢家者ノ入ルヘキ家ノ戶主 浮田利家

右廢家者公平ハ家督相續ニ因リテ戶主トナリタルモノニ非ス

右廢家届出候也

昭和年月日

戸籍寄留届請求及申請書編

届出人

東京市下谷區長 何 某殿 廢家者 大家公平 圓

說明

一 此の届書は分家して戶主と爲つた者が、他家の戶主から家督相續人として指定されたので、自分の家を廢して他家に入る場合に届出るものを示したのである(民法第七百六十二條第二項、戸籍法第四百三十三條参照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 此の届出は家督相續届の前か又は家督相續届と同時に爲すべきである。

四 此の届出を廢家者の本籍地に届出すに、家督相續届と共に被相續人の本籍地に届出る場合は届書二通差出すのである。

一一六 廢 家 届 (其五)

本籍 東京市下谷區谷中清水町六番地  
所在 本籍ニ同シ

廢家者 戶主 大隈退三

本籍 東京市本郷區駒込町七番地  
死亡前ノ所在 本籍ニ同シ

右廢家届出候也



廢家者ノ入ルヘキ家ノ戸主 大隈三郎  
右廢家許可裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人 廢家者 大隈退三郎  
何年何月何日生

東京市下谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は家督相続に因つて分家の戸主と爲つた者が、本家の戸主が死亡した爲め、親族會で相続人に選定したので裁判所に廢家許可の申請を爲し、其の裁判があつた場合届出るものを示したのである（民法第七百六十二條第二項、戸籍法第四百十三條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 此の届出は家督相続届の前か又は家督相続届と同時に爲すのである。
- 四 廢家届と家督相続届を同時に、被相続人の本籍地に届出る場合には届書は二通である。
- 五 廢家許可の申請の書式は本編の「申請及び請求」の部に掲げてある。
- 六 此の届出の廢家者は相続に因つて戸主と爲つたのであ

るから、廢家して他家を相続するには裁判所の許可を得なければならぬ。  
七 戸主が本家を再興する爲め、裁判所の許可を受けて廢家する場合の届書も、此の届書に準じて作成することが出来る。

一一七 絶家ノ家族一家創立届（其二）

本籍 東京市下谷區茅町四番地

絶家ノ戸主

大木信三

所在 東京市本郷區金助町六番地

父茂雄、母こま二女

一家創立者

右信三亡弟 信三郎妻

大木静子

何年何月何日生

右静子戸主信三死亡家督相続人ナキ爲メ昭和何年

何月何日絶家シタルニ因リ東京市本郷區金助町六

番地ニ一家ヲ創立ス

右絶家ニ因ル一家創立届出候也

昭和年月日

届出人

一家創立者 大木静子

東京市下谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は戸主が無くなつた家に、法定及び指定の相続人がなく、又親族會も相続人を選定しないので、遂に絶家となつたとき、其の家族の者が一家を創立する場合に届出るものを示したのである（民法第七百六十四條、戸籍法第四百四十四條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 絶家の事實を知つた日より十日以内に届出るのである
- 四 絶家に數人の家族あるときは、各別に届出を爲すのである。

一一八 絶家ノ家族一家創立届（其二）

本籍 東京市四谷區坂町四番地

絶家ノ戸主

山田政雄

所在 東京市深川區扇橋一丁目五番地

父政利、母ふみ二男

一家創立者

山田政助

何年何月何日生

右政助戸主政雄ト親族關係ナシ

戸籍寄留届請求及申請書編

實家戸主父勘助、母とよ長男

一家創立者ニ隨

ヒテ創立ノ家ニ

右政助妻

まき

入ルヘキ者

何年何月何日生

同

政助長男

正二

何年何月何日生

右政助戸主政雄死亡家督相続人ナキ爲メ昭和何年

何月何日絶家シタルニ因リ東京市深川區扇橋一丁

目五番地ニ一家ヲ創立ス

右絶家ニ因ル家族ノ一家創立届出候也

昭和年月日

届出人

一家創立者 山田政助

東京市深川區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は前號と同様であるが、一家を創立する者に妻子ある場合の届出を示したのである（民法第七百六十四條、戸籍法第四百四十四條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 此の届出期間は前號の書式と同様である。
- 四 此の届出に因る一家の創立者には、妻子も共に其の家



に入るのである。

### 一四 分家及び廢絶家再興

#### 一一九 分 家 届 (其二)

本籍 東京市下谷區坂本町五番地

所在 本籍ニ同シ

本家ノ戸主

池田秋造

本籍 本家ノ戸主ニ同シ

所在 本籍ニ同シ

父右秋造、母さだ三男

分家ノ戸主

池田秋夫

何年何月何日生

右秋夫東京市本郷區駒込動坂町壹番地ニ分家ス

右分家届出候也

昭和年月日

届出人

分家者 池田秋夫

東京市下谷區長 何 某殿

右分家ヲ爲スコトニ同意ス

同意者

本家ノ戸主 池田秋造

何年何月何日生

#### 説明

- 一 此の届書は本家戸主の三男である成年者が、分家する場合に届出るものを示したのである(民法第七百四十三條第一項、戸籍法第四百五十五條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 届出期間には制限はない。
- 四 此の届書の分家者は成年であるから、戸主の同意だけで分家することが出来るが、若し未成年者である場合は親権者たる父又は母、若しくは後見人の同意をも得なければならぬ。

#### 一二〇 分 家 届 (其二)

本籍 東京市小石川區指ヶ谷町五番地

所在 本籍ニ同シ

本家ノ戸主

野本安雄

本籍 本家ノ戸主ニ同シ

所在 東京市神田區美土代町五番地

右安雄弟、父安太郎、母あき二男

#### 分家ノ戸主

野本力二

何年何月何日生

實家戸主藤一郎妹、父藤造、母さと三女

分家者ニ随ヒテ分家ニ入ルヘキ者

右力二妻 梅子

何年何月何日生

父力二、母梅子

同

右力二長男 力松

何年何月何日生

右力二東京市神田區美土代町五番地ニ分家ス

右力二妻梅子力二ニ随ヒテ其家ニ入ル

右力二直系卑屬長男力松ヲ分家ノ家族トス

右分家届出候也

昭和年月日

届出人

分家者 野本力二

東京市神田區長 何 某殿

右力二ノ分家ヲ爲スコト及ヒ力松ヲ其ノ分家ノ家族ト爲スコトニ同意ス

同意者

本家ノ戸主

野本安雄

何年何月何日生

戸籍寄留届請求及申請書編

#### 説明

- 一 此の届書は戸主の弟である成年者が、其の妻と十五歳未満の子を連れて分家する場合の届出を示したのである(民法第七百四十三條、第七百四十五條、戸籍法第四百五十五條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 此の届出の期間には制限はない。
- 四 此の届出に因る分家者は成年者であるから、戸主の同意を受けなければ宜しいのであるが、分家者の子が十五歳以上の場合は、其の同意を受けなければならぬ。

#### 一二一 分 家 届 (其三)

本籍 東京市本郷區湯島切通町参番地

所在 本籍ニ同シ

本家ノ戸主

岡田陸造

本籍 本家ノ戸主ニ同シ

所在 本籍ニ同シ

實家戸主父正雄、母とみ三男

分家ノ戸主 右陸造二女 岡田廉造  
とよ女塔

何年何月何日生



父右陸造、母ふで二女

分家者ニ随ヒテ其ノ家ニ入ルヘキ者 右廉造妻 とみ

何年何月何日生

右廉造東京市四谷區新宿一丁目五番地ニ分家ス  
右分家届出候也

昭和年月日

届出人

分家者 岡田廉造 岡田廉造 岡田廉造 岡田廉造

東京市神田區長 何 某殿

右分家ヲ爲スコトニ同意ス

同意者 本家ノ戸主 岡田陸造 岡田陸造 岡田陸造

説明

- 一 此の届書は戸主の家に在る成年の女孺が、妻を連れて分家する場合の届出を示したのである（民法第七百四十三條第一項、第七百四十五條、戸籍法第四百四十五條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 此の届出の期間には制限はない。
- 四 夫は分家したのであるから、妻は夫に随つて其の分家に入るのである。

一二二 廢家再興届（其二）

本籍 東京市淀橋區角筈町参番地

再興者ノ本家（分家又ハ同家）

廢家ノ戸主 日高重明

本籍 東京市芝區西久保巴町六番地

所在 本籍ニ同シ

戸主又一弟、父又太郎、母きわ三男  
再興ヲ爲ス者 日高重雄

何年何月何日生

實家戸主父友藏、母とよ二女

再興ヲ爲ス者ニ

随ヒテ其ノ家ニ

入ルヘキ者 右重雄妻 ふみ

何年何月何日生

右重明ノ家昭和何年何月何日廢家

右廢家ヲ再興ス

右廢家再興届出候也

昭和年月日

届出人

再興ヲ爲ス者 日高重雄 日高重雄 日高重雄

東京市芝區長 何 某殿

右廢家再興ヲ爲スコトニ同意ス

同意者 再興ヲ爲ス者ノ家ノ戸主

日高又一 岡田

何年何月何日生

説明

- 一 此の届書は分家の戸主の家族である成年の弟が、廢家した本家を再興する場合に届出るものを示したのである（民法第七百四十三條、第七百四十五條、戸籍法第四百四十六條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 此の届出には期間の制限はない。
- 四 再興者は成年者であるから、戸主の同意を受けなければ宜しい。
- 五 妻は夫に従つて再興した家に入る。
- 六 絶家を再興する場合も、其の届書は此の届書に準じて作成することが出来る。

一二三 廢家再興届（其二）

本籍 東京市下谷區谷中清水町六番地

再興者ノ家ノ本家（分家又ハ同家）

廢家ノ戸主 山田藤八

戸籍寄留届請求及申請書編

右廢家再興届出候也

昭和年月日

届出人

再興ヲ爲ス者 山田藤一郎 山田藤一郎 山田藤一郎

東京市深川區長 何 某殿

本籍 東京市深川區森下町二丁目八番地  
所在 本籍ニ同シ

父藤八、母とめ二男

再興ヲ爲ス者

山田藤一郎

何年何月何日生

實家戸主父銀造、母まさ二女

再興ヲ爲ス者ニ

随ヒテ其ノ家ニ

入ルヘキ者 右藤一郎妻 ふみ

何年何月何日生

父藤一郎、母ふみ

同 右藤一郎長男

民雄

何年何月何日生

右藤八ノ家昭和何年何月何日廢家

右藤一郎其ノ家ヲ廢シテ右廢家ヲ再興ス

右藤一郎妻ふみ、長男民雄、藤一郎ニ随ヒテ再興ノ家ニ入ル



説明

- 一 此の届書は分家して戸主と爲つた者が、其の家を廢して廢家に爲つた本家を再興する場合に届出るものを示したのである（民法第七百四十三條、第七百六十二條、第七百四十五條、戸籍法第四百六條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 此の届出には期間の制限はない。
- 四 分家戸主が廢家して本家を再興するのであるから、其の妻子も又再興した家に入るのである。
- 五 此の届出をすると共に、廢家届を爲さなければならぬ。
- 六 分家の戸主が絶家を再興する場合も、此の届書に準じて再興届を作成することが出来る。

一五 國籍ノ得喪

一二四 歸化 届 (其一)

原國籍 中華民國河北省天津聖德街貳番地  
 鄭功弟  
 國籍 右ニ同シ

父鄭成功、母徐成二男  
 本籍 横濱市中區山手町五番地  
 所在 本籍 本籍ニ同シ  
 歸化人 夫 鄭 汝 林  
 何年何月何日生

原國籍 夫ニ同シ  
 國籍 中華民國四川省成都阿里五番地  
 父玉洮名、母姚娥三女  
 本籍 夫ニ同シ  
 歸化人 妻 姚 婦  
 何年何月何日生

歸化人ト共ニ 長男 鄭 介 石  
 日本ノ國籍ヲ 取得シタル者 何年何月何日生

右鄭汝林及ヒ妻姚婦昭和何年何月何日許可ニ因リ  
 歸化右長男鄭介石父母ニ隨ヒテ其ノ家ニ入ル  
 右歸化許可書ノ謄本ヲ添附シ届出候也  
 昭和年月日

届出人 歸化人 鄭 汝 林  
 同 姚 婦

横濱市中區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は外國人(支那人)が、日本に歸化した場合に届出るものを示したのである（國籍法第五條、第七條、第八條、第十五條、戸籍法第四百九條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 内務大臣より歸化の許可があつた日より十日以内に、許可證の謄本を添附して届出るのである。
- 四 歸化人の子が日本の國籍を取得しない場合は、其の事由を届書に記載しなければならぬ。
- 五 外國人が歸化するには内務大臣の許可を受けなければならぬ。
- 六 歐米人が歸化した場合も、此の届書に準じて歸化届を作成することが出来る。

一二五 歸化 届 (其二)

原國籍 北米合衆國オハヨウ州タキシ一街百番地  
 プルドツク・メロー弟  
 國籍 右ニ同シ

戸籍寄留届請求及申請書編

父ワントン・メロー、母ベルモット・メロー  
 本籍 東京市豊島區目白町一丁目貳番地  
 所在 本籍ニ同シ  
 歸化人 夫 ドブロク・メロー  
 千九百何年何月何日生

父フンダ・アリー、母アマイ・バー  
 歸化人ト共ニ 右妻 ウマシカ・メロー  
 日本ノ國籍ヲ 取得シタル者 千九百何年何月何日生

同 右長男 ウスパカ・メロー  
 千九百何年何月何日生

右ドロク・メロー昭和何年何月何日許可ニ因リ  
 歸化

右ウマシカ・メロー、長男ウスパカ・メロー右ドロク・メローニ隨ヒテ其ノ家ニ入ル

右歸化許可書ノ謄本ヲ添附シ届出候也  
 昭和年月日

届出人 歸化人 ドブロク・メロー  
 東京市豊島區長 何 某殿



説明

- 一 此の届書は歐米人が日本に歸化した場合に届出るものを示したのである(國籍法第五條、第七條、第十三條、第十五條、戸籍法第四百九十九條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 内務大臣より歸化の許可を受けた日より十日以内に、其の謄本を添附して届出るのである。
- 四 歸化人の妻子が日本の國籍を取得しない場合は、其の事由を届書に記載しなければならぬ。

一一二六 國籍喪失届(其二)

本籍 東京市京橋區銀座西貳丁目壹番地  
所在 中華民國河北省天津德成街五番地

戶主 文明二女  
國籍喪失者 山本梅代

右梅代中華民國河北省天津德成街五番地謝介玉ト婚姻ヲ爲シ其ノ國籍ヲ取得シタルニ因リ昭和何年何月何日國籍喪失  
右國籍喪失届出候也

昭和年月日

届出人

戶主

山本文明團  
何年何月何日生

東京市京橋區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は日本人が外國人の妻と爲つたので、日本の國籍を失つた場合、其の戶主より届出るものを示したのである(國籍法第十八條、戸籍法第五百十條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 外國人の妻と爲つたことを知つてから、一ヶ月以内に届出るのである。
- 四 此の届出は戶主又は家督相続人から届出なければならぬ。
- 五 日本人が外國人の妻と爲つて、夫の國籍を取得したときは、日本の國籍を失ふのである。

一一二七 國籍喪失届(其二)

本籍 東京市下谷區西町五番地

所在 北米合衆國アラバマ州タコタ街四番地

國籍喪失者 戶主 文明三男 岩崎次郎

一一二八 國籍回復届(其二)

國籍回復前ノ國籍 中華民國河北省天津

德成街五番地

本籍 東京市京橋區弓町壹番地

所在 本籍ニ同シ

國籍回復者 戶主 文明二女 山本梅代

右梅代中華民國河北省天津德成街謝介玉ト婚姻ヲ爲シ其ノ國籍ヲ取得シタル爲メ何年何月何日國籍ヲ喪失シタル處昭和何年何月何日許可ニ因リ國籍回復  
右國籍回復許可書ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

國籍回復者 山本梅代團

東京市京橋區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は外國人と婚姻して日本の國籍を失つた婦人が、婚姻が解消したので日本に歸國し、日本に住所を有するときは、内務大臣の許可を得て日本の國籍を回復した場合に届出るものを示したのである(國籍法第二十五條、戸籍法第五百二十二條参照)。

- 一 此の届書は日本人が外國で生まれたので、其の國の國籍を取得し、其の國に住所を有するとき、内務大臣の許可を得て日本の國籍を離れる場合に届出るものを示したのである(國籍法第二條の二、戸籍法第五百十條、第五百十一條参照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 國籍離脱の許可があつたことを知つてから、一ヶ月以内に證明書類を添附して届出るのである。
- 四 内務大臣は國籍離脱の許可をしたときは之を官報で公示する。



戸籍寄留届請求及申請書編

- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 内務大臣の許可を受けた日より十日以内に、許可書の謄本を添附して届出るのである。
- 四 此の届書の婦人は一旦日本の国籍を喪失したのであるから、假令日本に歸つて來ても、内務大臣の許可を得なければ再び日本人と爲ることは出来ない。

一二九 国籍回復届 (其二)

国籍回復前ノ国籍 北米合衆國アラバマ州  
 タコタ街四番地  
 本籍 東京市下谷區西町五番地  
 所在 本籍ニ同シ

国籍回復者 戸主文朗三男 岩崎次郎

何年何月何日生

右次郎国籍離脱ノ許可ニ因リテ昭和何年何月何日  
 国籍ヲ喪失シタル處昭和何年何月何日許可ニ因リ  
 国籍回復

右国籍回復許可書ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人 国籍回復者 岩崎次郎  
 東京市下谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は国籍の離脱に因つて日本の国籍を失つた者が、其の後日本に住所を有するとき、内務大臣の許可を受けて日本の国籍を回復した場合に届出るものを示したのである(国籍法第二十六條、戸籍法第五十二條參照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 内務大臣の許可があつた日より十日以内に、許可書の謄本を添附して届出るのである。
- 四 内務大臣の許可がなければ、此の届出をすることが出来ないの言ふまでもない。

一六 氏名族稱ノ變更及ビ襲爵

一三〇 氏名變更届 (其二)

本籍 東京市下谷區上根岸町番參番地

所在 本籍ニ同シ

變更前ノ氏名

戸田益信

變更シタル氏名

山田益信

右何年何月何日附許可ニ因リ氏變更

右氏名變更許可書ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

氏名變更者 山田益信

東京市下谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は府縣知事より氏變更の許可を受けた場合に届出るものを示したのである(明治五年太政官布告第二百三十五號、戸籍法第五十三條參照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 許可の日より十日以内に届出るのである。
- 四 氏名の變更は同町内に同姓同名の者があるとか、其の他特別の事情ある場合に限り、府縣知事に出願すると許可されるが、唯だ特別の理由なく姓名判断で良くないなど云ふ理由では許可されない。

一三一 氏名變更届 (其二)

本籍 東京市小石川區諏訪町五番地

所在 本籍ニ同シ

戸主重秋長男

變更前ノ氏名

高橋熊太郎

變更シタル氏名

高橋重雄

右何年何月何日附許可ニ因リ名變更

右氏名變更許可書ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

氏名變更者 高橋重雄

東京市小石川區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は名變更の許差を受けた場合に届出るものを示したのである(明治五年太政官布告第二百三十五號、戸籍法第五十三號參照)。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 許可を受けた日より十日以内に、許可書の謄本を添附して届出るのである。
- 四 名の變更も亡父の營業を承継する場合に、亡父と同じ



名にするとか、又は同町内に同氏名の者があつて、取引上に差支へがあるとか云ふ理由でなければ許可されないのである。

### 一三二 族稱變更届

本籍 赤坂區青山南町一丁目參番地

所在 本籍ニ同シ

族稱變更者 戸主 徳川忠温

舊族稱 士族(又ハ平民)

新族稱 華族

右何年何月何日附辭令ヲ以テ新ニ華族ニ列セララル

右族稱變更辭令書ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

新ニ華族ニ列セラレタル者

織田忠温

何年何月何日生

東京市赤坂區長 何 某殿

説明

一 此の届書は士族又は平民が、新に華族に列せられた場合に届出るものを示したのである(明治三十八年法律第

六十二號、戸籍法第五十四條參照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 華族の辭令を受けた日より十日以内に、辭令書の謄本を添附して届出るのである。

四 戸主でない者が新に華族に列せられたときは、一家を創立するのであるから、此の場合には此の届出を爲さなくとも宜しいのである。

### 一三三 襲爵届

本籍 東京市麴町區元園町五番地

所在 本籍ニ同シ

戸主春信家督相續人

襲爵者

織田頼信

右何年何月何日附辭令ニ依リ襲爵

右襲爵辭令書ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

爵ヲ襲キタル者 織田頼信

何年何月何日生

東京市麴町區長 何 某殿

説明

一 此の届書は華族の戸主が死亡し、其の家族が家督相續をした場合に届出るものを示したのである(明治三十一年宮内省甲第四號達、戸籍法第五十五條參照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 此の届出をしたときは宮内大臣は勅許を経て襲爵の辭令を交付する。

四 相續人は家督相續の開始後速かに宮内大臣を経由して襲爵を届出づべきである。

### 一三四 族稱喪失届

本籍 東京市赤坂區榎坂町四番地

所在 本籍ニ同シ

族稱喪失者 華族 戸主 織田信頼

右昭和何年何月何日華族ノ族稱ヲ除カル(又ハ爵ヲ返上セシメラレ若クハ請願聽許ニ依リ爵返上)

右族稱喪失届出候也

昭和年月日

届出人

戸主

織田信頼

何年何月何日生

戸籍寄留届請求及申請書編

戸籍寄留届請求及申請書編

東京市赤坂區長 何 某殿

説明

一 此の届書は華族が其の族稱を除かれた場合、爵を返上した場合等に届出るものを示したのである(華族令第二十四條、第二十六條、戸籍法第五十六條參照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 族稱を喪失してから十日以内に届出るのである。

四 此の届出は戸主より爲すべきものである。

### 一七 轉籍及ビ就籍

#### 一三五 轉籍届(其一)

本籍 東京市牛込區揚場町八番地

轉籍戸籍ノ戸主

矢木豊吉

新本籍 東京市牛込區揚場町貳拾番地

右轉籍届出候也

昭和年月日

所在 新本籍ニ同シ

届出人

戸主

矢木豊吉

一一一



戸籍寄留届請求及申請書編

東京市牛込區長 何 某殿

説明

一 此の届書は同一の市町村内で、轉籍した場合に届出るものを示したのである(戸籍法第百五十八條、第百五十九條参照)。

二 届書は一通で宜しい。

三 届出期間には制限はない。

四 轉籍の届出は戸主が之を爲さなければならぬ。

一三六 轉 籍 届 (其二)

本籍 東京市本郷區弓町參番地

轉籍戸籍ノ戸主

濱田政雄

新本籍 東京市豊島區巢鴨一丁目五番地

右轉籍戸籍ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

所在 東京市赤坂區檜町百番地

届出人

戸主

濱田政雄

東京市本郷區長 何 某殿

説明

一 此の届書は他の市町村へ轉籍した場合に届出るものを示したのである(戸籍法第百五十八條、第百五十九條参照)。

二 届書は二通である。

三 届出期間には制限はない。

四 戸籍の謄本を添附して届出るのである。

一三七 就 籍 届 (其一)

本籍 東京市四谷區鹽町三丁目五番地

所在 本籍ニ同シ

前戸主

山田君太郎

父亡君太郎、母亡とく長男

就籍者 昭和何年何月

何日前戸主ノ 戸主 山田 君雄

死亡ニ因リ

何年何月何日生

本籍 東京市下谷區西町四番地

戸主

山本 安造

父亡山本安雄、母亡うめ三女

就籍者 昭和何年何月

何年何月何日生

日婚姻ニ因リ

君雄妻 とし

何年何月何日生

父君雄、母とし

就籍者 昭和何年何月何日

長男

重雄

日出生ニ因リ

何年何月何日生

右昭和何年何月何日東京區裁判所ノ裁判ニ因リ就籍許可

右就籍許可裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

就籍許可ノ裁判ヲ得タル者

山田君雄

同

同

とし

同

同

重雄

右重雄未成年者ナルニ依リ

重雄ノ親權ヲ行フ父

山田君雄

説明

一 此の届書は本籍は有つたけれども、何等かの事由で本籍がなくなつて終ひ、無籍者と爲つた者が、裁判所に就籍許可の申請をして、其の裁判を得た場合に届出るものを示したのである(戸籍法第百六十條、第百六十一條参照)。

戸籍寄留届請求及申請書編

二 届書は一通で宜しい。  
三 就籍許可の裁判の送達を受けた日より十日以内に、裁判の謄本を添附して届出るのである。  
四 就籍許可の申請の書式は本編の「請求及び申請」の部に掲げてある。  
五 戸主が單獨に就籍届をする場合も、此の届書に準じて就籍届を作ることが出来る。

一三八 就 籍 届 (其二)

本籍 東京市神田區錦町一丁目六番地

父爲八、母よね五男

就籍者

山本安雄

右昭和何年何月何日東京區裁判所ノ裁判ニ因リ就籍許可

右就籍許可裁判ノ謄本ヲ添附シ届出候也

昭和年月日

届出人

就籍許可ノ裁判ヲ得タル者

山本安雄

東京市神田區長 何 某殿

説明



- 一 此の届出は家族の本籍が何等の事由で無くなり無籍者と爲つたとき、裁判の許可を得て届出るものを示したのである（戸籍法第六十條、第六十一條参照）。
- 二 届書は一通で宜しい。
- 三 説明は前號書式の説明と同様である。

## 第二章 寄 留

### 一三九 住所寄留届（其二）

本籍 浦和市岸町五番地

寄留住所 東京市本郷區駒込淺嘉町九番地

寄留者 戸主 質商 野本歳二郎

同 妻 無業 何年何月何日生

同 長男 官吏 何年何月何日生

同 二男 會社員 何年何月何日生

同 三郎 三郎 何年何月何日生

同 三郎 三郎 何年何月何日生

右歳三、三郎ニ配偶者ナシ  
右昭和何年何月何日寄留  
右住所寄留届出候也  
昭和年月日

届出人 世帯主 家主 野本歳二郎  
東京市本郷區長 何 某殿

### 説明

- 一 此の届書は寄留者が寄留地に家屋を有つて居て、其の家屋に戸主と家族とが住んで、一世帯の住所を有する場合に届出るものを示したのである（寄留法第一條、寄留手續令第一條、第五條、第二十四條、第二十六條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 寄留してから十四日以内に届出るのである。
- 四 寄留者に配偶者あるときは、其の配偶者が寄留しないときでも、届書に其の氏名を記載すべきである。
- 五 寄留者は家主であれば、別に家主の承諾は要らないのである。

### 一四〇 住所寄留届（其二）

本籍 横濱市神奈川區反町參番地

寄留住所 東京市小石川區林町六番地

寄留者 戸主 會社員 山田三太郎

何年何月何日生

（註）一世帯に屬する家族の名は、前號届書に準じて記載すべきである）

右住所寄留届出候也

昭和年月日

届出人 世帯主 山田三太郎

東京市小石川區長 何 某殿

右寄留ヲ承諾ス

住所 東京市小石川區林町六番地

承諾者 家主 榎本由藏

### 説明

- 一 此の届書は寄留地に家屋を有しない戸主が、其の家族と共に寄留地に、一世帯の住所を有する場合に届出るのである（寄留法第一條、寄留手續令第一條、第五條、第二十四條、第二十六條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 寄留してから十四日以内に届出るのである。
- 四 家主又は家屋管理人の承諾を附記するか、又は承諾書

戸籍寄留届請求及申請書編

を添附すべきものである。

### 一四一 住所寄留届（其三）

本籍 横濱市中區中里町八番地

寄留住所 東京市神田區山本町六番地

寄留者 戸主 學生 飯塚太一郎

郎二男 何年何月何日生

右配偶者ナシ

右昭和何年何月何日寄留

右住所寄留届出候也

昭和年月日

住所 東京市神田區山本町六番地

届出人 世帯主 飯塚太一郎

東京市神田區長 何 某殿

### 説明

- 一 此の届書は戸主が前に借家して寄留するとき、其の二男が東京して寄留する場合に、世帯主である戸主より届出るものを示したのである（寄留法第一條、寄留手續令



- 第五條、第二十四條、第二十六條、第二十八條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 寄留してから十四日以内に届出るのである。
- 四 此の届出には家主の承諾を要しないのである。

一四二 住所寄留届 (其四)

本籍 函館市船場町貳番地  
 寄留住所 東京市本郷區春木町五番地  
 研精學院寄宿舎  
 寄留者 戸主通 泰二男 學生 三島 通三  
 何年何月何日生  
 本籍 函館市松風町拾番地  
 寄留住所 右寄留者ニ同シ  
 寄留者 戸主荒 造二男 學生 北海荒太郎  
 何年何月何日生  
 右通三荒太郎ニ配偶者ナシ  
 右昭和何年何月何日寄留  
 右住所寄留届出候也  
 昭和年月日

住所 東京市本郷區春木町五番地  
 届出人 研精學院管理者 宮本學造團  
 東京市本郷區町 何 某殿

説明

- 一 此の届書は學校の寄宿舎、旅館、下宿屋等、多數の者が寄留する場合に届出るものを示したのである(寄留法第一條、寄留手續令第五條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第三十一條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 寄留して十四日以内に届出るのである。
- 四 此の届書に記載してある通り、二人の寄留者が其の本籍が同じであれば、一の届書で届出ることが出来るけれども、本籍が違つた場合は、各人毎に各別に届出なければならぬ。
- 五 此の届出には家主の承諾は要らない。
- 六 寄留者に配偶者(妻)あるときは、其の氏名を記載すべきである。

一四三 居所寄留届 (其二)

本籍 東京市本郷區田町六番地

寄留居所 鎌倉市長谷百番地  
 寄留者 戸主 自動車業 稻富倉人  
 何年何月何日生  
 同 妻 無業 はま  
 何年何月何日生  
 同 長男 倉之助  
 何年何月何日生  
 右倉之助ニ配偶者ナシ  
 右昭和何年何月何日寄留  
 右居所寄留届出候也  
 昭和年月日

四 寄留者が寄留地に家屋を有しない場合は、家主の承諾を附記しなければならぬ。

一四四 居所寄留届 (其二)

本籍 東京市小石川區金富町五番地  
 寄留居所 鎌倉市長谷百四十五番地  
 寄留主 戸主 質屋 富本太兵衛  
 何年何月何日生  
 同 妻 無業 まさ  
 何年何月何日生  
 右昭和何年何月何日寄留  
 右居所寄留届出候也  
 昭和年月日

説明

- 一 此の届書は東京に住所を有する者が、鎌倉市に家屋を有し、其の家屋に滞在する場合に届出るものを示したのである(寄留法第一條、寄留手續令第一條、第五條、第二十四條、第二十六條、第二十八條、第三十一條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 寄留してから十四日以内に届出るのである。

届出人 世帯主 家主 稻富倉人團  
 鎌倉市長 何 某殿

届出人 世帯主 富本太兵衛團

説明

鎌倉市長 何 某殿  
 右寄留ヲ承諾ス  
 鎌倉市長谷百番地  
 承諾者 家主 大家 幸平團



戸籍寄留届請求及申請書編

- 一 此の届書は寄留地に家屋を所有しない者が、寄留地に一戸を借受け、一時滞在する場合に届出るものを示したのである（寄留法第一條、寄留手續令第五條、第二十四條、第二十六條、第二十八條、第三十一條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 寄留して十四日以内に届出るのである。
- 四 届書に家主の承諾を附記しない場合には、承諾書を添附するのである。

一四五 住所外寄留届（其一）

本籍 浦和市岸町五番地  
 寄留住所 東京市本郷駒込区浅嘉町九番地  
 寄留居所 銚子市馬場町五番地  
 寄留者 戸主 質屋 野本歳三郎  
 同 妻 無業 何年何月何日生  
 同 長男 官吏 何年何月何日生  
 同 何年何月何日生

一一八

同 二男 會社員 三郎  
 何年何月何日生  
 右昭和何年何月何日寄留  
 昭年年月日  
 届出人 世帯主 野本歳三郎  
 銚子市長 何 某殿  
 右寄留ヲ承諾ス  
 住所 銚子市馬場町百番地  
 承諾者 家主 大喜 又造  
 同 大喜 又造

説明

- 一 此の届書は本籍より他に住所寄留を爲した者が、更に他の地に居所寄留を爲した場合に届出るものを示したのである（寄留法第一條、寄留手續令第五條、第二十四條、第二十六條、第二十八條、第三十一條参照）。
- 二 届書は二通である。
- 三 寄留してから十四日以内に届出るのである。
- 四 家主の承諾を附記するか、又は承諾書を添附すべきである。

一四六 住所外寄留届（其二）

本籍 函館市松風町四番地  
 寄留住所 東京市下谷区二長町五番地  
 寄留居所 銚子市本町六番地  
 寄留者 戸主 會社員 山本忠造  
 右配偶者 妻 ひで 何年何月何日生  
 右昭和何年何月何日寄留  
 右住所外寄留届出候也  
 昭和年月日  
 届出人 寄留者 家主 山本忠造  
 銚子市長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は本籍より他の地に住所寄留をした者が、更に他の地に家屋を有し、其所に居所寄留をする場合に届出るものを示したのである（参照條は前號書式と同様である）。
- 二 届書は二通である。
- 三 十四日以内に届出るのである。

戸籍寄留届請求及申請書編

一四七 住所寄留場所變更届（其一）

本籍 浦和市岸町五番地  
 原寄留住所 東京市本郷駒込区浅嘉町九番地  
 新寄留住所 東京市本郷区春木町五番地  
 寄留者 戸主 質商 野本歳三郎  
 同 妻 無業 何年何月何日生  
 同 長男 官吏 何年何月何日生  
 同 二男 會社員 何年何月何日生  
 右昭和何年何月何日住所寄留場所變更  
 右住所寄留場所變更届出候也  
 昭和年月日  
 届出人 世帯主 家主 野本歳三郎  
 東京市本郷區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は一世帯が同時に、同区内に寄留の場所を變更したとき、世帯主より届出るものを示したのである（寄

一一九



留手續令第三十二條、第二十四條、第二十六條、第三十

一條参照。

- 二 届書は二通である。
- 三 十日以内に届出るのである。
- 四 此の届出は世帯主たる戸主より爲すのである。

一四八 住所寄留場所變更届 (其二)

本籍 浦和市岸町五番地

原寄留住所 東京市本郷區駒込淺嘉町九番地

新寄留住所 東京市本郷區春木町五番地

寄留者 戸主 歳三 官吏 野本歳三 郎長男

右昭和何年何月何日住所寄留場所變更

右住所寄留場所變更届出候也

昭和年月日

届出人

寄留者 野本歳三 郎

東京市本郷區長 何 某殿

右寄留ヲ承諾ス

住所 東京市本郷區春木町五番地

承諾者 家主 大草喜造 郎

説明

- 一 此の届書は住所寄留をした一世帯中の一人が、同一区内に寄留地を變更した場合に届出るものを示したのである(参照條文は前號と同様である)。
- 二 届書は二通である。
- 三 十日以内に届出るのである。
- 四 寄留地を變更した者が家屋を所有して居ないから、家主(又は管理人)の承諾を得なければならぬ。

一四九 住所寄留地變更届 (其一)

本籍 浦和市岸町五番地

原寄留住所 東京市本郷區駒込淺嘉町九番地

新寄留住所 東京市小石川區白山前町壹番地

寄留者 戸主 質屋 野本歳三 郎

何年何月何日生

同 妻 無業

何年何月何日生

同 長男 官吏 歳三

何年何月何日生

同

二男 會社員

三郎

何年何月何日生

右歳三、三郎ニ配偶者ナシ

右昭和何年何月何日住所寄留地變更

右住所寄留地變更届出候也

昭和年月日

届出人

世帯主 野本歳三 郎

東京市小石川區長 何 某殿

右寄留ヲ承諾ス

住所 東京市小石川區白山前町壹番地

承諾者 家主 大慈張太 郎

説明

- 一 此の届書は一世帯が同時に、他の市區町村に住所を變更した場合に届出るものを示したのである(寄留手續令第五條、第二十四條、第二十六條、第二十八條、第三十

一條参照)。

二 届書は二通である。

三 住所を變更してから、十日以内に届出るのである。

四 此の届出の場合に寄留者が家屋を有しないで、借家したのであるから、家主の承諾を附記するか、又は承諾書

戸籍寄留届請求及申請書編

を添附しなければならぬ。

一五〇 住所寄留地變更届 (其二)

本籍 浦和市岸町五番地

原寄留住所 東京市本郷區駒込淺嘉町九番地

新寄留住所 東京市小石川區白山前町壹番地

寄留者 戸主 歳三 會社員 野本三 郎 郎二男

何年何月何日生

右配偶者ナシ

右昭和何年何月何日住所寄留地變更

右住所寄留地變更届出候也

昭和年月日

届出人

寄留者 野本三 郎

東京市小石川區長 何 某殿

右寄留ヲ承諾ス

住所 東京市小石川區白山前町壹番地

承諾者 家主 大慈張太 郎

説明

- 一 此の届書は一世帯中の一人が、他の市區町村に住所を



變更した場合に届出るものを示したのである(参照條文は前號の書式と同様である。)

- 二 届書は二通である。
- 三 届出期間は前號書式と同様である。
- 四 寄留者が借家したのであるから、家主の承諾を得なければならぬ。

一五一 居所寄留場所變更届 (其二)

本籍 東京市本郷區田町六番地  
 原寄留居所 鎌倉市長谷百番地  
 新寄留居所 鎌倉市長谷五番地

寄留者 戸主 稻富倉人

同 妻 はま

同 長男 倉之助

右昭和何年何月何日居所寄留場所變更

右居所寄留場所變更届出候也

昭和年月日

届出人 世帯主 稻富倉人

鎌倉市長 何 某殿

右寄留ヲ承諾ス

住所 鎌倉市鎌倉町五番地

承諾者 家主 人好幸三郎

説明

- 一 此の届書は一世帯が同時に、同一の市町村内に居所を變更した場合に届出るものを示したのである(寄留手續令第三十二條、第五條、第二十四條、第二十六條、第三十一條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 居所を變更してから、十日以内に届出るのである。
- 四 借家したのであるから、家主の承諾を得なければならぬ。

一五二 居所寄留場所變更届 (其二)

本籍 東京市本郷區田町六番地  
 原寄留居所 鎌倉市長谷百番地  
 新寄留居所 鎌倉市長谷五番地

寄留者 長男 稻富倉之助

右昭和何年何月何日居所寄留場所變更

右居所寄留場所變更届出候也

昭和年月日

届出人 世帯主 野本歳三郎

浦和市長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は寄留者が、一世帯同時に本籍地に歸つた場合に届出るものを示したのである(寄留手續令第三十三條、第五條、第二十四條、第二十六條、第二十八條参照)。
- 二 届書は二通である。
- 三 十日以内に届出るのである。
- 四 此の届書は住所寄留のみをして、居所寄留を爲さない場合である。

一五四 寄留者復歸届 (其二)

本籍 浦和市岸町五番地  
 寄留住所 東京市本郷區駒込浅嘉町九番地  
 寄留者 戸主 野本歳三郎  
 同 長男 野本三郎  
 同 二男 野本三郎

右昭和何年何月何日日本籍ニ復歸

右寄留者復歸届出候也

届出人 世帯主 野本歳三郎

昭和年月日

届出人 寄留者 稻富倉之助

鎌倉市長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は一世帯中の一人が、同市町村内に居所を變更した場所に届出るものを示したのである(参照條文は前號書式と同様である)。
- 二 届書は二通である。
- 三 其の他は前號書式と同様である。

一五三 寄留者復歸届 (其二)

本籍 浦和市岸町五番地  
 寄留住所 東京市本郷區駒込浅嘉町九番地  
 寄留者 戸主 野本歳三郎  
 同 妻 みつ  
 同 長男 歳三  
 同 二男 三郎

右昭和何年何月何日日本籍ニ復歸

右寄留者復歸届出候也

戸籍寄留届請求及申請書編



浦和市長 何 某殿

説明

一 此の届書は一世帯中の家族の一人が、本籍地に歸つた場合に届出るものを示したのである(参照條文は前號書式と同様である)。

二 届書は二通である。

三 十日以内に届出るのである。

四 此の届出は世帯主より爲すのである。

一五五 寄留者退去届 (其一)

本籍 横濱市神奈川區反町五番地

寄留住所 東京市四谷町坂町六番地

寄留者 戸主 後藤徳雄

右昭和何年何月何日滿洲國ニ居住スル目的ヲ以テ

寄留地退居

右寄留地退去届出候也

昭和年月日

届出人 寄留者 後藤徳雄

東京市四谷區長 何 某殿

説明

一 此の届書は寄留した者が、本籍に歸らず。又新に寄留の場所を定めず、滿洲、朝鮮、臺灣、樺太等へ居住する目的で、寄留地を退去するとき、豫め其の旨を届出るものを示したのである(寄留手續令第三十四條、第五條、第二十四條、第二十六條、第二十八條参照)。

二 届書は二通である。

三 退去の時が又は退去する前に届出るのである。

四 此の届出は世帯主たる戸主より爲すべきである。

五 寄留した居所より滿洲等へ居住する目的で、退去する場合も、此の届書に準ずることが出来る。

一五六 寄留者退去届 (其二)

本籍 宇都宮市埜田町四番地

寄留住所 東京市本郷區向ヶ岡彌生町拾番地

寄留者 戸主 阿部熊造

右何年何月何日小石川區諏訪町五番地研究學館ニ

退去(又ハ退去先不明)

右寄留地退去届出候也

昭和年月日

戸主 大宮信太郎

右戸籍簿閱覽請求候也

昭和年月日

所在 同所

請求人 大宮信太郎

東京市本郷區長 何 某殿

説明

一 此の請求書は自分の本籍の在る市區役所又は町村役場に於て、自分の戸籍簿を閱覽する場合に提出するものを示したのである(戸籍法第十四條第一項参照)。

二 請求書は一通で宜しい。

三 手数料は一回十五錢である。

一五八 戸籍簿閱覽請求書 (其二)

本籍 東京市本郷區元町貳番地

戸主 大宮信太郎

右戸籍簿閱覽請求候也

昭和年月日

所在 東京市淺草區壽町六番地

浦和市長 何 某殿

説明

一 此の届書は一世帯中の家族の一人が、本籍地に歸つた場合に届出るものを示したのである(参照條文は前號書式と同様である)。

二 届書は二通である。

三 十日以内に届出るのである。

四 此の届出は世帯主より爲すのである。

一五五 寄留者退去届 (其一)

本籍 横濱市神奈川區反町五番地

寄留住所 東京市四谷町坂町六番地

寄留者 戸主 後藤徳雄

右昭和何年何月何日滿洲國ニ居住スル目的ヲ以テ

寄留地退居

右寄留地退去届出候也

昭和年月日

届出人 寄留者 後藤徳雄

東京市四谷區長 何 某殿

届出人 家主 深見房吉

東京市本郷區長 何 某殿

説明

一 此の書式は寄留の場所を退去した者が、其の届出を爲さず、其の後二十日以内に前寄留地の市町村長から寄留者退去の通知を受けないとき、家主(世帯主、管理者等)が其の届出をするものを示したのである(寄留手續令第二十二條、第三十七條、第五條、第二十六條、第三十一條参照)。

二 届書は二通である。

三 退去後二十日以内に通知を受けない時より、十日以内に届出るのである。

四 退去者の退去先が不明な場合も又、此の届出を爲すべきものである。

第三章 請求、申請其ノ他

一五七 戸籍簿閱覽請求書 (其二)

本籍 東京市本郷區元町貳番地

戸籍寄留届請求及申請書編



戸籍寄留届請求及申請書編

一一六

請求人 山本太兵衛  
東京市本郷區長 何 某殿

説明

- 一 此の請求書は他人の戸籍簿を他の市區役所又は町村役場で閲覧する場合に提出するものを示したのである(戸籍法第十四條第一項参照)。
- 二 請求書は一通で宜しい。
- 三 手数料は一回十五錢である。

一五九 除籍簿閲覧請求書

除籍前ノ本籍 東京市浅草區阿部川町五番地

前戸主 前川虎雄

右除籍簿閲覧請求候也

昭和年月日

所在 右同所

請求人

前川三太郎

東京市浅草區長 何 某殿

説明

- 一 此の請求書は除籍地に在る相続人が、被相続人の除籍

- 三 手数料は一枚金十五錢である。
- 四 他の戸籍謄本の交付を請求する場合も、此の書式に準じて請求書を作ることが出来る。

一六一 戸籍謄本送付請求書

本籍 東京市小石川區柳町六番地

戸主 山田忠造

右戸籍謄本手数料ノ外郵送料ヲ納付シ送付請求候也

昭和年月日

所在 右同所

請求人

山田忠造

東京市小石川區長 何 某殿

説明

- 一 此の届書は自己の戸籍簿の謄本を送付して貰ふ場合に提出するものを示したのである(戸籍法第十四條第二項参照)。
- 二 請求書は一通で宜しい。
- 三 手数料は一枚金十五錢、其の外に郵送料(實費)を送らなければならぬ。
- 四 他人の戸籍謄本を送付を請求する場合も、此の書式に

戸籍寄留届請求及申請書編

簿を閲覧する場合に提出するものを示したのである(戸籍法第十四條第一項参照)。

- 二 請求書は一通で宜しい。
- 三 手数料は一回十五錢である。
- 四 他人の除籍簿を閲覧する場合も、此の書式に準じて請求書を作ることが出来る。

一六〇 戸籍謄本交付請求書

本籍 東京市小石川區柳町六番地

戸主 山田忠造

右戸籍謄本交付請求候也

昭和年月日

所在 右同所

請求人

山田忠造

東京市小石川區長 何 某殿

説明

- 一 此の請求書は自分の本籍のある市區役所又は町村役場に對し、自分の戸籍の謄本の交付を求める場合に提出するものを示したのである(戸籍法第十四條第一項参照)。
- 二 請求書は一通で宜しい。

準じて請求書を作ることが出来る。

一六二 戸籍抄本交付請求書

本籍 東京市小石川區柳町六番地

戸主 山田忠造

右ノ戸籍中母(又ハ妻、長男其ノ他)何某ノ戸籍

右戸籍抄本交付請求候也

昭和年月日

請求人

山田忠造

説明

- 一 此の請求書は自分の戸籍中の或部分に付き、其の抄本の交付を求める場合に提出するものを示したのである(戸籍法第十四條第一項参照)。
- 二 請求書は一通で宜しい。
- 三 手数料は一枚金十五錢である。
- 四 他人の戸籍抄本の交付を請求する場合も、此の書式に準じて作ることが出来る。
- 五 戸籍抄本の送付を請求する場合も、此の書式と前號の書式を参照して請求書を作成することが出来る。

一二七



一六三 除籍謄本交付請求書

除籍前ノ原籍 東京市小石川區柳町六番地  
前戸主 山田忠造  
右除カレタル戸籍ノ謄本交付請求候也  
昭和年月日

請求人

山田忠造

東京市小石川區長 何 某殿

説明

- 一 此の請求書は除籍の謄本の交付を求めるときに提出するものを示したのである(戸籍法第十七條、第十四條第一項参照)。
- 二 請求書は一通で宜しい。
- 三 手数料は一枚金十五錢である。
- 四 除籍謄本の送付を求めるとき、又は他の除籍謄本の交付を請求する場合も、此の書式に準じて請求書を作るこゝが出来ぬ。

一六四 寄留簿閲覧請求書

本籍 浦和市岸町五番地

寄留住所 東京市四谷區片町六番地

戸主

池崎孝太郎

右寄留簿閲覧請求候也

昭和年月日

東京市四谷區片町六番地

請求人

池崎孝太郎

東京市四谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の請求書は寄留簿を閲覧する場合に提出するものを示したのである(寄留手續令第四條参照)。
- 二 請求書は一通で宜しい。
- 三 手数料は一回金十五錢である。

一六五 寄留簿謄本交付請求書

本籍 浦和市岸町五番地  
寄留住所 東京市四谷區片町六番地

戸主

池崎孝太郎

右寄留簿ノ謄本交付請求候也

昭和年月日

東京市四谷區片町六番地

請求人

池崎孝太郎

東京市四谷區長 何 某殿

説明

- 一 此の請求書は寄留の謄本の交付を求めるときに提出するものを示したのである(寄留手續令第四條参照)。
- 二 請求書は一通で宜しい。
- 三 手数料は一枚金十五錢である。
- 四 抄本は次號の書式に依る。

一六六 寄留簿抄本交付請求書

本籍 浦和市岸町五番地

寄留住所 東京市四谷區片町六番地

戸主

池崎孝太郎

右寄留中母(又ハ長男其ノ他)何某ノ寄留(又ハ何  
々ノ事項ニ關スル部分)

右寄留簿ノ抄本交付請求候也

昭和年月日

東京市四谷區片町六番地

戸籍寄留届請求及申請書編

請求人

池崎孝太郎

東京市四谷區長 何 某殿

一六七 届出受理證明書交付請求書

婚姻届書 何通

届出事項ノ要旨 左記當事者ノ婚姻

本件本人

本籍 東京市本郷區弓町五番地

所在 本籍ニ同シ

大木利兵衛

妻 こと

右何年何月何日婚姻届ヲ受理シタルコトノ證明書交

付請求候也

昭和年月日

請求人 届出人

大木利兵衛

東京市本郷區長 何 某殿

説明

- 一 此の請求書は届出人が、届出を受理されたことの證明書を求める場合に提出するものを示したのである(戸籍



法第六十七條第一項参照。

- 二 請求書は一通で宜しい。
- 三 手数料は一通金十五錢である。
- 四 其の他届出又は申請の受理されたことの證明書を求める場合も、此の書式に準じて請求書を作れば宜しい。

### 一六八 届書閲覧請求書

出生届書

本件本人

本籍 東京市板橋區板橋町七丁目八番地

母 戸主太郎兵衛二女片岡きよ

出生子 右私生子 女 片岡もと

右何年何月何日届出生閲覧請求候也

昭和年月日

所在 東京市小石川區竹早町五番地

請求人

東京市板橋區長 何 某殿

片岡きよ 團

説明

- 一 此の請求書は利害關係人が、届書の閲覧を求める場合

に提出するものを示したのである（戸籍法第六十七條第二項参照）。

- 二 請求書は一通で宜しい。
- 三 手数料は一回金十五錢である。
- 四 其の他の届書や申請書の閲覧を求める場合も、此の書式に準じて請求書を作ることが出来る。

### 一六九 隠居許可ノ申請

貳拾錢 捺印

住所地 東京市小石川區餌差町五番地

申請人 戸主 山田善太郎

同 右同所

法定ノ推定家督相續人 山田 太郎

申請ノ趣旨

右申請人善太郎ノ隠居ヲ爲スコトノ許可ヲ求ム

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ年齢未タ六十年未滿ノ戸主ナル處何年何月何日ヨリ肺病ニ罹リ今日ニ至ル迄療養セシモ快復ニ至ラス全ク家政ヲ執ルコト能ハサルノミナラス何時快復スルヤ計ラレサル状態ニ有之候ニ付キ隠居致

度本申請ヲ爲スニ至リタル次第ニ御座候

立證方法

- 一 戸籍謄本ニ依リ戸主タル身分、年齢及ヒ家督相續人ヲ證明致候
- 一 醫師何某ノ診斷書ニ依リ疾病ヲ證明致候

添附書類

一 戸籍謄本

一 醫師ノ診斷書

壹通

昭和年月日

申請人

山田善太郎 團

法定ノ推定家督相續人 山田 太郎 團

東京區裁判所監督判事 何 某殿

説明

- 一 此の申請書は戸主が六十歳未滿であるが、病氣の爲め家政を執ることが出来ないので、裁判所に隠居の許可を申請する場合に作るものを示したのである（民法第七百五十三條、訴訟事件手續法第九十條、民事訴訟用印紙法第十六條参照）。
- 二 申請書は一通で宜しい。
- 三 此の申請は隠居者の住所地の區裁判所に爲すのである

戸籍寄留届請求及申請書編

- 四 此の申請書には金二十錢の印紙を貼用する。
- 五 此の申請書に依り隠居の許可を受けたときは、其の謄本を添附して隠居届をするのである。
- 六 疾病以外の事由で隠居の許可を申請する場合も、此の書式に準じて申請書を作成することが出来る。

### 一七〇 廢家許可ノ申請

貳拾錢 捺印

本籍 東京市本郷區春木町六番地

住所地 本籍ニ同シ

申請人

淵田又造

申請ノ趣旨

右申請人ノ戸主タル家ヲ廢スルコトノ許可ヲ求ム

申請ノ原因タル事項

右申請人ハ其ノ本家ナル東京市四谷區坂町六番地戸主淵田又右衛門ノ家ヨリ分家シタル父利吉ノ死亡ニ因リ其ノ家督相續ヲ爲シテ戸主ト爲リタルモノナル處本家ノ戸主ハ昭和何年何月何日死亡シタルモ其ノ法定及ヒ指定ノ家督相續人ナク親族會ハ昭和何年何月何日申請人ヲ其ノ相續人ニ選定シタリ、然ルニ申



戸籍寄留届請求及申請書編

請人ハ家督相續ニ因リ分家ノ戸主ト爲リタルヲ以テ裁判所ノ許可ヲ得ルニ非サレハ廢家ヲ爲シテ本家ヲ相續スルコトヲ得ス、而シテ申請人カ隱居スルトキハ申請人ノ分家ハ家計ヲ立ツルコトヲ得サルニ因リ廢家ノ許可ヲ求ムルニ至リタル次第ニ有之候

證據方法

- 一 戸籍謄本ニ依リ前述ノ事實ヲ證明ス
- 一 親族會ノ決議書ニ依リ相續人ニ選定セラレタルコトヲ證ス

添附書類

- 一 戸籍謄本 貳通
- 一 親族會ノ決議書 壹通

昭和年月日

申請人

東京區裁判所監督判事 何 某殿 淵田又造 團

説明

一 此の申請書は家督相續に因つて分家の戸主と爲つた者が、本家に法定又は指定の相續人が無いので、親族會で相續人に選定されたとき、本家を相續する爲めに廢家の

許可を申請する場合に作るものを示したのである(民法第七百六十二條、非訟事件手續法第九十一條第一項、民事訴訟用印紙法第十六條參照)。

- 二 申請書は一通で宜しい。
- 三 戸主の住所地の區裁判所へ提出するのである。
- 四 此の申請書に貼用する印紙は金二十錢である。
- 五 此の申請書に依つて廢家の許可を受けたときは、其の裁判の謄本を添附して相續届をするのである。
- 六 其の他の事由で廢家の許可を申請する場合の申請書も此の申請書に準じて作成することが出来る。

貳拾錢 捺印 一七一 就籍許可ノ申請

本籍ヲ有セス

所在 東京市板橋區板橋町七丁目百番地

申請人

頓間安兵衛

申請ノ趣旨

右申請人ヲ左ノ如ク就籍スルコトノ許可ヲ求ム

本籍 東京市板橋區板橋町七丁目百番地

前戸主

頓間太郎

父亡頓間太郎、母亡とき長男

昭和何年何月

何日前戸主ノ

死亡ニ因リ

戸主

頓間安兵衛

何年何月何日生

申請ノ原因タル事實

右申請人ノ前戸主太郎ハ曾テ本籍ヲ東京市小石川區林町六番地ニ有セシ處其ノ後東京市下谷區坂本町四番地ニ轉籍ノ際其ノ記載ナクシテ除籍セラレタル爲メ爾來本籍ヲ有セス從テ其ノ家族タル申請人モ今日ニ至ルマテ本籍ヲ有セス、然ルニ前戸主及ヒ母ハ昭和何年何月何日死亡シタルヲ以テ申請人ノ出生届出義務者ナキ爲メ其ノ届出ヲ爲スニ由ナシ、然レトモ申請人ハ前記ニ記載シタル如クナルカ故ニ其ノ記載ノ如ク就籍致度其ノ届出ヲ爲ス爲メ就籍許可ヲ申請スルニ至リタリ

立證方法

- 一 除籍謄本ヲ以テ右ノ事實ヲ證明ス
- 一 親族何某ノ供述ヲ以テ何々ノ事實ヲ證明ス
- 一 親族何某ノ戸籍謄本ヲ以テ何々ノ事實ヲ證明ス

戸籍寄留届請求及申請書編

添附書類

- 一 除籍謄本 壹通
- 一 親族何某ノ供述書 壹通
- 一 親族何某ノ戸籍謄本 壹通

昭和年月日

申請人

頓間安兵衛 團

東京區裁判所監督判事 何 某殿

説明

一 此の申請書は本籍を有しない者が、本籍を得る爲め(就籍する爲め)裁判所に申請する場合に作るものを示したのである(戸籍法第六十條、民事訴訟用印紙法第十六條參照)。

- 二 申請書は一通で宜しい。
- 三 就籍せんとする地を管轄する區裁判所へ提出するのである。
- 四 此の申請に貼用する印紙は金二十錢である。
- 五 此の申請に因つて就籍の許可を受けてから、十日以内に就籍届をするのである。
- 六 此の申請書に記載してある以外の事實に依つて、本籍を有しない者が就籍許可の申請をする場合も、此の書式